

# 第2期のべおか子どもの豊かな未来応援プラン

## - 第2期延岡市子どもの貧困対策推進計画 -



令和5年3月  
延岡市



## 目 次

### 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景 .....	2
2. 計画の位置付け .....	5
3. 計画策定の目的 .....	5
4. 計画の期間 .....	6
5. SDGsの視点を踏まえた計画の推進 .....	6
6. 計画の策定体制 .....	7

### 第2章 延岡市の子どもを取り巻く現状と課題

1. 子どもを取り巻く現状 .....	10
2. アンケート調査の結果 .....	17
3. 資源量調査の結果 .....	50
4. 第1期計画の施策の実施状況・評価 .....	51
5. 子どもの貧困対策推進における課題 .....	60

### 第3章 基本理念・基本方針

1. 基本理念 .....	62
2. 基本方針 .....	63
3. 子どもの貧困に関する指標 .....	66

### 第4章 施策の展開

*延岡市の子どもの貧困対策推進における課題と施策の関連図 .....	70
1. 体系的・効果的な支援事業の実施 .....	72
〔1〕教育の支援 .....	72
〔2〕生活の支援 .....	74
〔3〕保護者の就労支援 .....	78
〔4〕経済的支援 .....	80
2. 支援ネットワークの構築 .....	82
3. 個別支援体制の専門性の向上 .....	84
4. 能動的なプッシュ型支援の実施 .....	85
*延岡市内の社会資源・相談窓口 .....	86

### 第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制 .....	98
2. 計画の進捗管理と計画の見直し .....	99

## 資料編

1. 延岡市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱 ..... 102
2. 延岡市子どもの貧困対策推進委員会名簿 ..... 104
3. 計画策定の経過 ..... 105

# 第1章

計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

### (1) 計画策定の背景

厚生労働省の平成25年国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は、平成24年に過去最高の16.3%となりました。その後、改善傾向にありますが、平成30年で13.5%と、依然として7.4人に1人の子どもが貧困の状況にあると報告されています。

なお、経済協力開発機構（OECD）が平成27年に改定した新基準（従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。）では14.0%となっています。

また、内閣府は、令和3年に子どもの貧困に関する初めての全国調査「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」を公表しました。この調査で、経済的に困窮している世帯やひとり親家庭の子どもは、学習・生活・心理面等、広い範囲で深刻な影響を受けることが明らかになりました。

本市においては、平成30年3月に「のべおか子どもの豊かな未来応援プラン（延岡市子どもの貧困対策推進計画）」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、経済的に困窮している世帯やひとり親家庭に対して、経済的支援、就労支援等に取り組んできました。

一方、今なお支援を必要とする子どもや家庭が存在し、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用への影響等により、子どもの貧困を取り巻く環境は今後も厳しい状況が続くと考えられます。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

そのため、第1期計画の取組を継承しつつ、新たな課題への対応を含め、本市の全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を実現するために、「第2期のべおか子どもの豊かな未来応援プラン（第2期延岡市子どもの貧困対策推進計画）」（以下、「第2期計画」という。）を策定することとしました。

### ■ 子どもの貧困率の推移

（単位：％）

項目	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年		平成30年の状況
					新基準	
相対的貧困率*	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	6.5人に1人が貧困状態
子どもの貧困率	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	7.4人に1人が貧困状態
子どもがいる現役世帯	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	7.9人に1人が貧困状態
大人が一人	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	2.1人に1人が貧困状態
大人が二人以上	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	9.3人に1人が貧困状態

資料：厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」

## (2) 国の動向

### ① 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の動き

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号。）が施行されました。

令和元年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 41 号。以下、「改正法」という。）が公布され、同年 9 月に施行されました。

#### ! 改正法の主なポイント

##### ■ 目的規定に、以下の事項を明記

- ・子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
- ・貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること

##### ■ 基本理念に、以下の事項を明記

- ・子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、健やかに育成されること
- ・各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
- ・貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

### ② 「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し

政府は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、基本的な方針や子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」を平成 26 年 8 月に閣議決定し、総合的な対策を推進してきました。

その後、令和元年 8 月に「子供の貧困対策に関する有識者会議」から「今後の子どもの貧困対策の在り方について」の提言がなされました。提言においては、大綱に基づき各種の支援が進捗したことや子どもの貧困率をはじめとする多くの指標で改善が見られたこと等については評価された一方、現場には今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、状況は依然として厳しいこと等が指摘されました。

そして、令和元年 11 月に提言を踏まえ、改正法に基づく新たな大綱（以下、「新大綱」という。）が閣議決定されました。

！ 新大綱の主なポイント

■ 分野横断的な基本方針

1. 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
2. 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
3. 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
4. 地方公共団体による取組の充実を図る。

■ 分野ごとの基本方針

(1) 教育の支援	学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
(2) 生活の支援	親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
(3) 保護者の就労支援	職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
(4) 経済的支援	様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
(5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。	
(6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。	

(3) 宮崎県の動向

宮崎県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画として、平成28年3月に「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

その後、国の動向を踏まえ、令和2年3月に「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

！ 県の関連計画の主なポイント

※朱書きは計画の見直しに当たって追加された文言

■ 子どもの貧困対策の柱

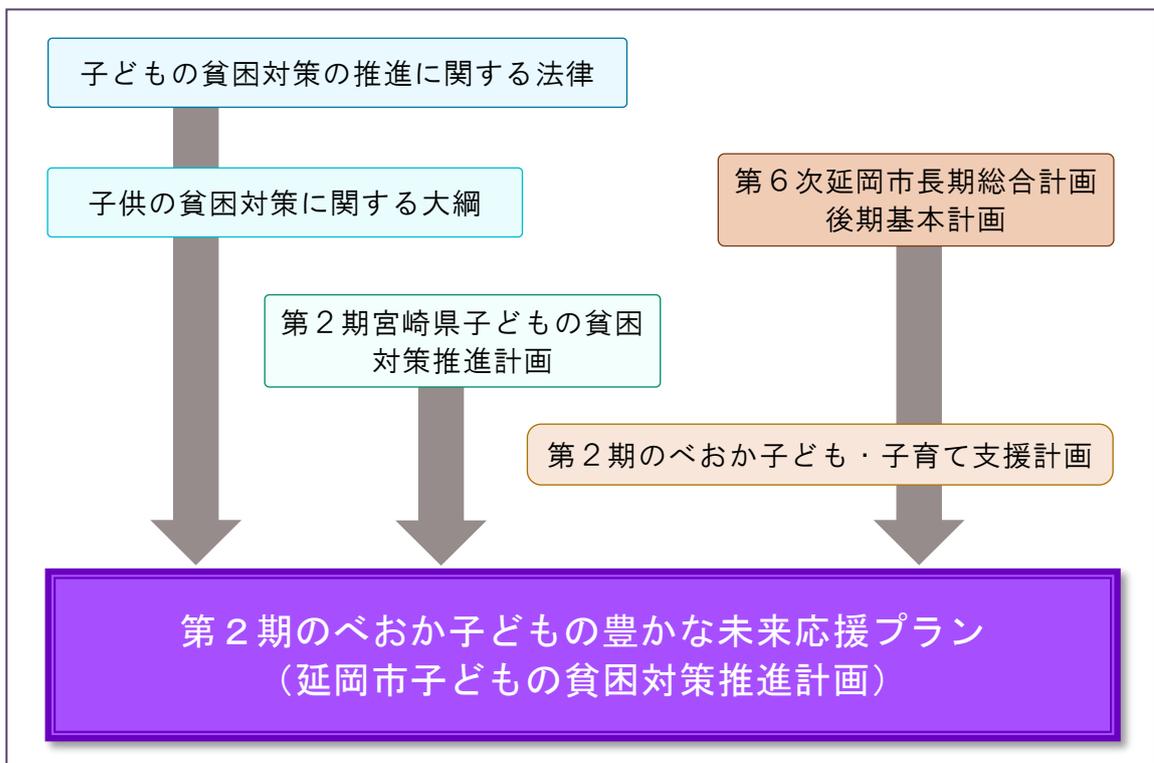
- (1) 保護者に対する **職業生活の安定と向上に資するための** 就労の支援
- (2) 教育の支援
- (3) 生活の **安定に資するための** 支援
- (4) 経済的支援

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「改正法」第9条に基づく市町村計画として、令和元年度に国が策定した新たな「子供の貧困対策に関する大綱」、また宮崎県が策定した「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえて策定するものです。

また、市の上位計画である「第6次延岡市長期総合計画後期基本計画」をはじめ、児童福祉分野の基本計画である「第2期のべおか子ども・子育て支援計画」、その他市の関連する諸計画との整合性を図りながら、子どもの貧困対策に資する取組について示すとともに、経済的に困窮している子どもや家庭に対して必要な支援体制の構築を図ります。

### ■ 計画の位置付け



## 3. 計画策定の目的

本計画は、国や県の子どもの貧困に関する計画等と整合性を図りながら、今回実施した調査の結果を踏まえた上で、「子どもたちの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、地域の大人に見守られ、前向きな気持ちで希望を持つことのできる社会を実現すること」を目的とし、「第2期計画」として策定するものです。

## 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、国・県の施策や関連性のある計画の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、継続的に子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

## 5. SDGsの視点を踏まえた計画の推進

「SDGs」は、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。令和12年を期限として、17の開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げ、国際社会全体の課題として取組を進めています。

特に、SDGsの目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。」は、子どもの貧困対策の推進に直接的に関わるものです。

本市においても、SDGsの理念「誰一人取り残さない」を踏まえ、全ての子どもたちがその生まれ育った環境に関わらず、心身の健やかな成長と教育の機会均等を保障されるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していくことが求められています。

SDGsのうち、本計画との関係性が深いものは、以下のとおりです。

- 目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
- 目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
- 目標10 各国内及び各国家間の不平等を是正する。
- 目標11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※「第4章 施策の展開」の施策ごとに関連するアイコンを掲載しています。

## 6. 計画の策定体制

### (1) 延岡市子どもの貧困対策推進委員会

子どもの貧困対策推進に関する検討を行うために設置した、延岡市子どもの貧困対策推進委員会（有識者、関係団体、児童福祉等事業者、関係行政機関等で構成。平成29年設置。）にて、本計画の策定に向けた協議を行いました。

### (2) 延岡市子どもの貧困対策推進計画策定庁内ワーキング会議

本計画を策定するにあたり、庁内における実務レベルでの協議、情報共有等を目的とした延岡市子どもの貧困対策推進計画策定庁内ワーキング会議（関係課室職員により構成。）を設置し、計画素案作成の協議を行いました。

### (3) アンケート調査

子どもや家庭の生活状況、保護者の子どもとの関わり方、市への要望等を把握し、今後の子どもに対する福祉施策の推進と本計画策定の参考とするために、市立の小学校・中学校・義務教育学校に通う小学5年生及び中学2年生の児童生徒、その保護者、また、教職員、市内配置校に配置されているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（以下、「教職員等」という。）、さらに、主任児童委員、民生委員・児童委員（以下、「民生委員等」という。）を対象にアンケート調査を実施しました。

#### ■ アンケートの種類及び対象者数等

対象者	配布方法	回収方法
小学5年生（989人） 中学2年生（1,045人） 保護者（延べ2,034人）※	児童生徒及び保護者のアンケート用紙及び返信用封筒をまとめて封入した封筒を学校を通じて配布	郵送またはWebでの回答
教職員等 （小学校452人、中学校297人、義務教育学校15人、スクールカウンセラー5人、スクールソーシャルワーカー1人 計770人）	教職員等宛ての依頼文を学校等を通じて配布	Webでの回答
民生委員等 （主任児童委員33人、民生委員・児童委員272人 計305人）	市内各地区で行われている定例会の10月度でアンケート用紙及び返信用封筒を配布（10月に開催されなかった地区は、各民生委員等に郵送配布）	郵送またはWebでの回答

※家庭内に調査対象の児童生徒が2人以上いる場合、保護者は1人の児童生徒について回答。

## ■ 第1章 計画の策定にあたって ■

### ■ アンケート調査の回収票数及び回収率

対象者		配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 (B) / (A)
児童 生徒	小学5年生	989	370	37.4%
	中学2年生	1,045	369	35.3%
	小計	2,034	739	36.3%
保護者	小学5年生・中学2年生 の保護者	2,034	770	37.9%
支 援 者	教職員等	770	304	39.5%
	民生委員等	305	218	71.5%
	小計	1,075	522	48.6%

### (4) 資源量調査

日頃から多くの子どもや家庭に関わっている公的機関、民間団体等を対象に、子どもの貧困に関する現状及び課題、必要とされる支援等を把握するために調査を行い、24の機関・団体から回答を得ました。調査項目は以下のとおりです。

#### ■ 資源量調査の調査項目

調査項目
① 機関・団体の主な業務
② 貧困状況にある子どもや家庭に対して実施している貧困対策・支援に関する取組
③ 貧困状況にある子どもや家庭の現状及び課題
④ 貧困状況にある子どもや家庭に対する支援において感じていること
⑤ 第2期計画の策定にあたっての意見

### (5) パブリックコメント

計画素案を公表し、それに対する意見を求めるパブリックコメントを行いました。

・期間 令和5年1月30日～令和5年2月20日

# 第2章

延岡市の子どもを  
取り巻く現状と課題

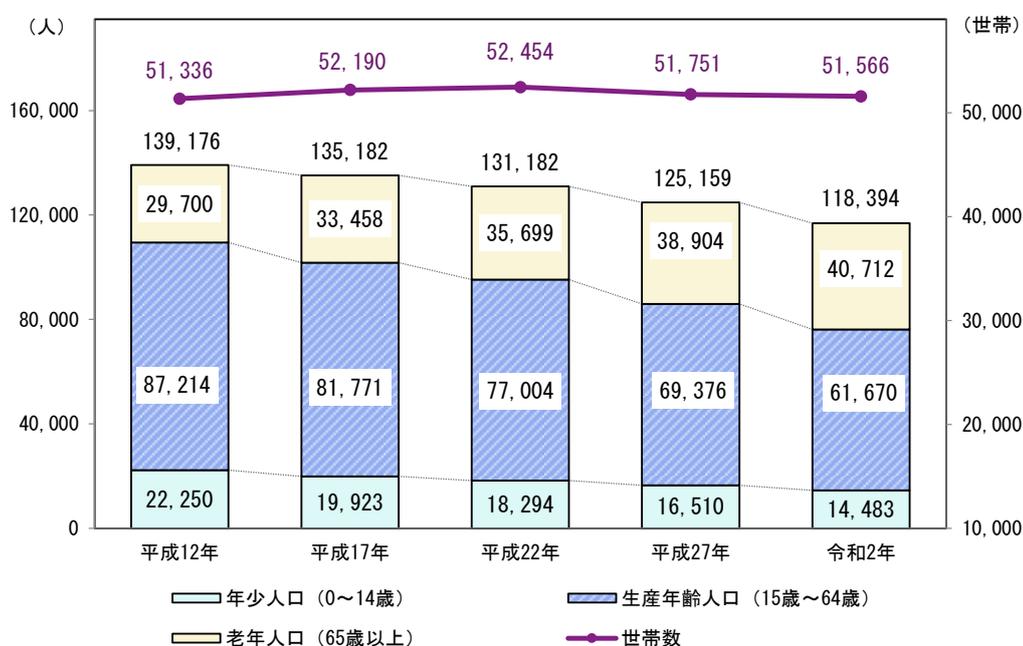
## 1. 子どもを取り巻く現状

### (1) 人口・世帯数等

#### ① 年齢3区分別人口

- 本市の総人口は、令和2年に118,394人となっており、平成12年からの20年間で2万人超の減少となっています。一方で、世帯数は横ばいであることから、世帯あたりの人員が減少しており、家族の形態が変化していることが考えられます。
- 年齢3区分別人口の推移をみると、老年人口（65歳以上）は増加し続けている一方、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少の一途をたどっており、本市においても少子高齢化が進行しています。

■ 年齢3区分別人口数・世帯数の推移



	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	139,176	135,182	131,182	125,159	118,394
総世帯数	51,336	52,190	52,454	51,751	51,566
年少人口 (0～14歳)	22,250	19,923	18,294	16,510	14,483 (14,531)
年少人口割合 (%)	16.0	14.7	13.9	13.2	12.2 (12.3)
生産年齢人口 (15～64歳)	87,214	81,771	77,004	69,376	61,670 (62,781)
高齢者人口 (65歳以上)	29,700	33,458	35,699	38,904	40,712 (41,082)

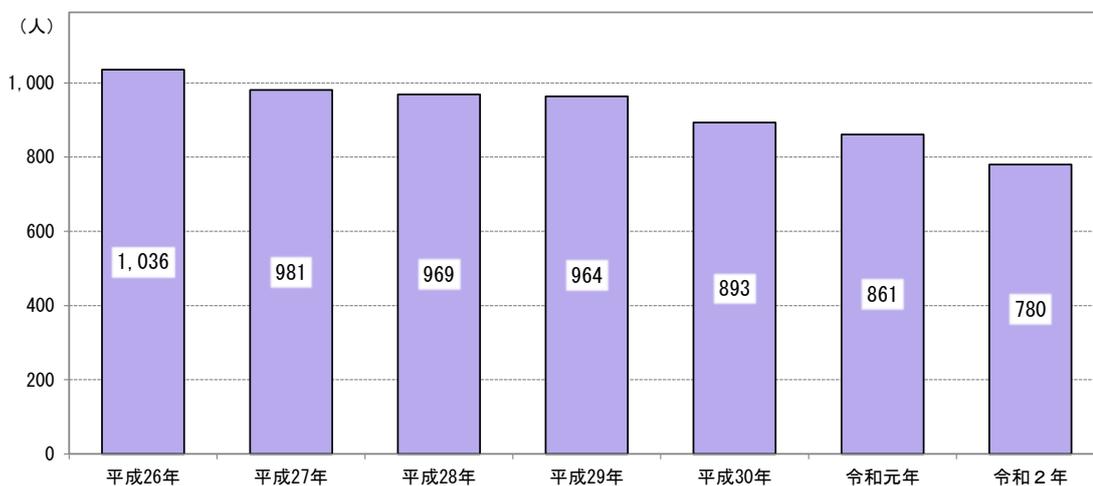
資料：国勢調査

※総人口は不詳を含むが、各年齢構成人口には含まない。令和2年の各年齢構成人口の括弧内は不詳を含む。

② 出生数

・本市の出生数は、令和2年には780人となっており、減少傾向にあります。

■ 出生数の推移

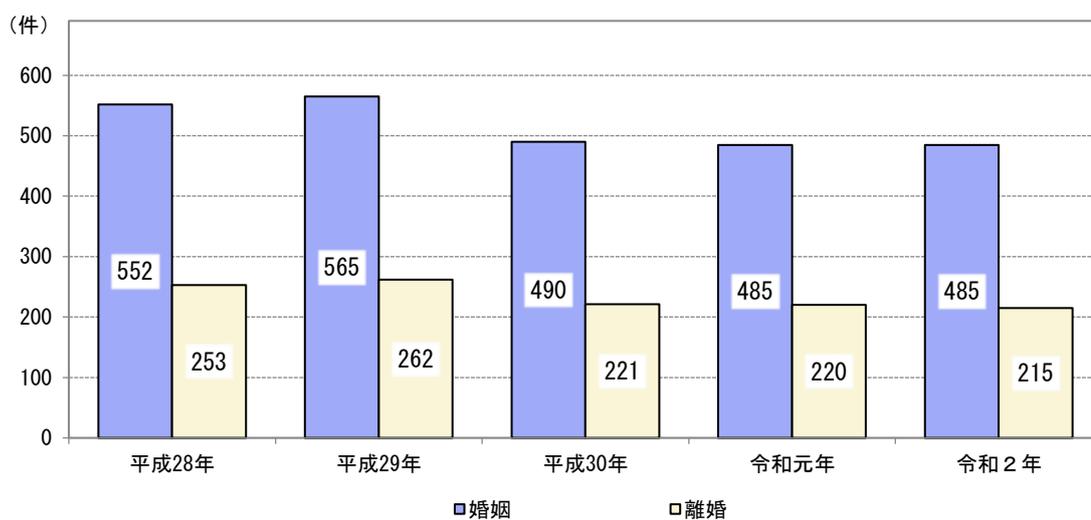


資料：人口動態調査

③ 婚姻・離婚件数

・本市の離婚件数は、平成29年に増加しましたが、その後減少傾向にあり、令和2年は215件となっています。

■ 婚姻・離婚件数の推移

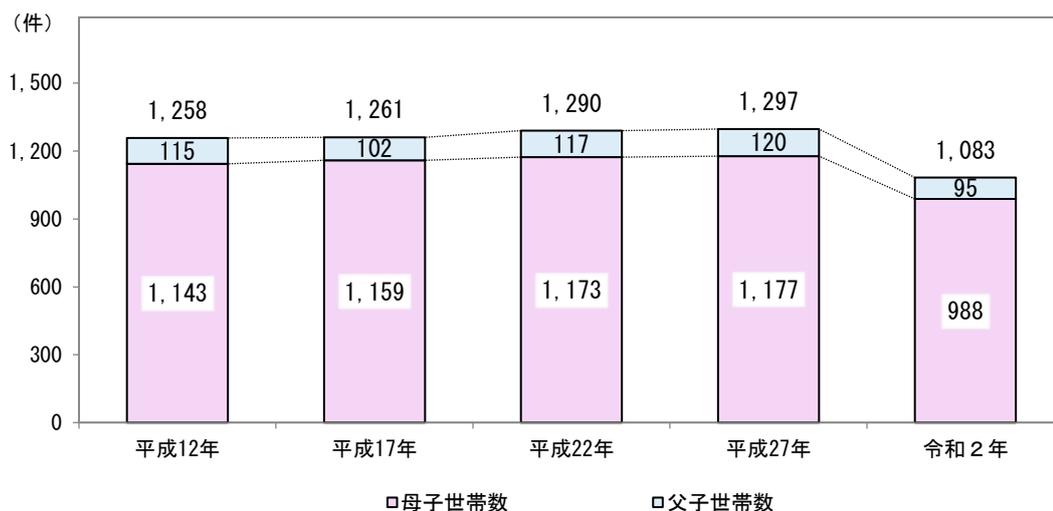


資料：人口動態調査

④ ひとり親世帯の状況

- ・本市のひとり親世帯は、平成12年から平成27年にかけて母子世帯・父子世帯ともに年々微増の傾向にありましたが、出生数の減少とともに、令和2年には1,083世帯となっています。
- ・令和2年における母子世帯数は988世帯、父子世帯数は95世帯となっており、ひとり親世帯のうち約91%が母子世帯となっています。

■ 母子・父子世帯数の推移



資料：国勢調査

(2) 子どもの状況

① 児童生徒数等の推移

- ・本市の小学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校に通う子どもの数は減少傾向にあります。
- ・特定教育・保育施設及び中学校に通う子どもの数は横ばいとなっています。

■ 児童生徒数等の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園・幼稚園)	3,806	3,792	3,888	3,869	3,801
小学校	6,609	6,545	6,490	6,431	6,269
中学校	3,553	3,402	3,267	3,241	3,366
高等学校	3,935	3,879	3,762	3,724	3,681
特別支援学校	214	214	211	202	199
専修学校	212	216	216	207	205

資料：庁内資料、宮崎県の学校の現状、宮崎県統計年報

② 卒業後の進路

- 本市の中学校卒業後の進路は、令和3年度の高等学校等への進学率が98.0%、就職率が0.3%となっています。
- 高等学校卒業後の進路は、進学する割合が減少傾向にありましたが、令和2年度から増加に転じ、令和3年度の進学率は46.6%となっています。一方で、就職率は、増加傾向にありましたが、令和3年度に減少しています。

■ 中学校卒業後の進路

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
高等学校等進学者数	1,275	1,177	1,178	1,124	1,015
進学率 (%)	98.4	98.7	98.8	97.7	98.0
専修学校進学者数	0	0	0	2	1
専修学校等入学者数	2	4	4	1	1
公共職業能力開発施設等入学者数	5	2	3	0	1
上記のうち、就職している者の数	0	0	0	0	0
就職者数	6	2	2	7	3
就職率 (%)	0.5	0.2	0.2	0.6	0.3
その他の人数	8	8	5	16	15
総数	1,296	1,193	1,192	1,150	1,036

資料：宮崎県学校基本調査

■ 高等学校卒業後の進路

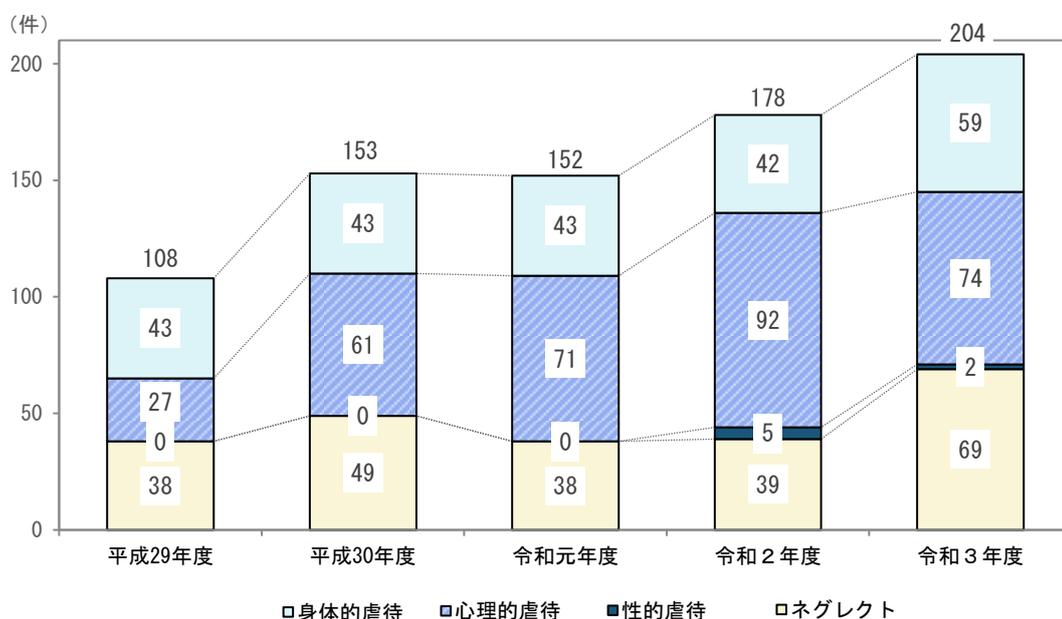
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
大学等進学者数	619	565	558	559	547
進学率 (%)	48.3	47.4	43.9	45.4	46.6
専修学校進学者数	225	218	224	169	180
専修学校等入学者数	9	0	19	72	37
公共職業能力開発施設等入学者数	1	2	0	1	0
上記のうち、就職している者の数	0	4	5	4	1
就職者数	395	383	407	404	368
就職率 (%)	30.8	32.5	32.4	33.2	31.4
その他の人数	33	23	63	25	42
総数	1,282	1,191	1,271	1,230	1,174

資料：宮崎県学校基本調査

③ 児童虐待の相談件数

- 本市の児童虐待の相談件数は、増加傾向にあり、令和3年度は204件となっています。

■ 児童虐待の相談件数の推移



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体的虐待	43 (19)	43 (27)	43 (31)	42 (31)	59 (27)
心理的虐待	27 (22)	61 (28)	71 (44)	92 (57)	74 (43)
性的虐待	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	2 (1)
ネグレクト	38 (22)	49 (29)	38 (23)	39 (27)	69 (36)
総数	108 (63)	153 (84)	152 (98)	178 (118)	204 (107)

資料：庁内資料  
※括弧内は虐待の実人数

(3) 経済状況

① 児童扶養手当受給者数の状況

- 本市の児童扶養手当の受給者数は、出生数及びひとり親世帯の減少とともに減少傾向にあり、令和3年度は1,474人となっています。

■ 児童扶養手当受給者数の推移

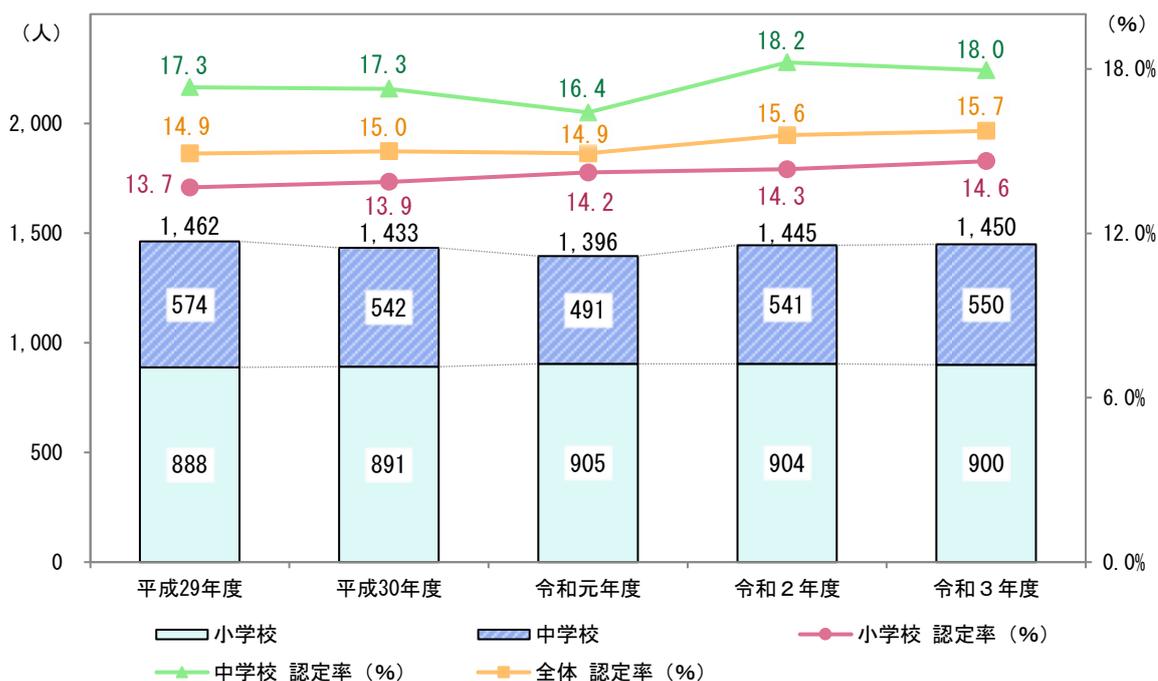
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人数	1,889	1,810	1,656	1,570	1,474

資料：庁内資料

② 就学援助受給者の状況

- 本市の令和3年度の就学援助受給者数（準要保護認定者数）は、1,450人、認定率は15.7%、支給額は約1億9百万円となっています。
- 小学校の認定率は増加傾向にあり、令和3年度には14.6%となっています。
- 中学校の認定率は令和3年度で18.0%となっており、小学校より3.4ポイント高くなっています。

■ 就学援助受給者数の推移



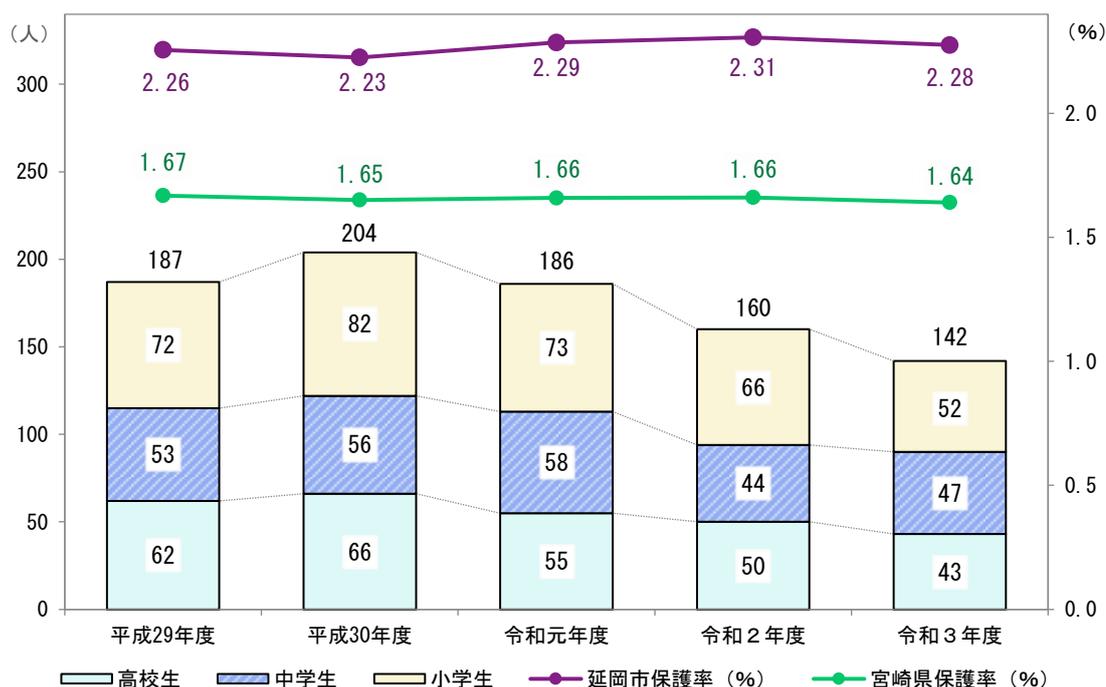
区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	人数(人)	888	891	905	904	900
	認定率(%)	13.7	13.9	14.2	14.3	14.6
	支給総額(円)	60,279,800	60,011,628	57,293,316	58,971,768	58,407,560
中学校	人数(人)	574	542	491	541	550
	認定率(%)	17.3	17.3	16.4	18.2	18.0
	支給総額(円)	61,205,191	50,535,767	45,777,257	43,171,771	50,974,988
全体	人数(人)	1,462	1,433	1,396	1,445	1,450
	認定率(%)	14.9	15.0	14.9	15.6	15.7
	支給総額(円)	121,484,991	110,547,395	103,070,573	102,143,539	109,382,548

資料：庁内資料

③ 生活保護受給者の状況

- 本市の令和3年度の被保護世帯数は2,189世帯、被保護人員は2,639人となっており、どちらも前年度より減少しています。
- また、被保護人員のうち、令和3年度における子どもの人数は142人となっており、令和元年度以降、減少傾向にあります。
- しかし、本市の保護率は、宮崎県を上回って推移しており、令和3年度は2.28%で、宮崎県の保護率を0.64%上回っています。

■ 生活保護受給者数の推移



区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保護世帯数	2,224	2,202	2,218	2,204	2,189
被保護人員 (人)	2,758	2,732	2,754	2,689	2,639
小学生 (人)	72	82	73	66	52
中学生 (人)	53	56	58	44	47
高校生 (人)	62	66	55	50	43
子ども計 (人)	187	204	186	160	142
その他	2,571	2,528	2,568	2,529	2,497
延岡市保護率 (%)	2.26	2.23	2.29	2.31	2.28
宮崎県保護率 (%)	1.67	1.65	1.66	1.66	1.64

資料：庁内資料

## 2. アンケート調査の結果

### ●本調査における「相対的貧困世帯」の定義

- ・国においては、国民生活基礎調査を基に、世帯人数ごとの等価可処分所得（手取り収入を世帯人員の平方根で割ったもの。）の分布の中央値の半分の額を「貧困線」とし、貧困率を算出しています。
- ・本調査においては、第1期計画の定義と同様に、国が算出した貧困線を基に、保護者票の世帯収入についての質問の回答を、「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」にあてはめ、本市における「相対的貧困世帯」と定義し、それ以外の世帯については、便宜上「標準世帯」と表記することとします。
- ・ただし、今回の定義は国の貧困線やアンケート調査結果を参考にしたものです。一概に、国が公表している相対的貧困率の資料と比較できるものではありません。
- ・また、本調査では保護者票と児童生徒票を関連付けて集計を行っています。

### ■ 有効回収数のうち「相対的貧困世帯」の数と割合

種別	国の貧困線の基準※	相対的貧困層となる区分	件数	全体数	割合
2人世帯	179万円	200万円	7件	19件	36.8%
3人世帯	219万円	250万円	33件	108件	30.6%
4人世帯	253万円	300万円	35件	241件	14.5%
5人世帯	283万円	300万円	27件	236件	11.4%
6人世帯	310万円	350万円	17件	95件	17.9%
7人世帯	336万円	350万円	8件	30件	26.7%
8人世帯	359万円	400万円	3件	11件	27.3%
9人世帯以上	380万円	400万円	1件	4件	25.0%
合計	—	—	131件	744件	17.6%

※国の貧困線の基準は、「2019（令和元）年国民生活基礎調査」のデータに基づく。

### ■ 児童生徒票

	回収数	保護者票と関連付けられた件数	
		相対的貧困世帯	標準世帯
小学生	370件	51件	248件
中学生	369件	64件	252件

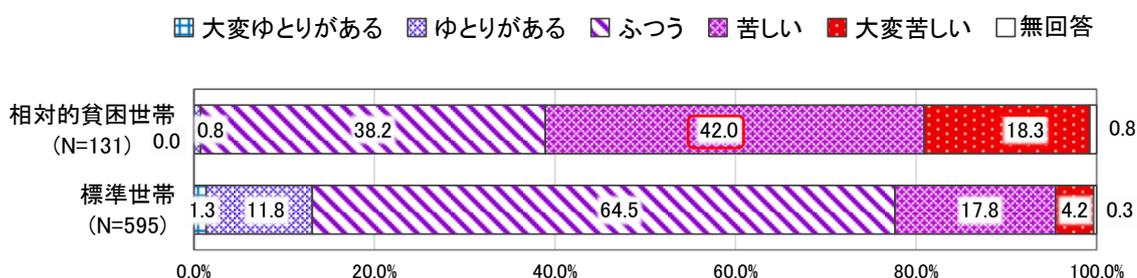
(1) 保護者向けアンケートの調査結果の概要

[第1期計画策定時の調査（前回調査）について]

前回調査では、幼稚園・保育所等の年長児、小学校6年生及び中学校3年生の保護者を対象としており、今回の調査対象者とは異なっていますが、質問内容及び選択肢が同様の質問については、参考として今回の調査結果と比較を行っています。

① 現在の暮らし向き

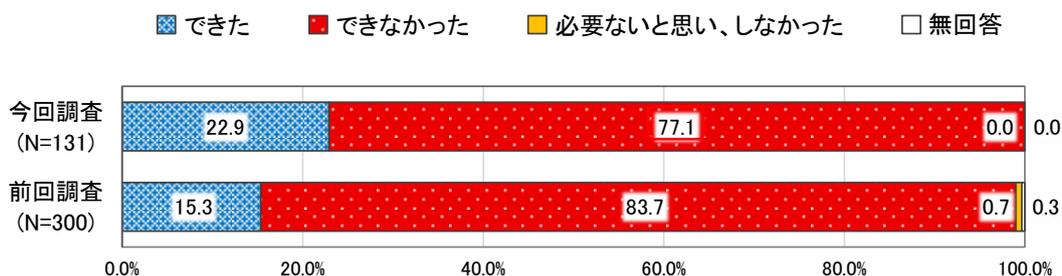
- 現在の暮らし向きは「苦しい」、「大変苦しい」と回答した割合の合計は、相対的貧困世帯では60.3%となっており、標準世帯（22.0%）の約3倍となっています。



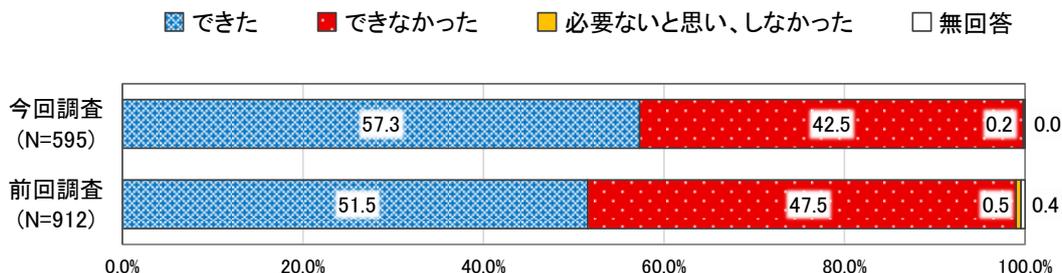
② 子どもの将来のための貯蓄の状況

- 子どもの将来のために貯蓄ができなかった世帯は、相対的貧困世帯では77.1%となっており、前回調査（83.7%）と比較して6.6ポイント減少しています。しかし、標準世帯（42.5%）を大きく上回っています。

【相対的貧困世帯】

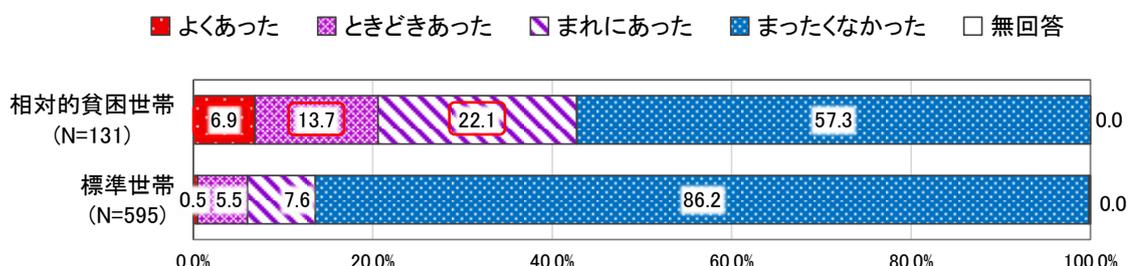


【標準世帯】



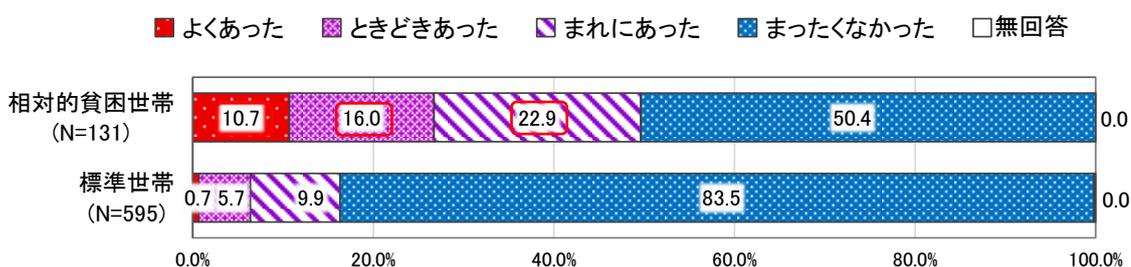
③ お金が足りず、必要とする食料が買えなかった経験

- 相対的貧困世帯では、過去1年の間に必要とする食料が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と回答した割合の合計は42.7%となっており、標準世帯（13.6%）の3倍以上となっています。



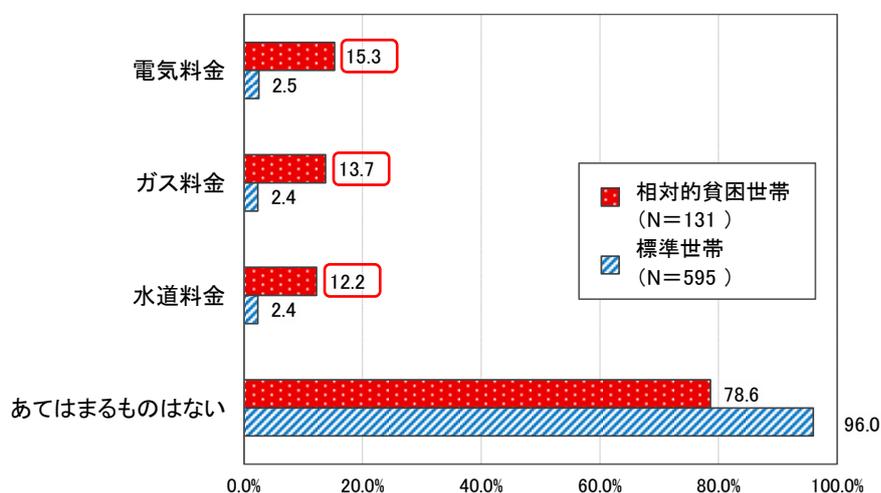
④ お金が足りず、必要とする衣服が買えなかった経験

- 相対的貧困世帯では、過去1年の間に必要とする衣服が買えなかった経験が「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と回答した割合の合計は49.6%となっており、標準世帯（16.3%）の3倍以上となっています。



⑤ 経済的な理由で公共料金が未払いになった経験

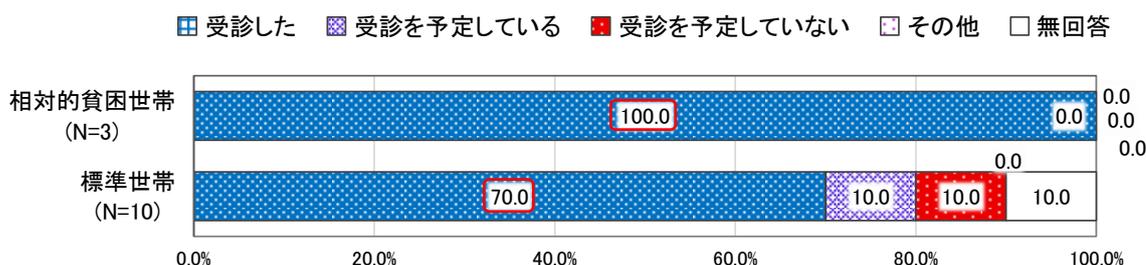
- 相対的貧困世帯では、過去1年の間に公共料金が未払いになった割合が標準世帯と比較して全ての料金で高くなっています。



⑥ 医療機関の受診状況

- 子どもの現在の健康状態について、「どちらかといえば悪い」、「悪い」と回答した人に医療機関の受診状況を尋ねると、「受診した」割合が高くなっています。
- 「受診を予定していない」と回答したのは標準世帯の1件でしたが、その理由は「子どもの様子を見て、受診させなくてもよいと判断したため」となっています。
- 経済的な理由により受診を控えた家庭はみられませんでした。

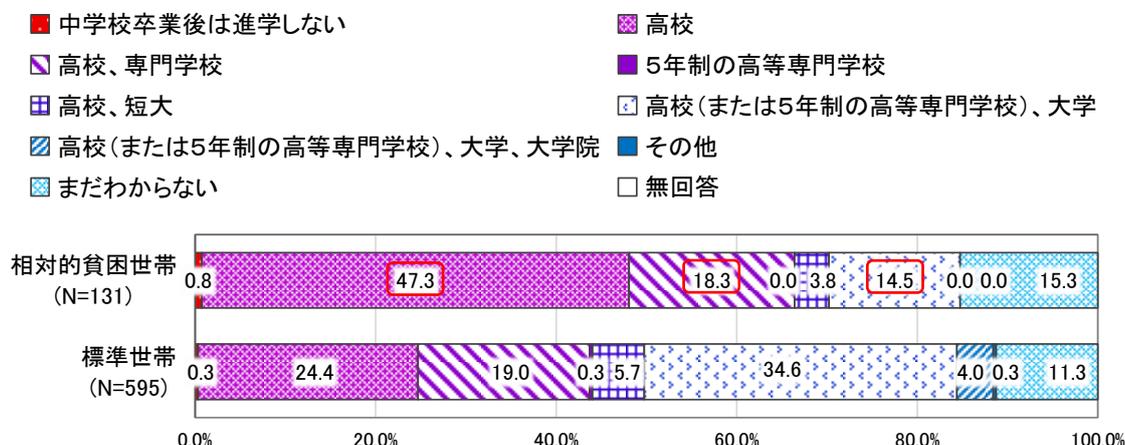
【医療機関の受診状況】



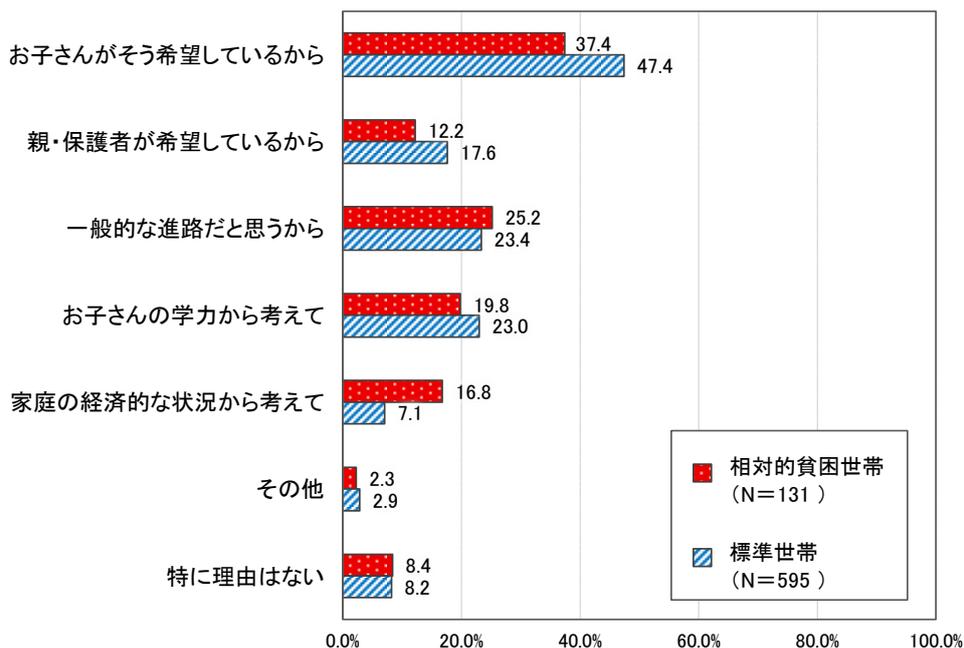
⑦ 子どもの進学先

- 現実的に見た子どもの進学先について、相対的貧困世帯では、「高校」が47.3%と最も高くなっており、次いで「高校、専門学校」が18.3%となっています。
- また、相対的貧困世帯では、「高校(または5年制の高等専門学校)、大学」は14.5%となっており、標準世帯(34.6%)と比較して2分の1以下となっています。
- 「高校」と回答した理由について、相対的貧困世帯では、「家庭の経済的な状況から考えて」は25.8%となっており、標準世帯(12.4%)の約2倍となっています。

【現実的に見た進学先】



【その理由】



【その理由・クロス集計】

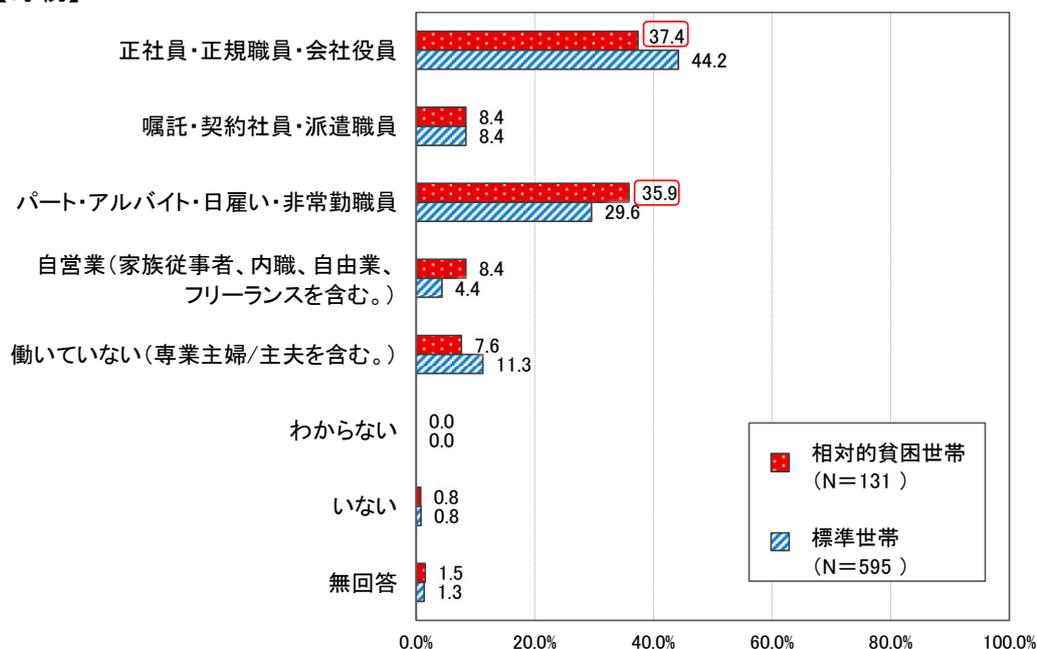
(単位:%)

		お子さんがそう希望しているから	親・保護者がそう希望しているから	一般的な進路だと思うから	お子さんの学力から考えて	家庭の経済的な状況から考えて	その他	特に理由はない
相対的貧困世帯	「高校」と回答した理由 (n=62)	38.7	11.3	33.9	19.4	25.8	0.0	8.1
	「高校(または5年制の高等専門学校)、大学」と回答した理由 (n=19)	57.9	26.3	31.6	36.8	0.0	0.0	0.0
標準世帯	「高校」と回答した理由 (n=145)	45.5	16.6	36.6	21.4	12.4	0.7	9.7
	「高校(または5年制の高等専門学校)、大学」と回答した理由 (n=206)	61.7	25.2	25.7	27.2	4.4	1.0	4.9

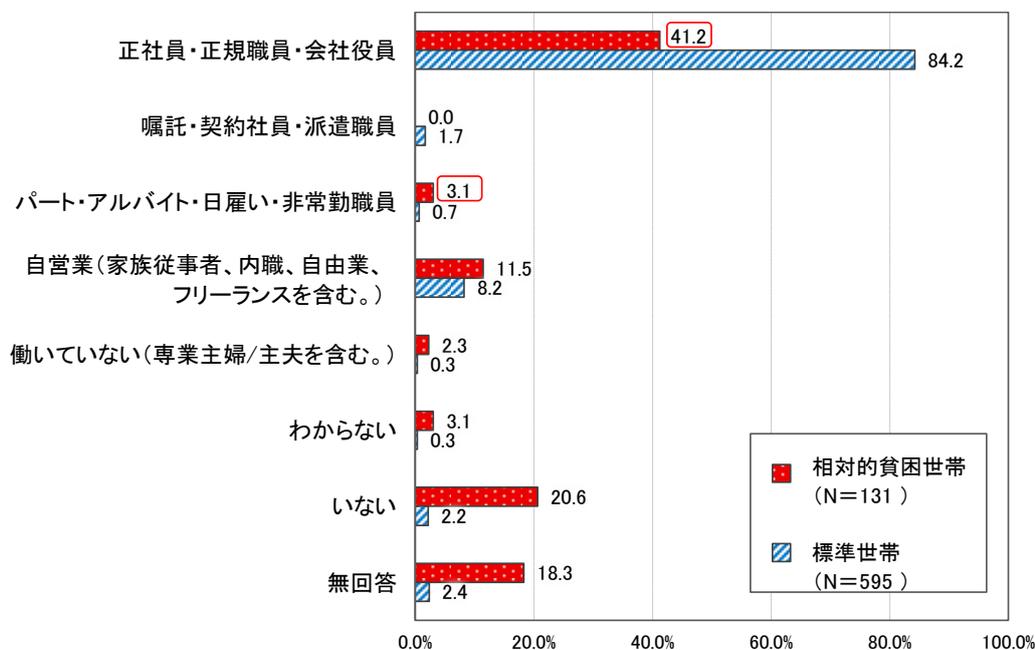
⑧ 保護者の就労状況

- 保護者の就労状況について、母親・父親ともに、標準世帯と比較して相対的貧困世帯の方が「正社員・正規職員・会社役員」の割合が低く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が高くなっています。

【母親】

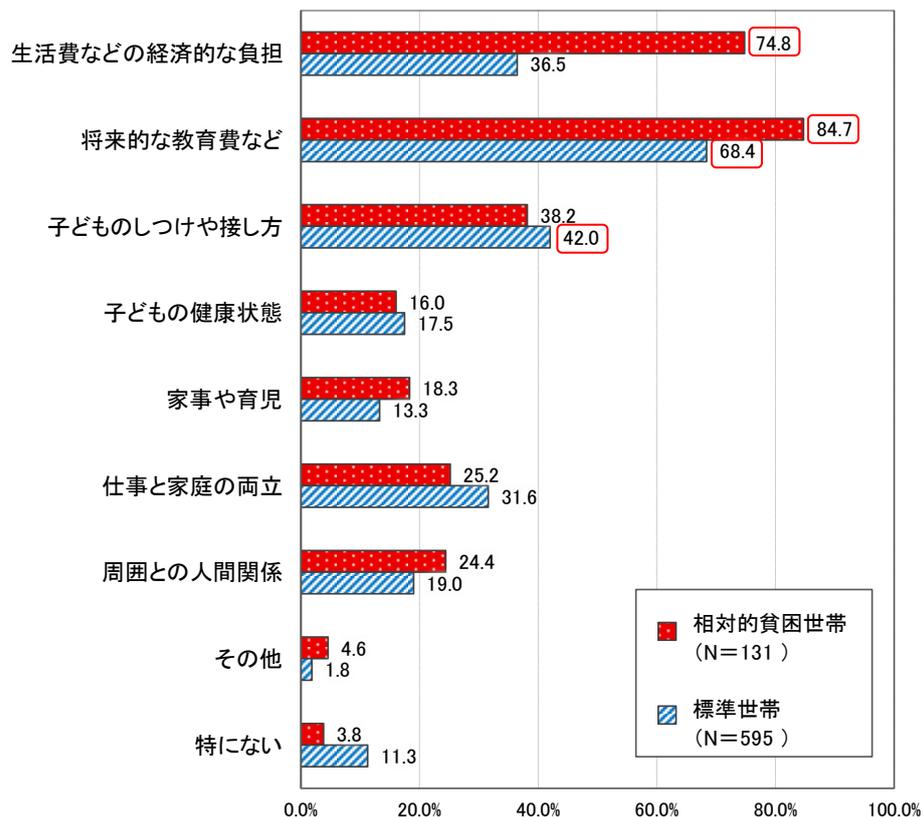


【父親】



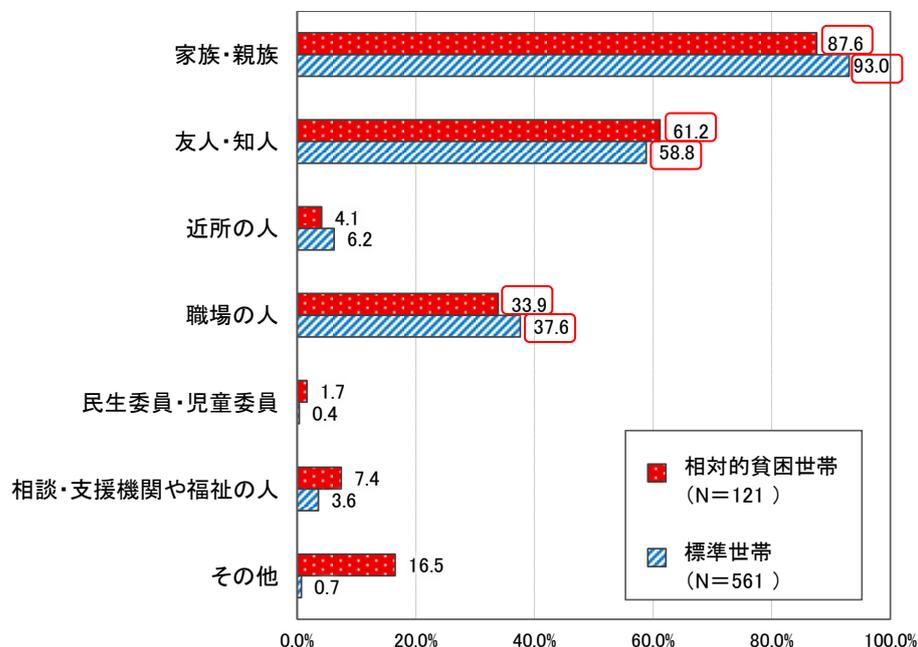
⑨ 子育てについての心配や悩みごと

- 子育てについての心配や悩みごとは、相対的貧困世帯・標準世帯ともに「将来的な教育費など」が最も高くなっています。
- 次いで、2番目に高いのは、標準世帯では「子どものしつけや接し方」(42.0%)であるのに対し、相対的貧困世帯では「生活費などの経済的な負担」(74.8%)となっており、標準世帯(36.5%)の2倍以上となっています。



⑩ 子育てに関する相談で頼れる人

- 子育てに関する相談で頼れる人は、相対的貧困世帯・標準世帯ともに「家族・親族」が最も高く、次いで「友人・知人」、「職場の人」の順に続いています。

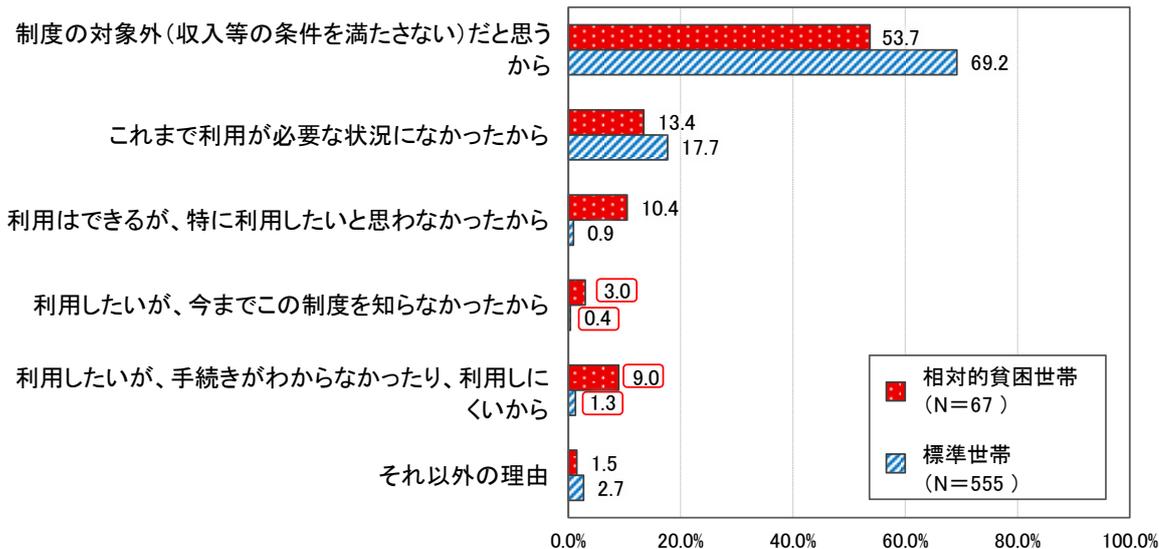


⑪ 支援制度の利用をしたことがない理由

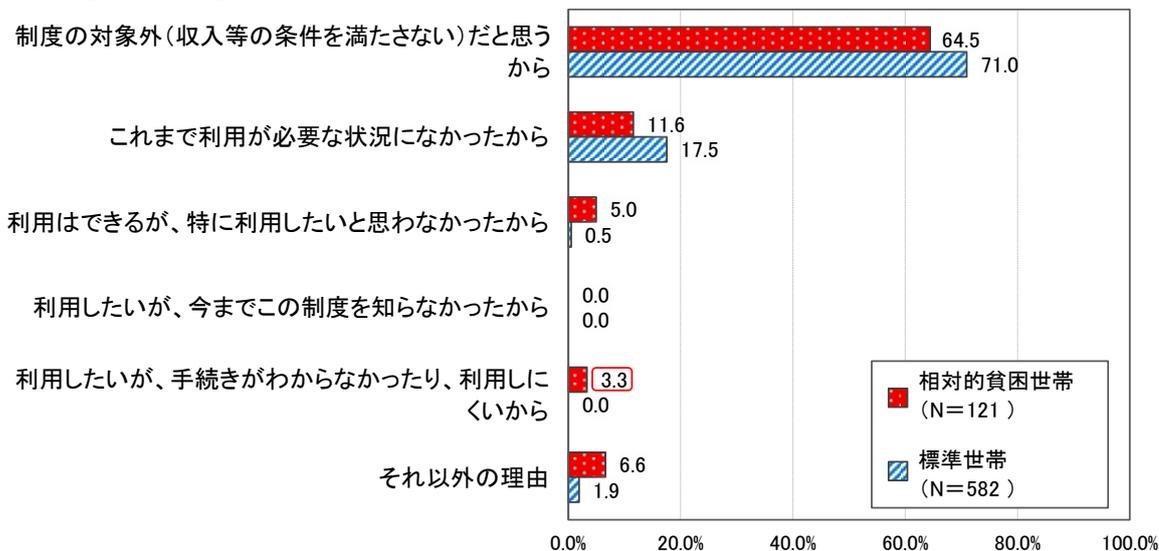
- 就学援助を利用したことがない理由について、「利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから」は、相対的貧困世帯では9.0%、標準世帯では1.3%みられます。また、「利用したいが、今までこの制度を知らなかったから」は、相対的貧困世帯では3.0%、標準世帯では0.4%みられます。
- 生活保護を利用したことがない理由について、相対的貧困世帯では「利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから」が3.3%みられます。
- 児童扶養手当を利用したことがない理由について、相対的貧困世帯では「利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから」が1.6%みられます。
- 支援制度の利用意向があっても、支援制度が認知されていなかったり、利用のしにくさを感じたりして、利用に至っていない現状があるようです。

(※次頁へ続く)

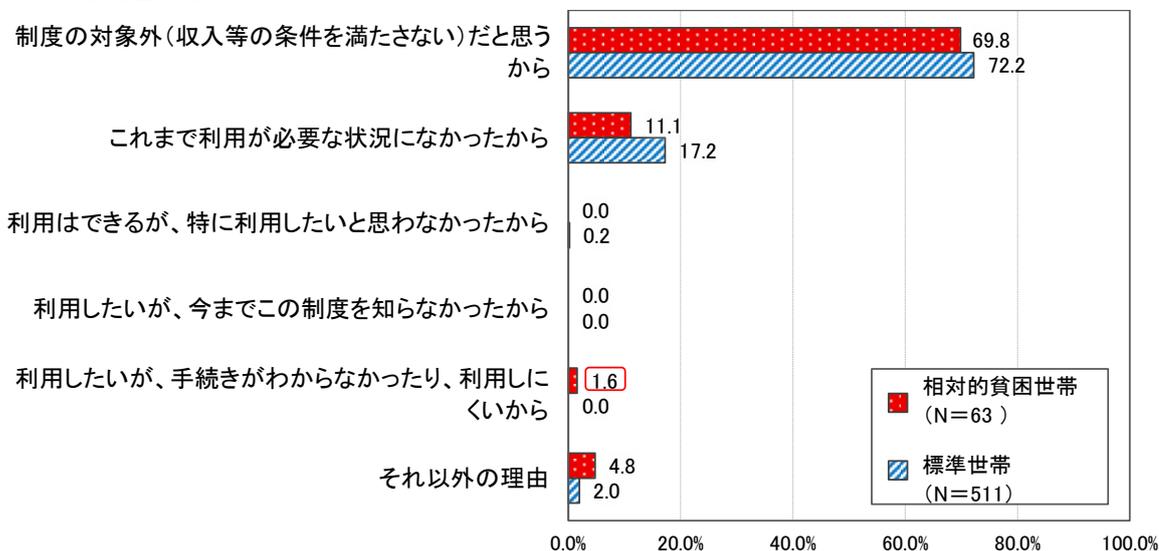
【就学援助】



【生活保護】



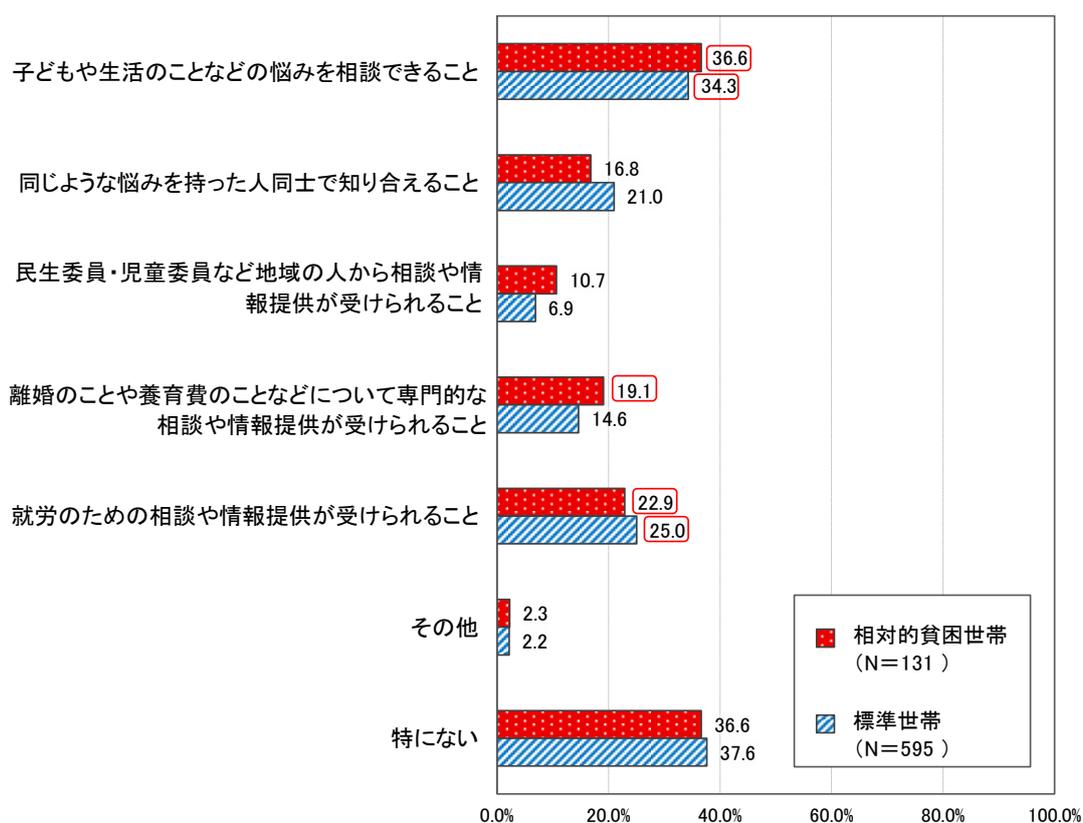
【児童扶養手当】



⑫ 将来的にあったらよいと思う支援

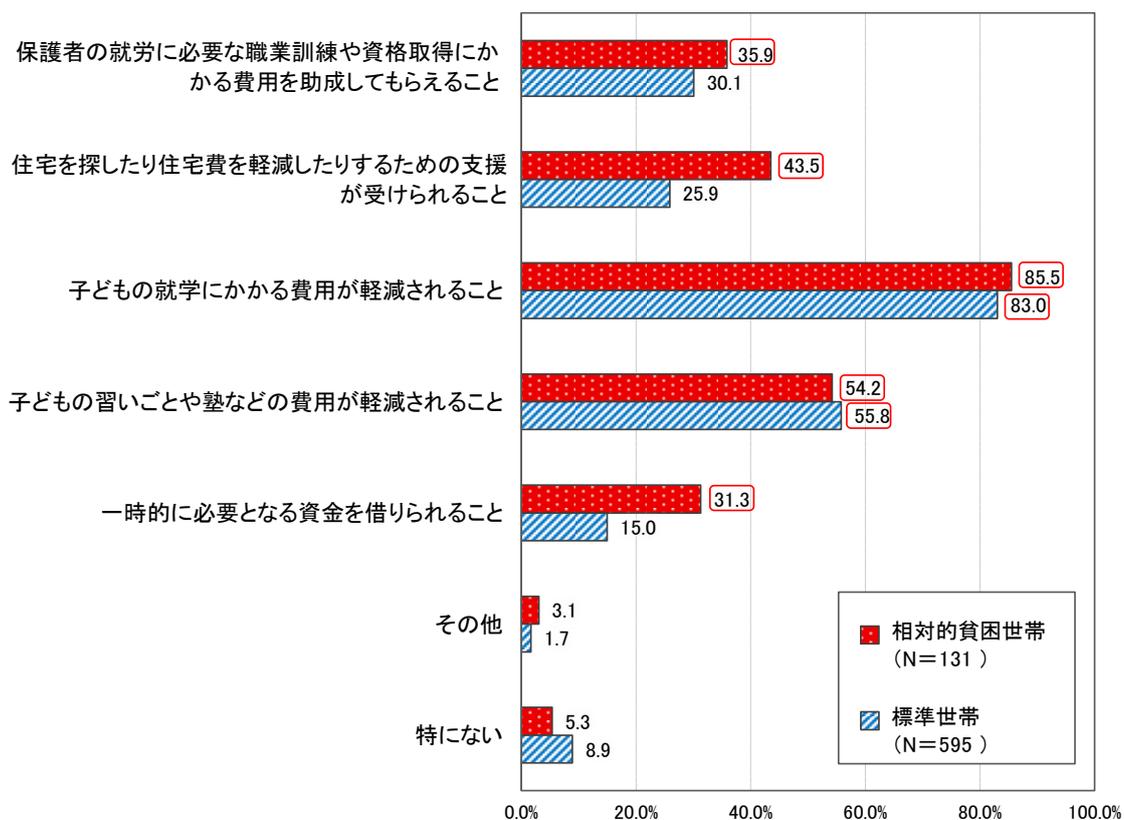
- 将来的にあったらよいと思う支援として、相談などについては、全体では「子どもや生活のことなどの悩みを相談できること」が最も高く、次いで「就労のための相談や情報提供が受けられること」となっています。
- また、相対的貧困世帯では、「離婚のことや養育費のことなどについて専門的な相談や情報提供が受けられること」が19.1%となっており、標準世帯（14.6%）より高くなっています。

【相談などについて】



- 経済的支援などについては、全体では「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も高く、次いで「子どもの習いごとや塾などの費用が軽減されること」となっています。
- また、相対的貧困世帯では、「保護者の就労に必要な職業訓練や資格取得にかかる費用を助成してもらえること」(35.9%)、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」(43.5%)、「一時的に必要な資金を借りられること」(31.3%)が標準世帯と比べて高くなっています。

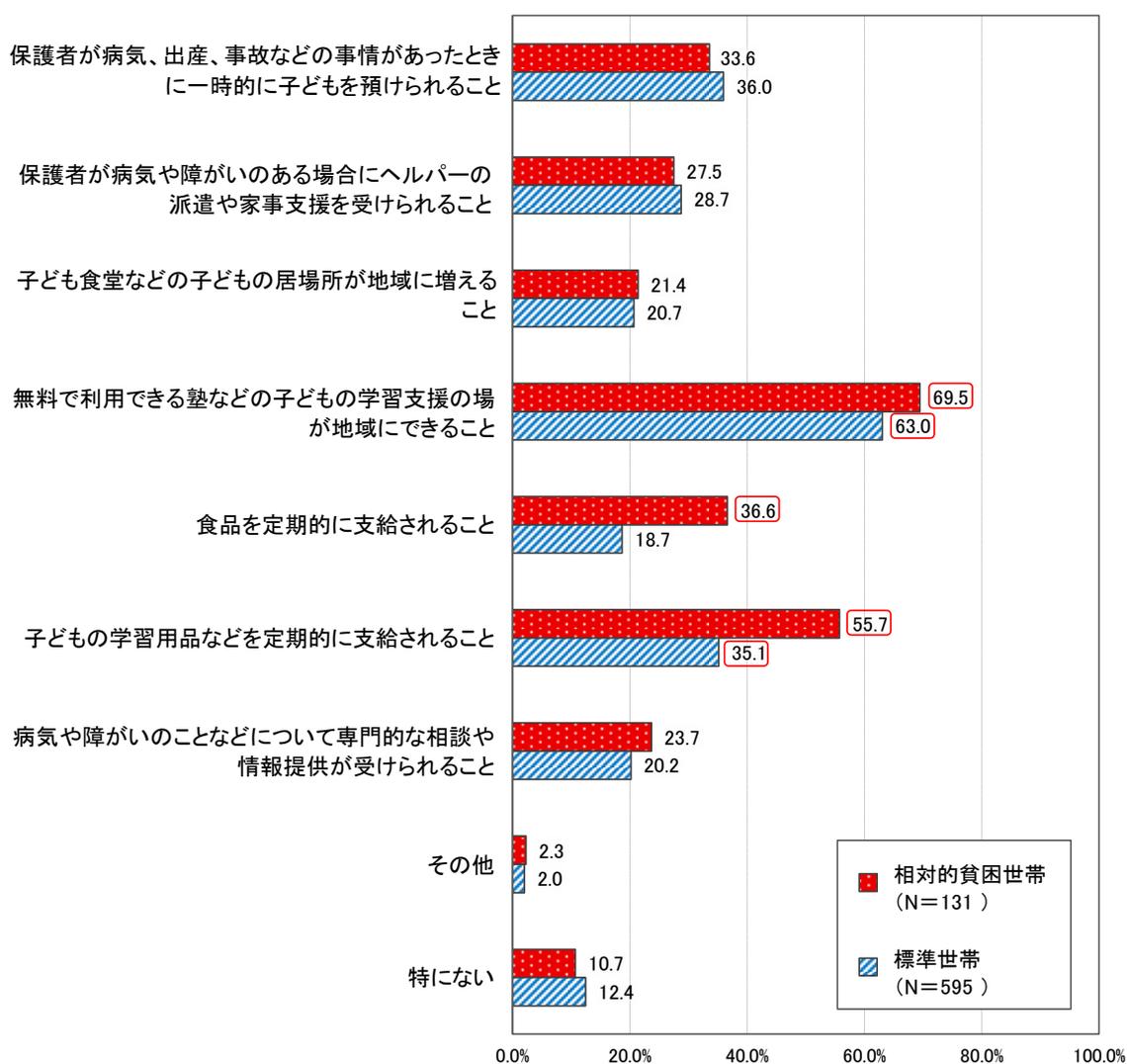
【経済的支援などについて】



## ■ 第2章 延岡市の子どもを取り巻く現状と課題 ■

- その他の支援については、全体では「無料で利用できる塾などの子どもの学習支援の場が地域にできること」が最も高く、次いで「子どもの学習用品などを定期的に支給されること」となっています。
- 相対的貧困世帯では、「食品を定期的に支給されること」が36.6%となっており、標準世帯（18.7%）に比べて約2倍となっています。また、「子どもの学習用品などを定期的に支給されること」が55.7%となっており、標準世帯（35.1%）の約1.5倍となっています。

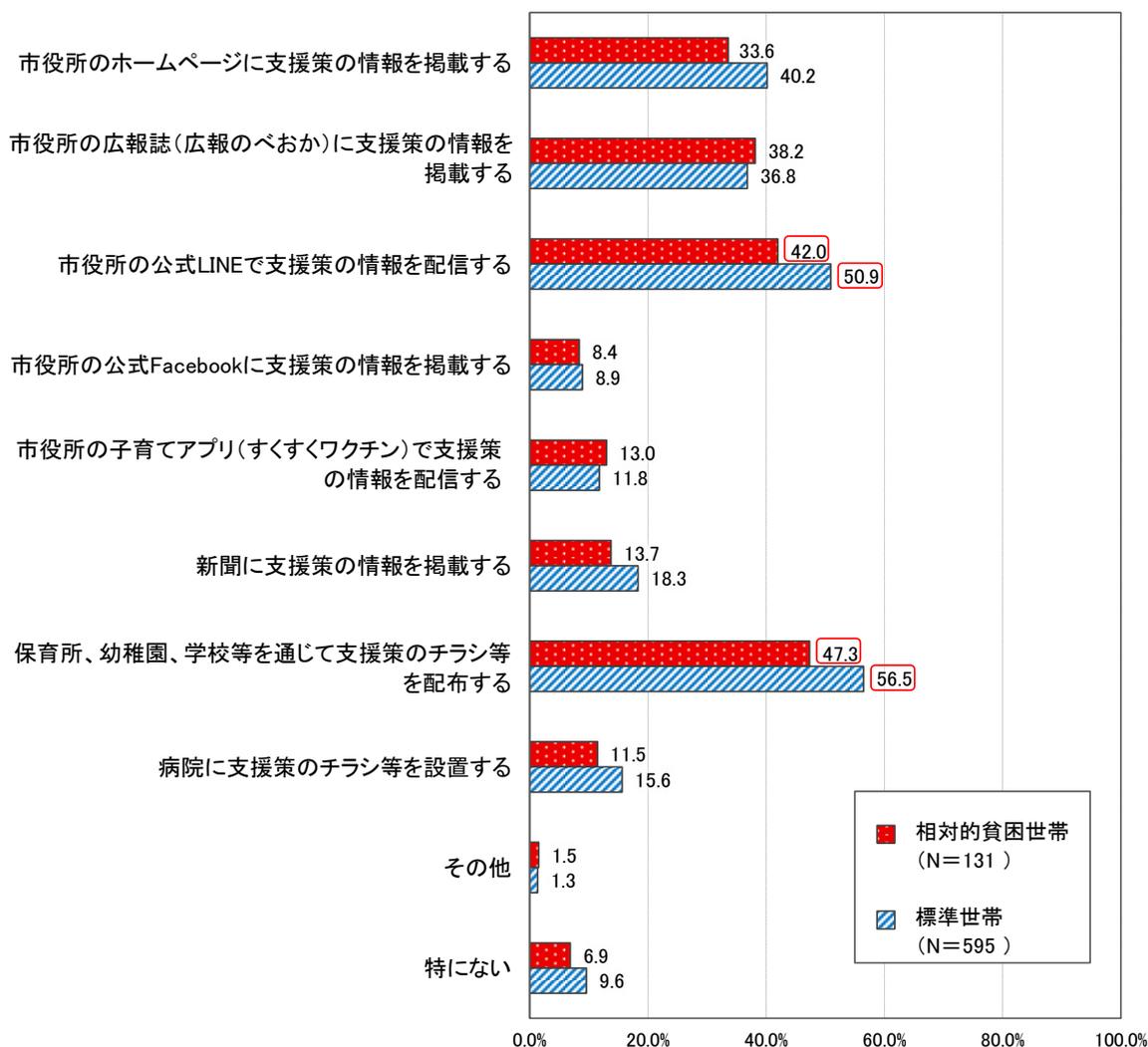
### 【その他の支援について】



⑬ 子どものための必要な支援を受けられるようにするために必要なこと

- 子どものための必要な支援を受けられるようにするために必要なことは、情報提供については、全体では「保育所、幼稚園、学校等を通じて支援策のチラシ等を配布する」が最も高く、次いで「市役所の公式LINEで支援策の情報を発信する」となっています。

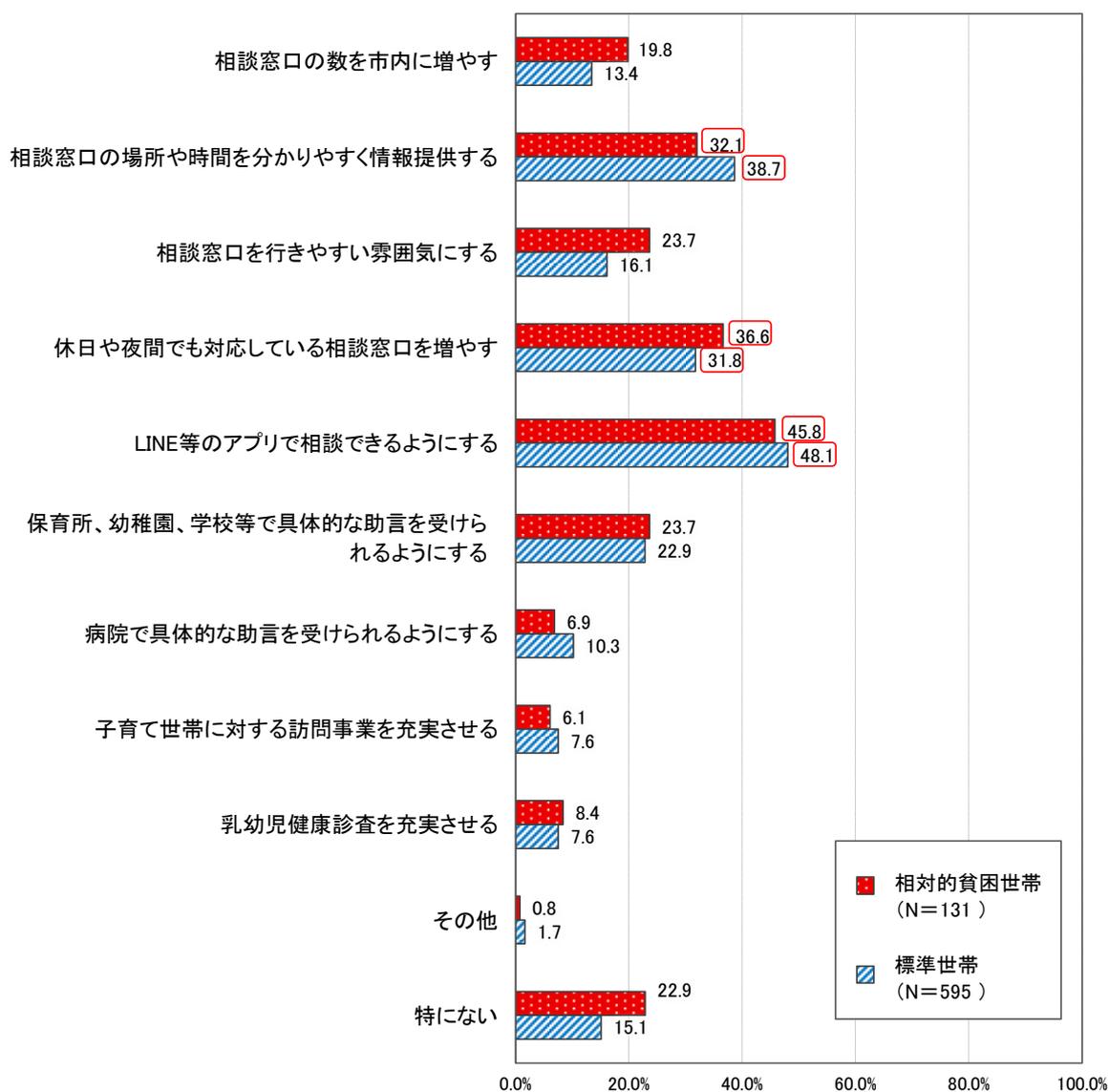
【情報提供の方法について】



## ■ 第2章 延岡市の子どもを取り巻く現状と課題 ■

- 相談・助言の方法については、全体では「LINE等のアプリで相談できるようにする」が最も高く、次いで「相談窓口の場所や時間を分かりやすく情報提供する」、「休日や夜間でも対応している相談窓口を増やす」が上位にあがっています。
- また、「相談窓口を行きやすい雰囲気にする」の具体的な意見として「周りの目を気にせず相談できる雰囲気であること」、「子どもを遊ばせるスペースがある等、子どもと一緒に入りやすい場所であること」、「カフェに行くような感覚で気軽に入りやすいこと」等の意見があげられていました。

### 【相談・助言の方法について】



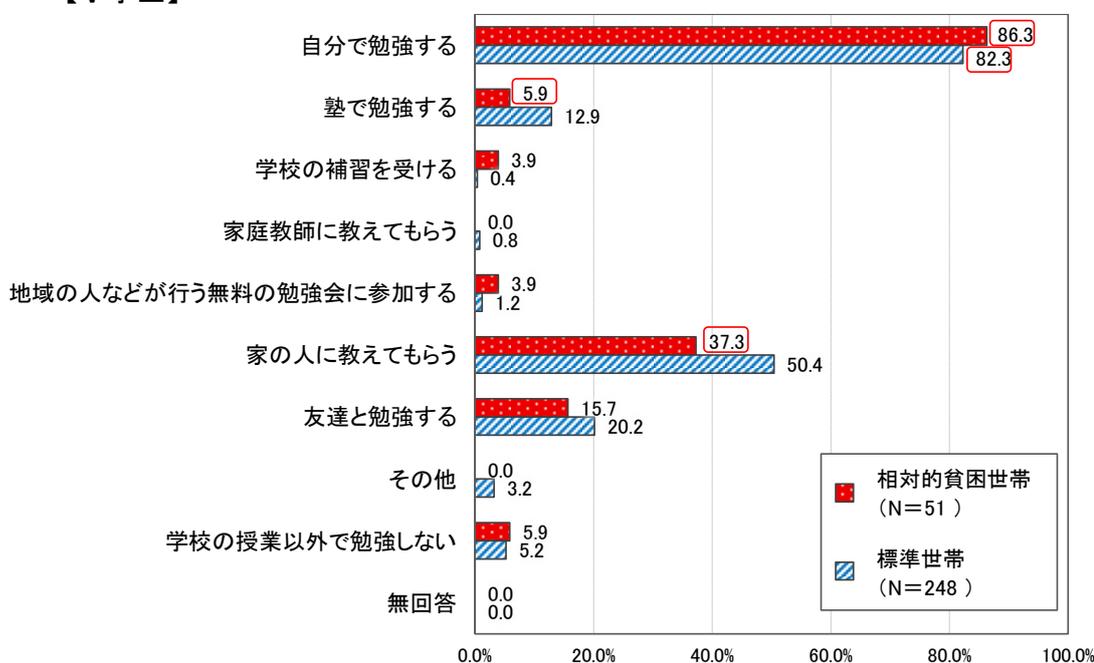
## (2) 児童生徒アンケートの調査結果の概要

第1期計画策定時には、児童生徒を対象とした調査は実施していません。

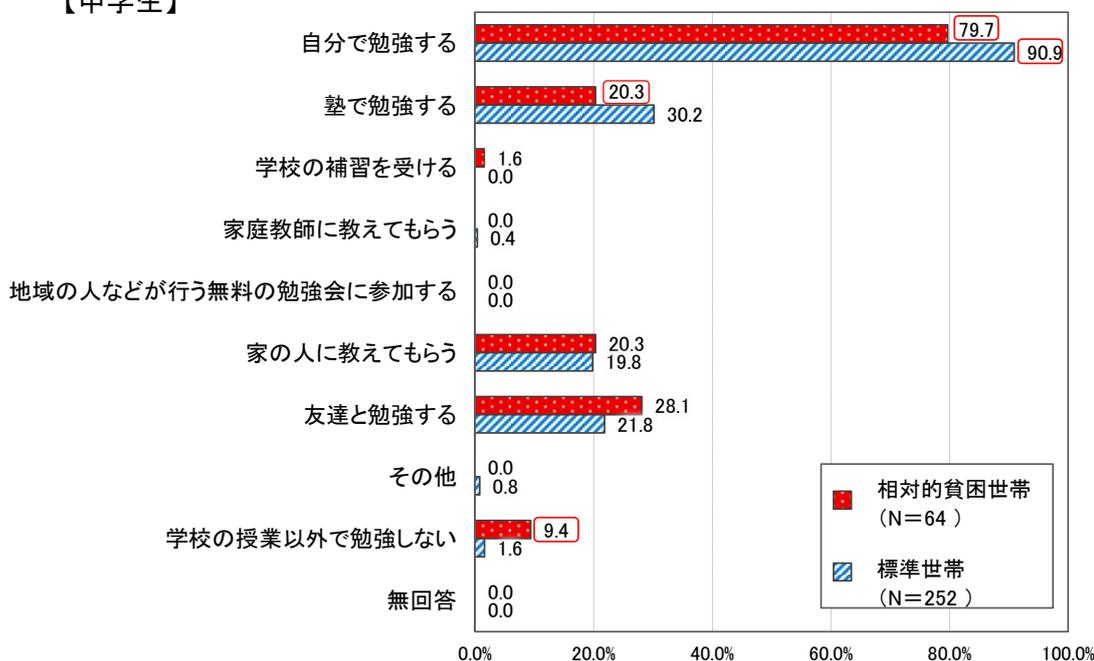
### ① 授業以外の勉強

- 授業以外の勉強について、小学生・中学生ともに「自分で勉強する」割合が最も高くなっています。
- また、相対的貧困世帯の中学生では、「学校の授業以外で勉強しない」が9.4%となっており、標準世帯（1.6%）を大きく上回っています。
- さらに、相対的貧困世帯の小学生では、「家の人に教えてもらう」や「塾で勉強する」、中学生では「塾で勉強する」の割合が標準世帯より低くなっています。

#### 【小学生】



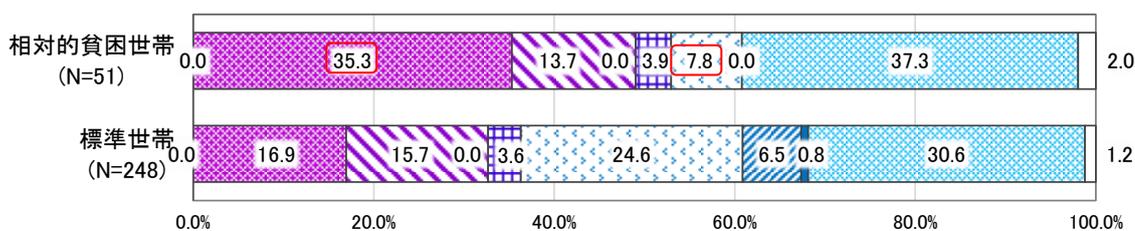
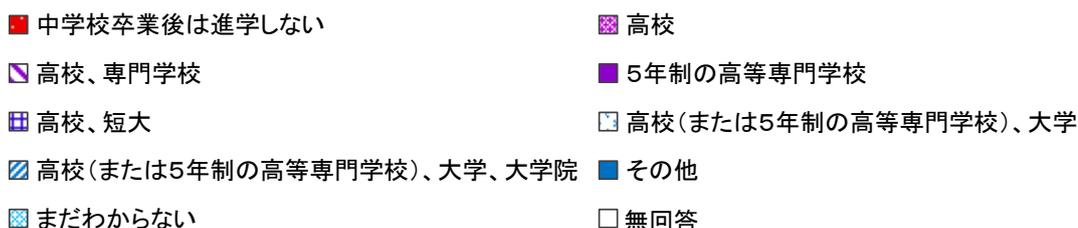
#### 【中学生】



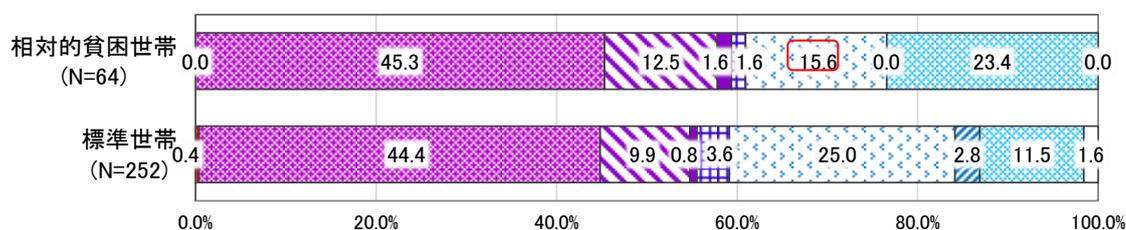
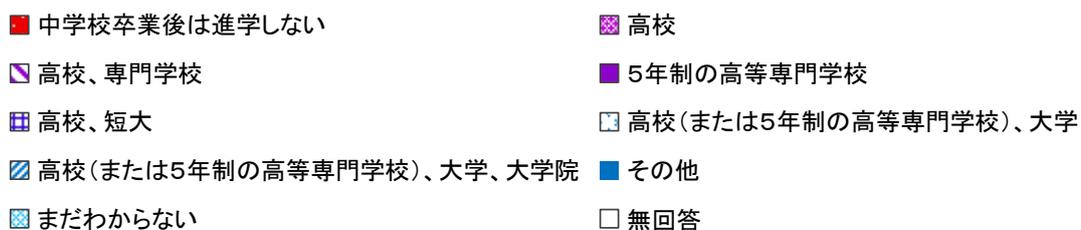
② 進学先の希望

- 進学先について、小学生の相対的貧困世帯では、「わからない」以外では「高校」が35.3%と最も高くなっています。「高校(または5年制の高等専門学校)、大学」は7.8%となっており、標準世帯(24.6%)の3分の1以下となっています。
- 中学生の相対的貧困世帯・標準世帯ともに「高校」が最も高くあまり差がありませんが、「高校(または5年制の高等専門学校)、大学」は相対的貧困世帯では15.6%となっており、標準世帯(25.0%)の約3分の2となっています。

【小学生】

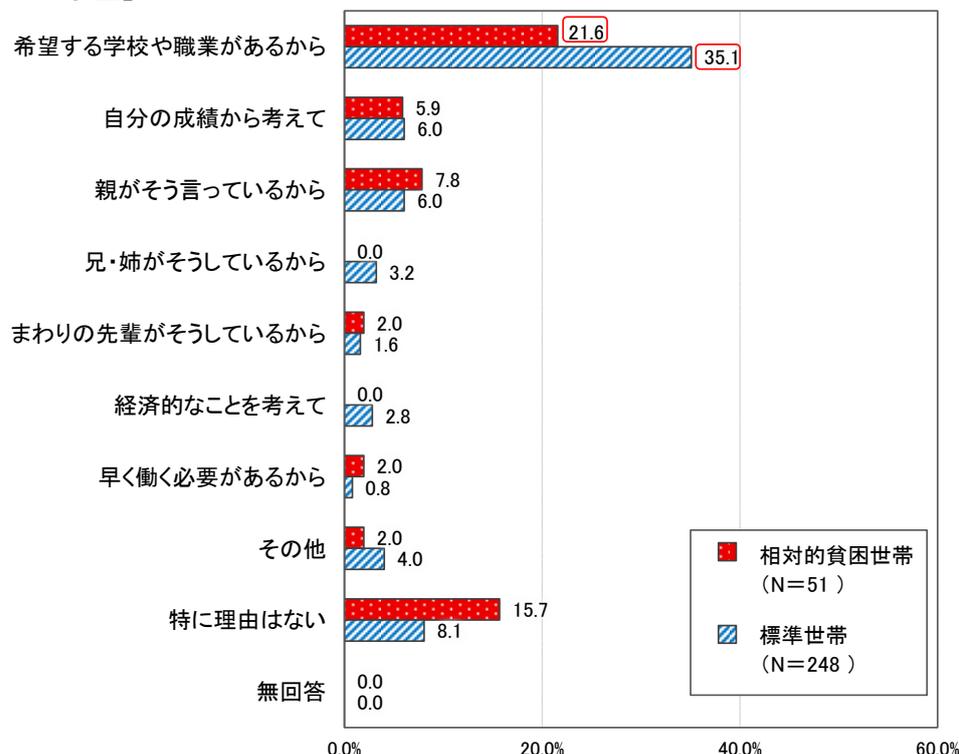


【中学生】

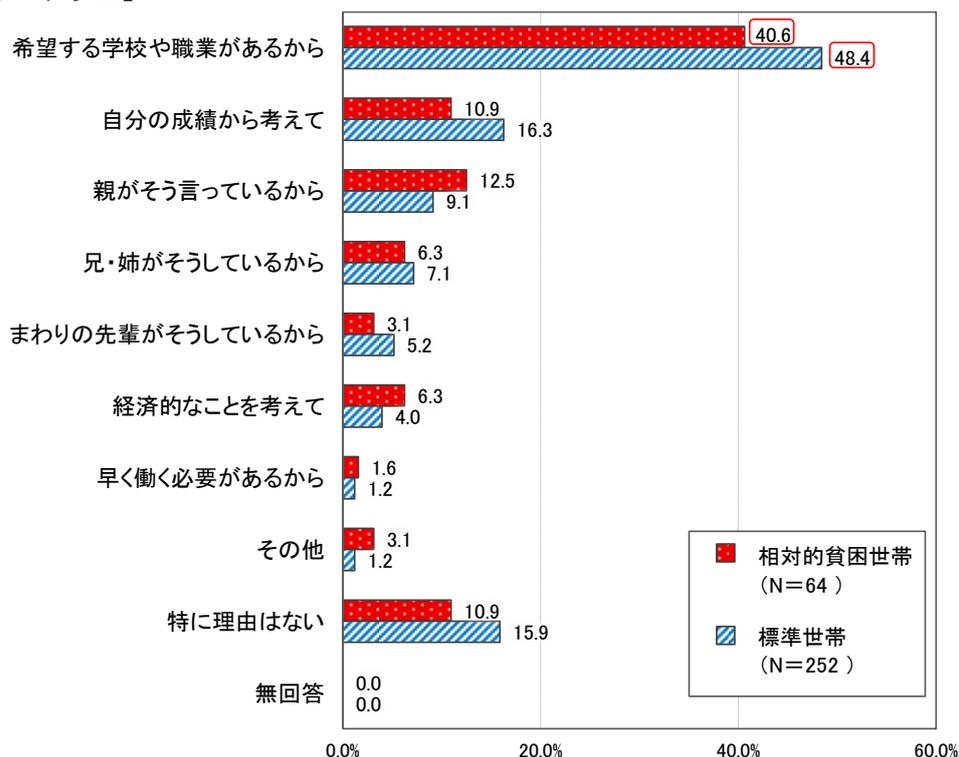


- ・進学先を希望する理由については、小学生・中学生ともに「希望する学校や職業があるから」が最も高くなっています。
- ・小学生・中学生ともに、相対的貧困世帯では、「高校」と回答した理由について、「親がそう言っているから」と回答した割合が、小学生が22.2%、中学生が20.7%となっており、標準世帯と比較してどちらも高い割合となっています。

【理由・小学生】



【理由・中学生】



## ■ 第2章 延岡市の子どもを取り巻く現状と課題 ■

### 【理由・小学生クロス集計】

(単位:%)

		希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩がそうしているから	経済的なことを考えて	早く働く必要があるから	その他	特に理由はない
相対的 貧困世帯	「高校」と回答した理由 (n=18)	22.2	11.1	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	33.3
	「高校(または5年制の高等専門学校)、大学」と回答した理由 (n=4)	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0
標準世帯	「高校」と回答した理由 (n=42)	28.6	9.5	2.4	7.1	4.8	2.4	0.0	4.8	26.2
	「高校(または5年制の高等専門学校)、大学」と回答した理由 (n=61)	59.0	13.1	9.8	6.6	3.3	6.6	1.6	4.9	3.3

### 【理由・中学生クロス集計】

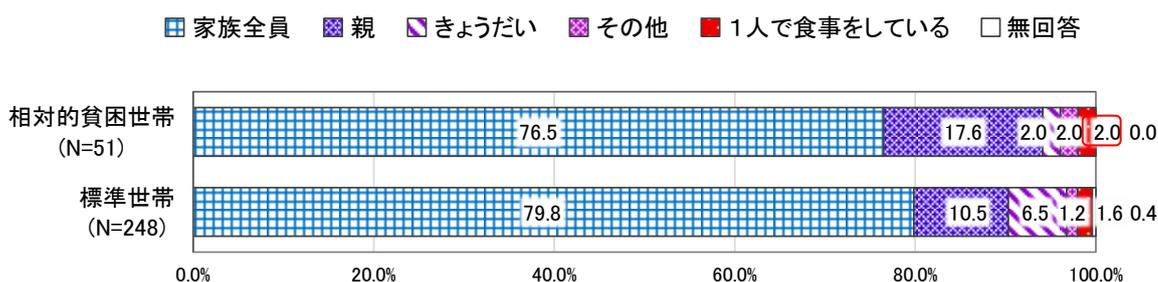
(単位:%)

		希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩がそうしているから	経済的なことを考えて	早く働く必要があるから	その他	特に理由はない
相対的 貧困世帯	「高校」と回答した理由 (n=29)	44.8	17.2	20.7	13.8	6.9	6.9	3.4	0.0	17.2
	「高校(または5年制の高等専門学校)、大学」と回答した理由 (n=10)	60.0	10.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	10.0	10.0
標準世帯	「高校」と回答した理由 (n=112)	43.8	21.4	10.7	9.8	8.9	3.6	1.8	0.9	22.3
	「高校(または5年制の高等専門学校)、大学」と回答した理由 (n=63)	65.1	23.8	15.9	7.9	4.8	7.9	1.6	1.6	14.3

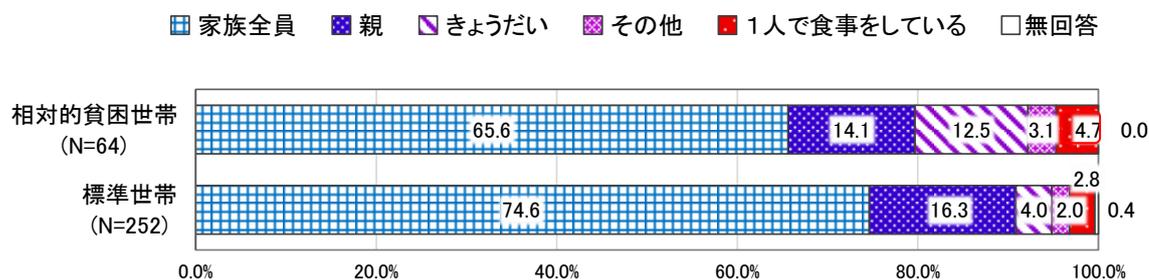
### ③ 一緒に食事をしている人

- 小学生・中学生ともに「家族全員」が最も高くなっています。
- 少数ですが、1人で食事をしている児童生徒がいることが確認できます。中学生では、相対的貧困世帯では4.7%となっており、標準世帯(2.8%)より割合が高くなっています。

#### 【小学生】

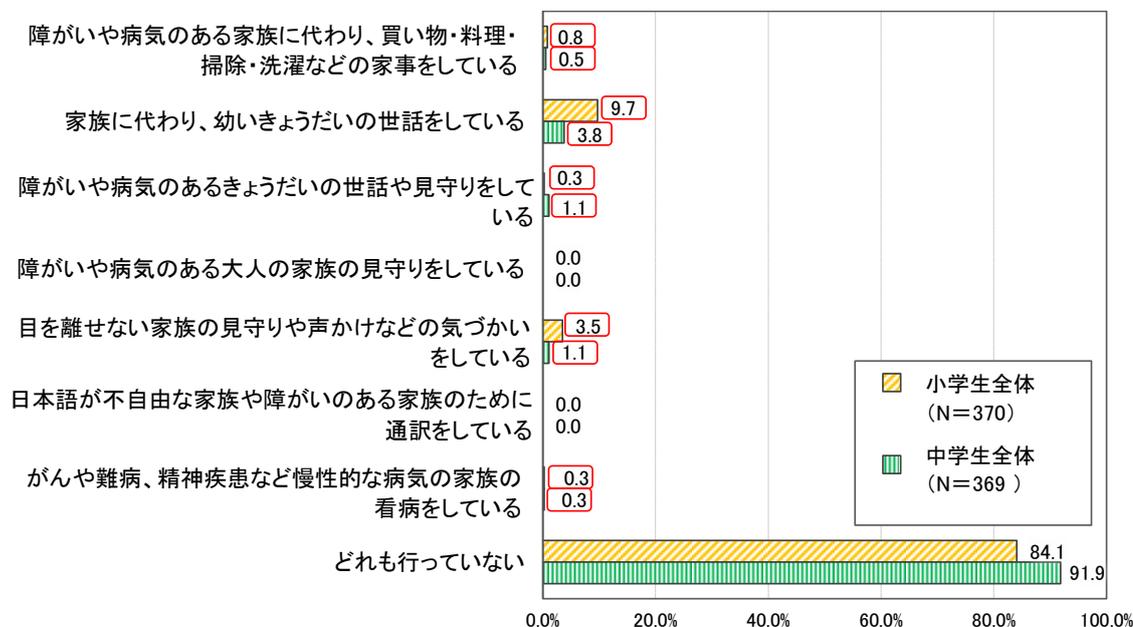


#### 【中学生】



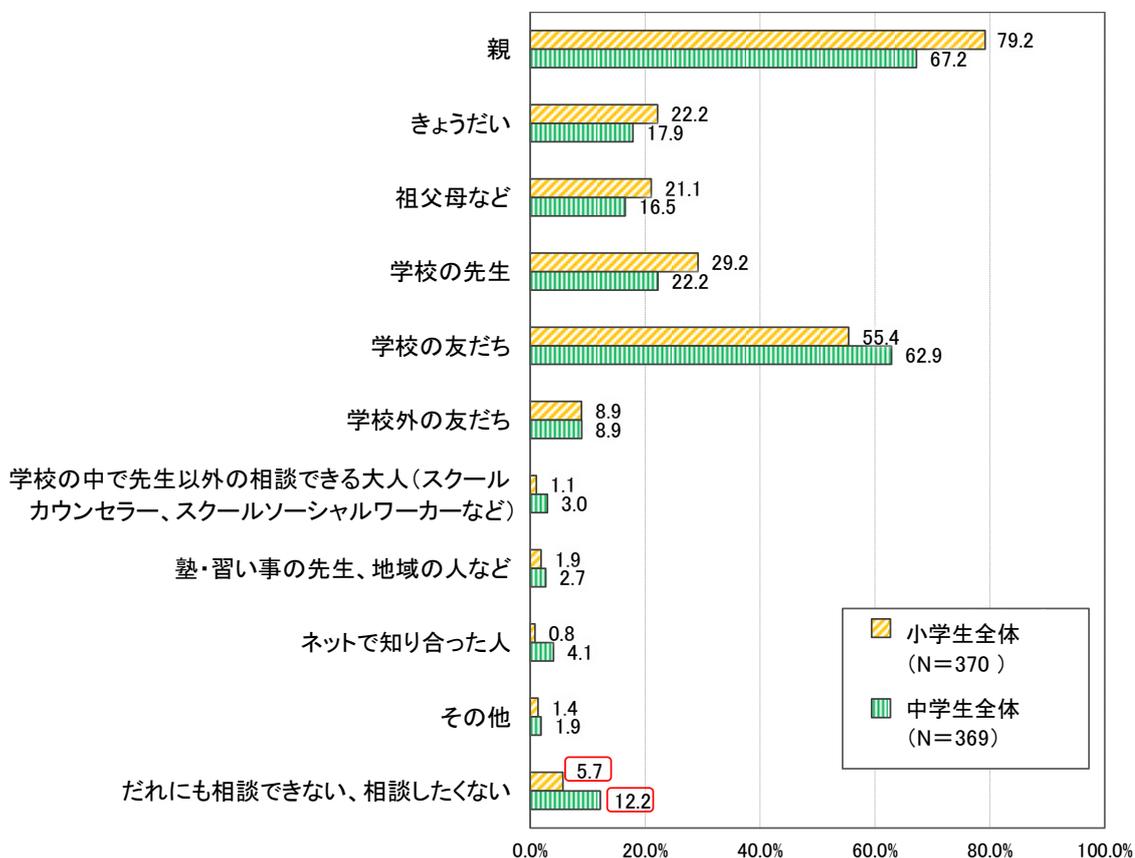
④ 家族の大人の代わりにしていること

- ・小学生・中学生ともに「どれも行っていない」が最も高くなっており、次いで「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」となっています。
- ・少数ですが、家事をしたり、障がいや病気のある家族の世話や見守りをしたり、大人の代わりにしている児童生徒がいることが確認できます。



⑤ 困っていることや悩みごとを相談できると思う人

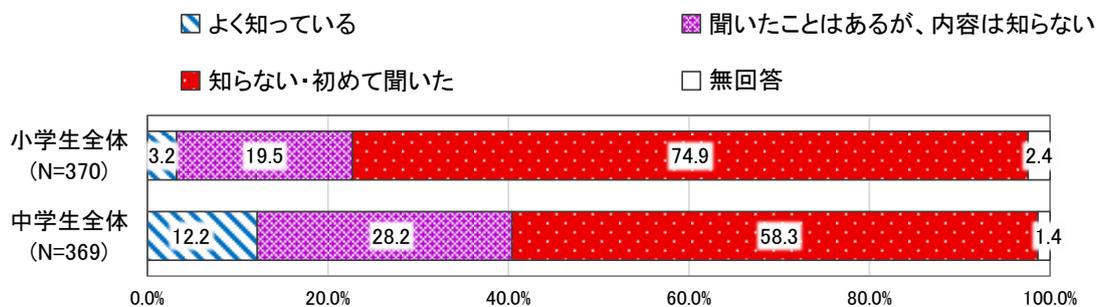
- 小学生・中学生ともに「親」が最も高くなっており、次いで「学校の友だち」となっています。
- また、「だれにも相談できない、相談したくない」と回答したのは、小学生が5.7%、中学生が12.2%となっています。



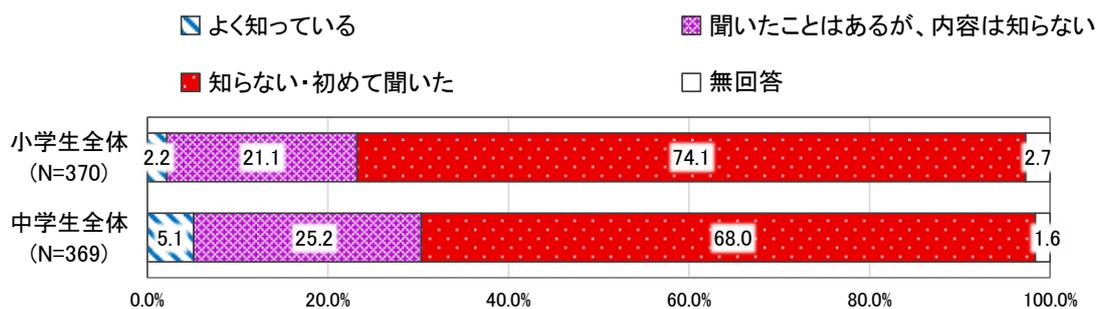
⑥ 支援策等の認知状況

・「こども宅食」、「フードバンク」、「スクールソーシャルワーカー」いずれも「知らない・初めて聞いた」と回答した児童生徒の割合が高くなっています。

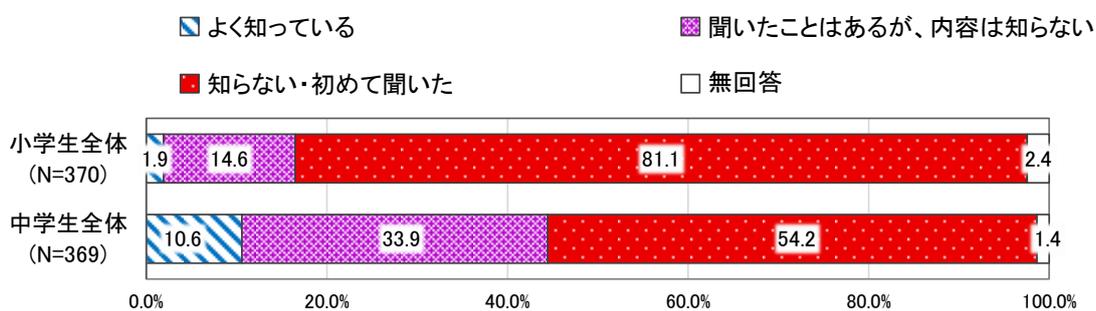
【こども宅食】



【フードバンク】



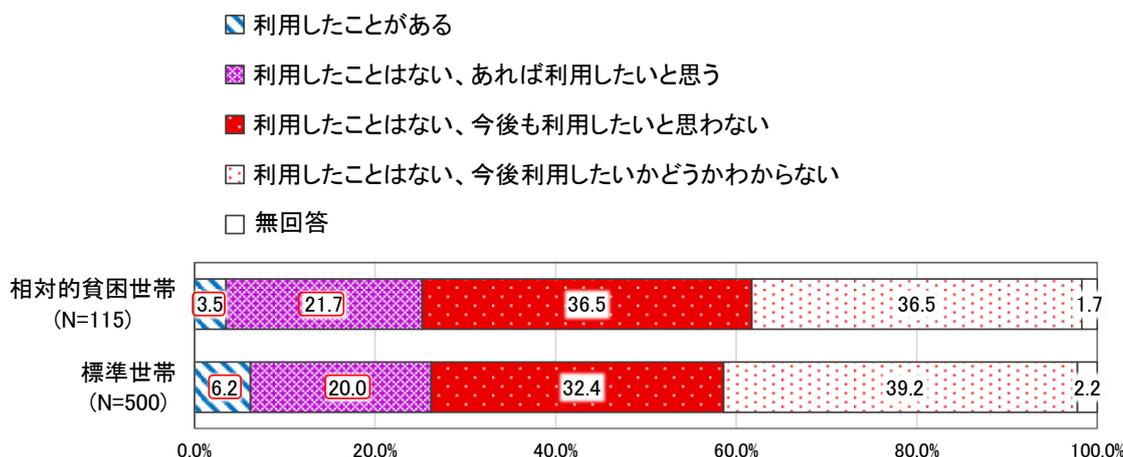
【スクールソーシャルワーカー】



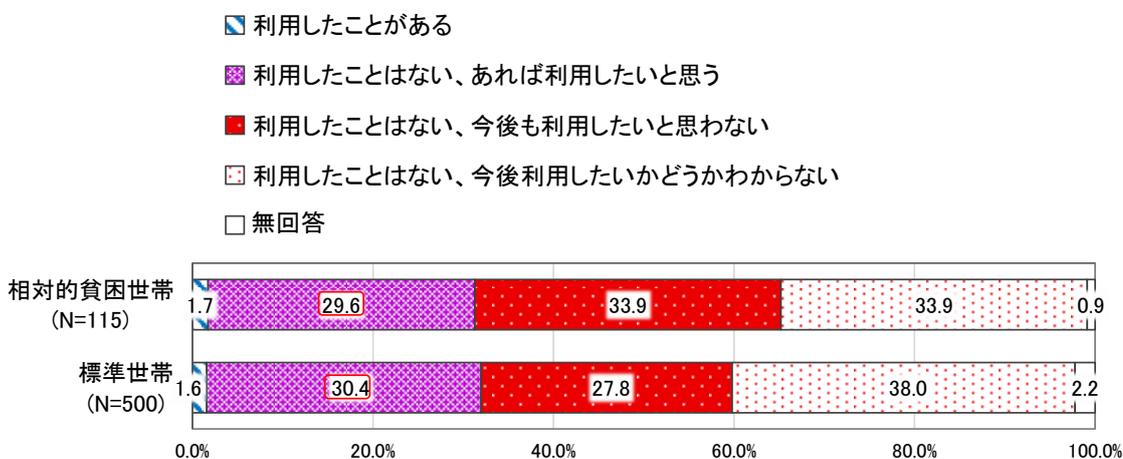
⑦ 支援策の利用状況

- 「自分の家や友達の家以外で夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）」を利用したことがある割合は、相対的貧困世帯では 3.5%、標準世帯では 6.2%となっています。また、その他の支援策については、「利用したことがある」と回答した割合はごく少数となっています。
- 「利用したことはない、あれば利用したいと思う」と回答した割合は、「自分の家や友達の家以外で夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）」は全体の約 20%、「勉強を無料または低額でみてくれる場所」は全体の約 30%となっています。さらに、その他の支援策についても、「利用したことはない、あれば利用したいと思う」の回答が一定割合確認できます。

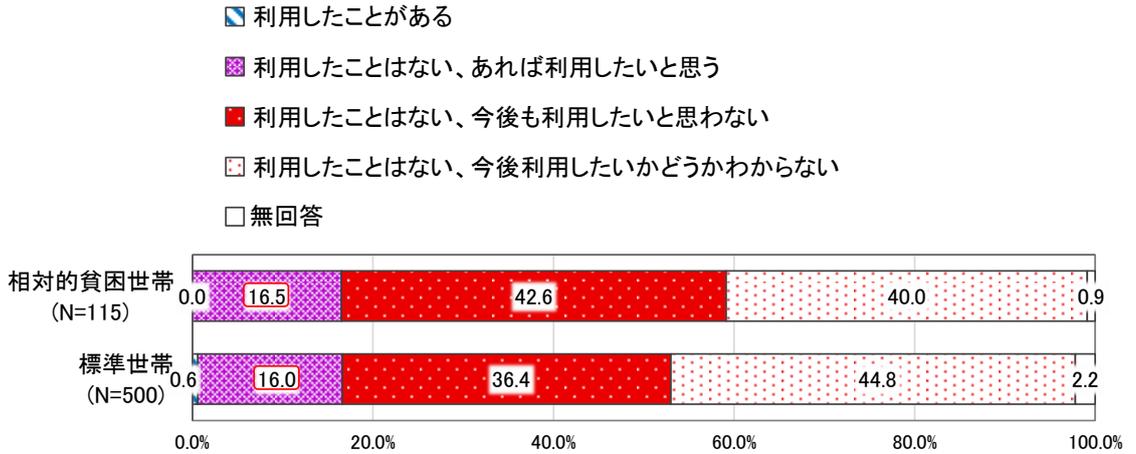
【自分の家や友達の家以外で夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）】



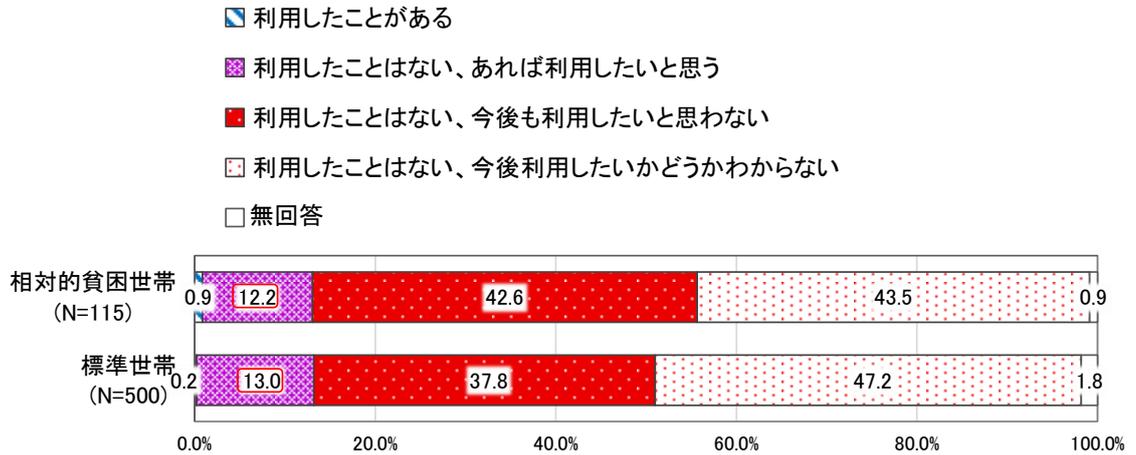
【勉強を無料または低額でみてくれる場所】



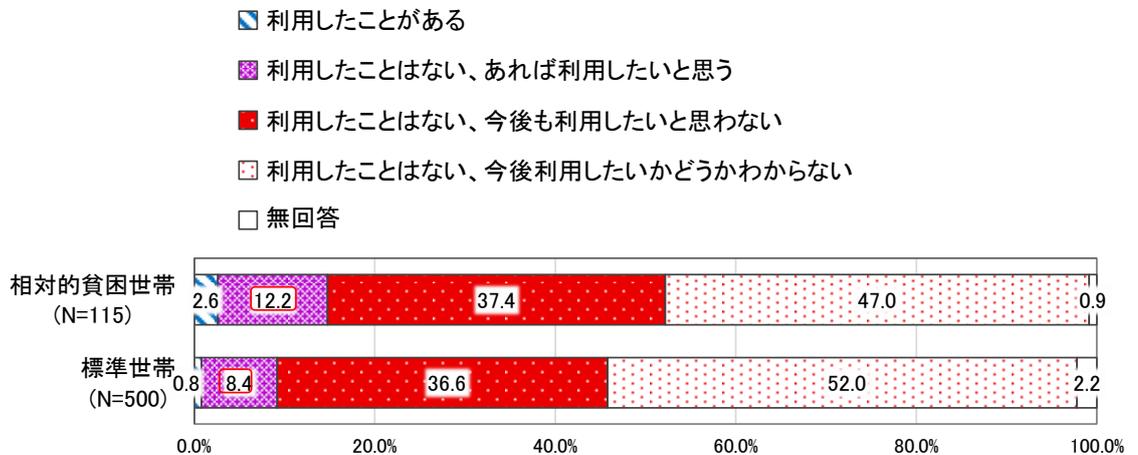
【家や学校以外で何でも相談できる場所（電話やネットの相談を含む）】



【こども宅食・フードバンク】



【スクールソーシャルワーカー】



(3) 教職員等・民生委員等アンケートの調査結果の概要

[第1期計画策定時の調査(前回調査)について]

教職員等について、前回調査では、保育所等の保育士、幼稚園・小学校・中学校の教職員等を対象としており、今回の調査対象者とは異なっていますが、質問内容及び選択肢が同様の質問については、参考として今回の調査結果と比較を行っています。

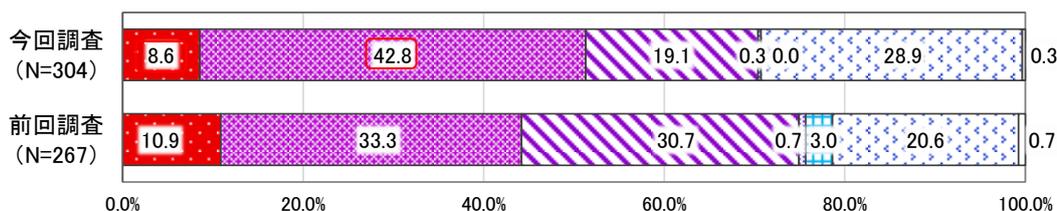
民生委員等アンケートの対象者は前回調査と変更ありません。

① この5年間の貧困状況にある子どもがいる家庭の状況

- この5年間の貧困状況にある子どもの状況について、教職員等では「随分と増えている」、「やや増えている」と回答した割合の合計は51.4%となっており、民生委員等では19.7%となっています。前回調査と同様に、日頃、子どもと接する機会の多い教職員等の方が割合が高くなっています。
- また、民生委員等では「わからない」が50.9%となっており、前回調査より増加していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、民生委員等が十分に活動できなかったことも背景にあると考えられます。さらに、45ページの調査結果で「そもそも貧困かどうかの判別ができない」と回答した割合が最も高くなっていることから、判別の難しさも背景として考えられます。

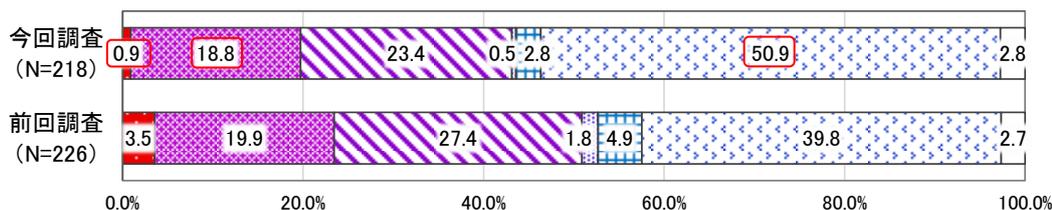
【教職員等】

■ 随分と増えている ■ やや増えている ■ あまり変わらない ■ やや減っている  
 ■ 減っている ■ わからない ■ 無回答



【民生委員等】

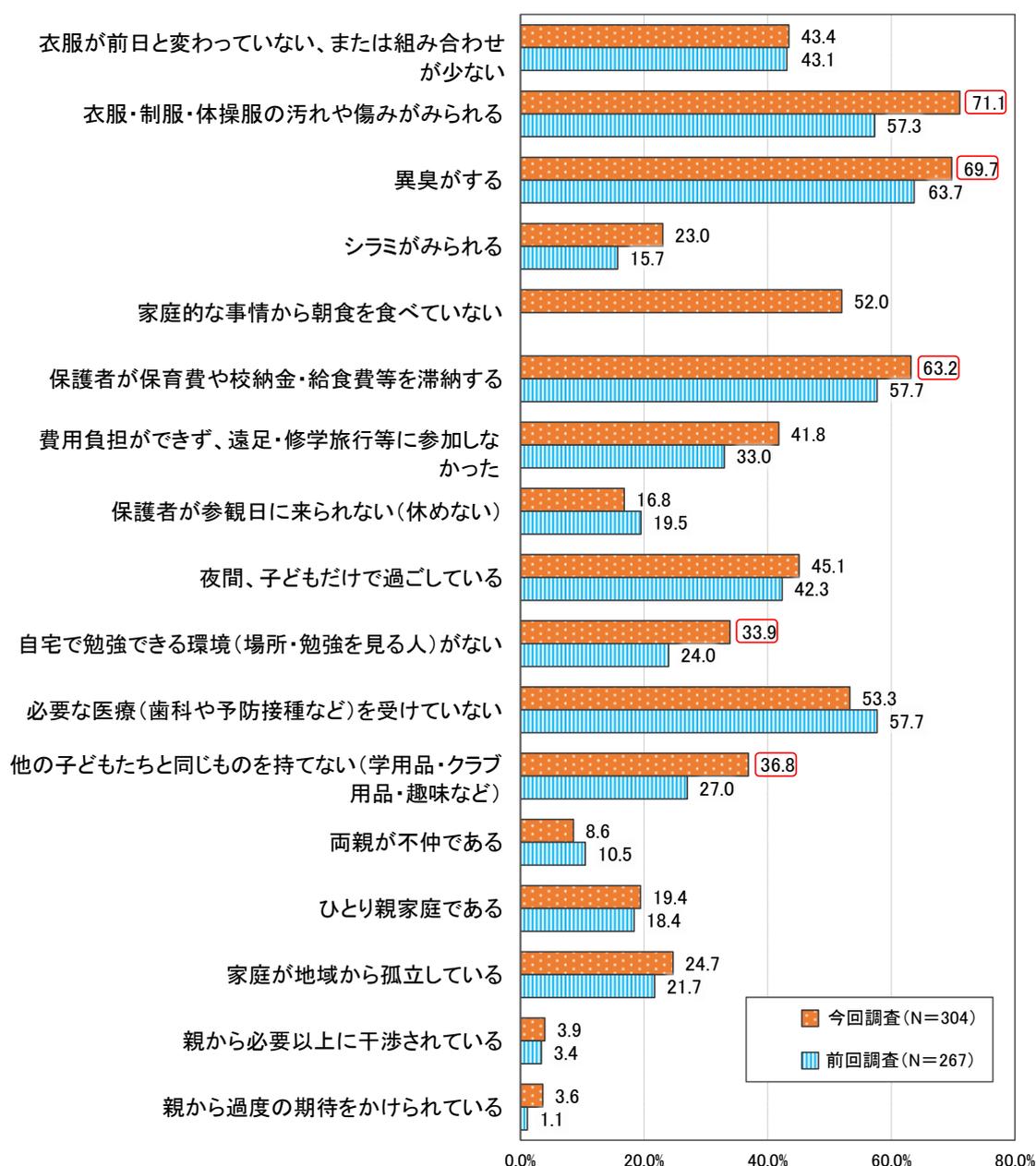
■ 随分と増えている ■ やや増えている ■ あまり変わらない ■ やや減っている  
 ■ 減っている ■ わからない ■ 無回答



② 貧困状況にある子どもの状況

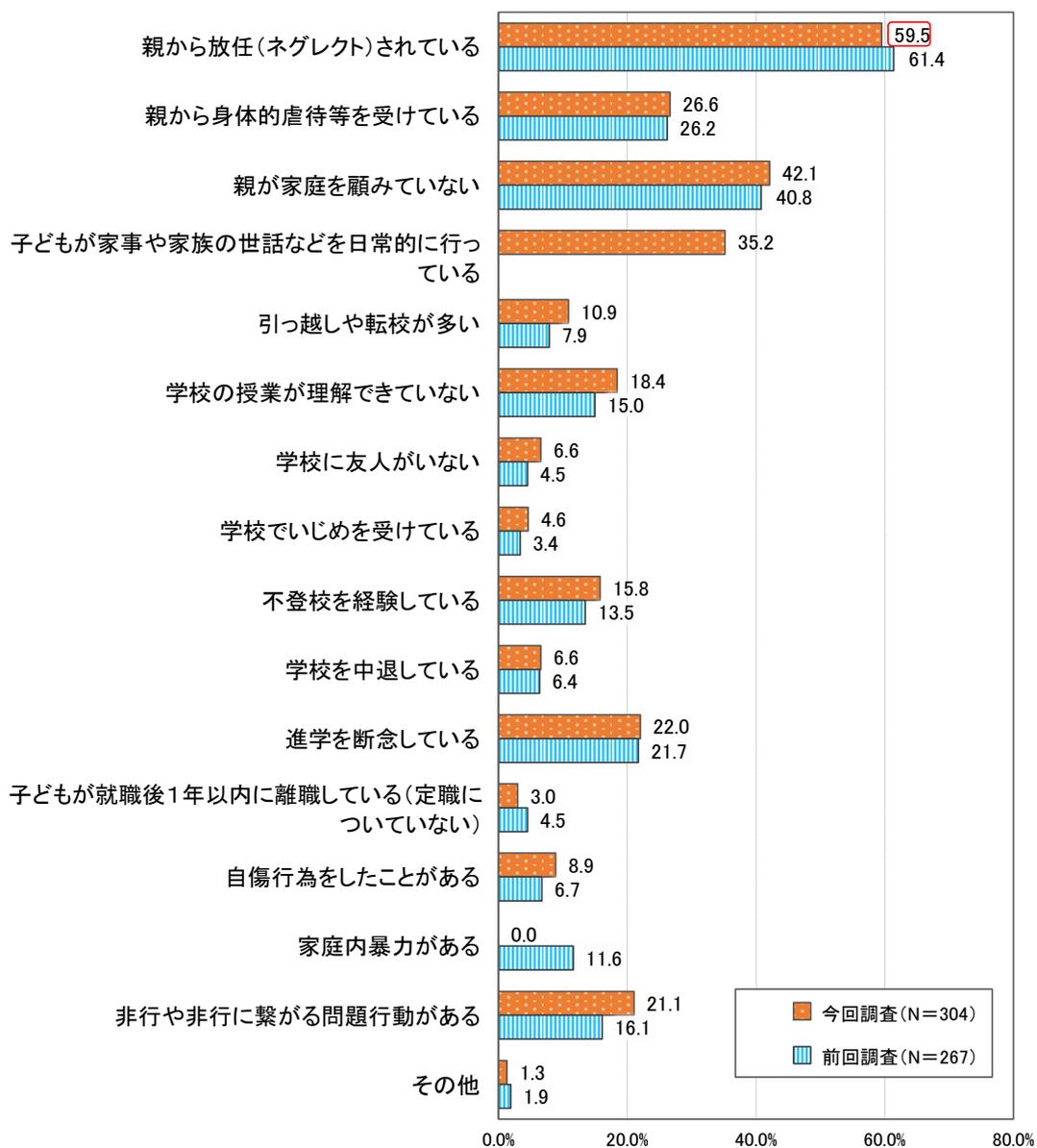
- ・教職員等では、「衣服・制服・体操服の汚れや痛みがみられる」(71.1%)、「異臭がする」(69.7%)、「保護者が保育費や校納金・給食費等を滞納する」(63.2%)、「親から放任(ネグレクト)されている」(59.5%)が上位にあがっています。
- ・教育面の状況として、「自宅で勉強できる環境(場所・勉強を見る人)がない」(33.9%)、「他の子どもたちと同じものを持ってない(学用品・クラブ用品・趣味など)」(36.8%)という回答も一定割合確認できます。

【教職員等】(※次頁へ続く)



※「家庭的な事情から朝食を食べていない」は今回調査より追加した項目

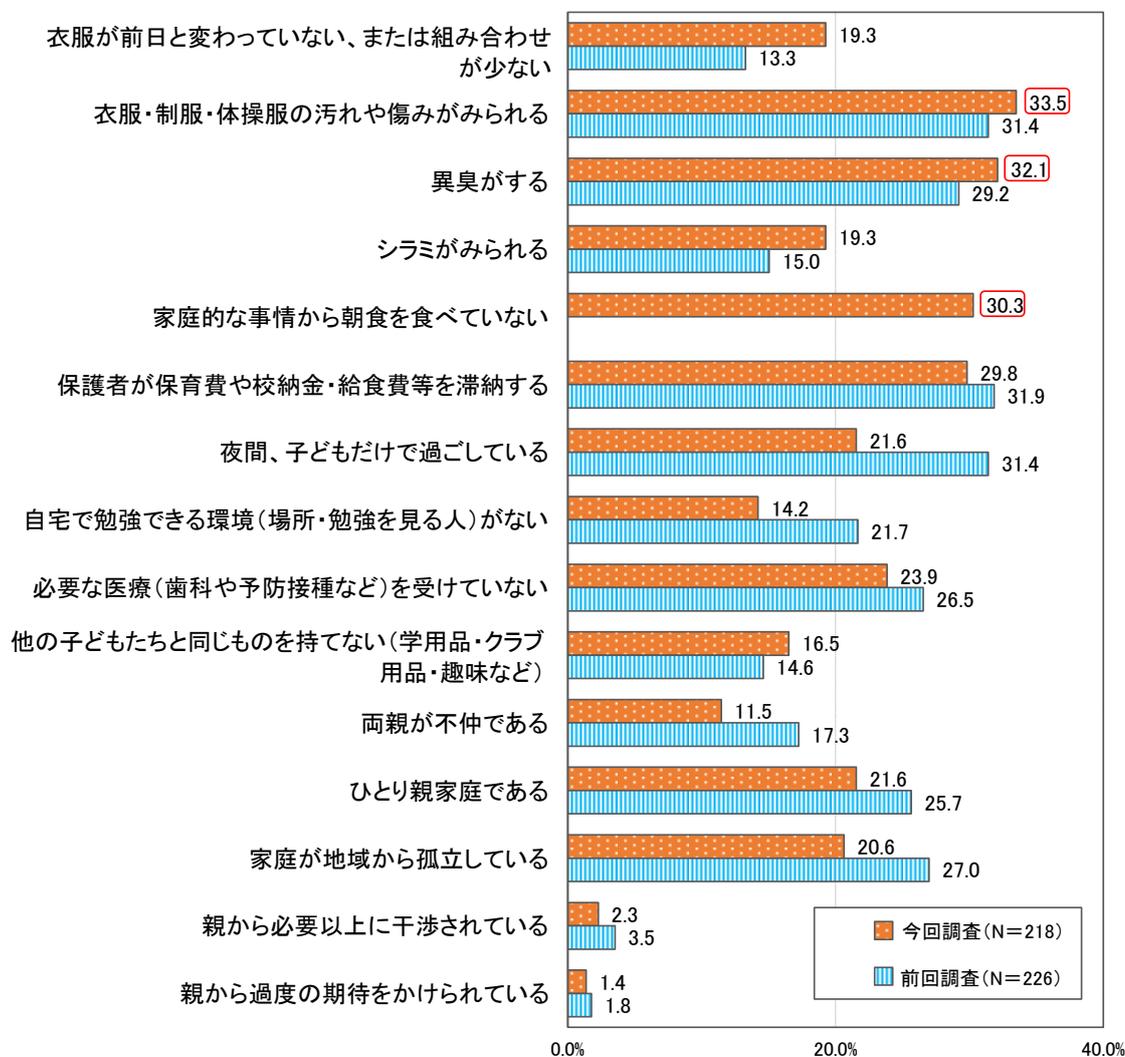
(※前頁からの続き)



※「子どもが家事や家族の世話などを日常的に行っている」は今回調査より追加した項目

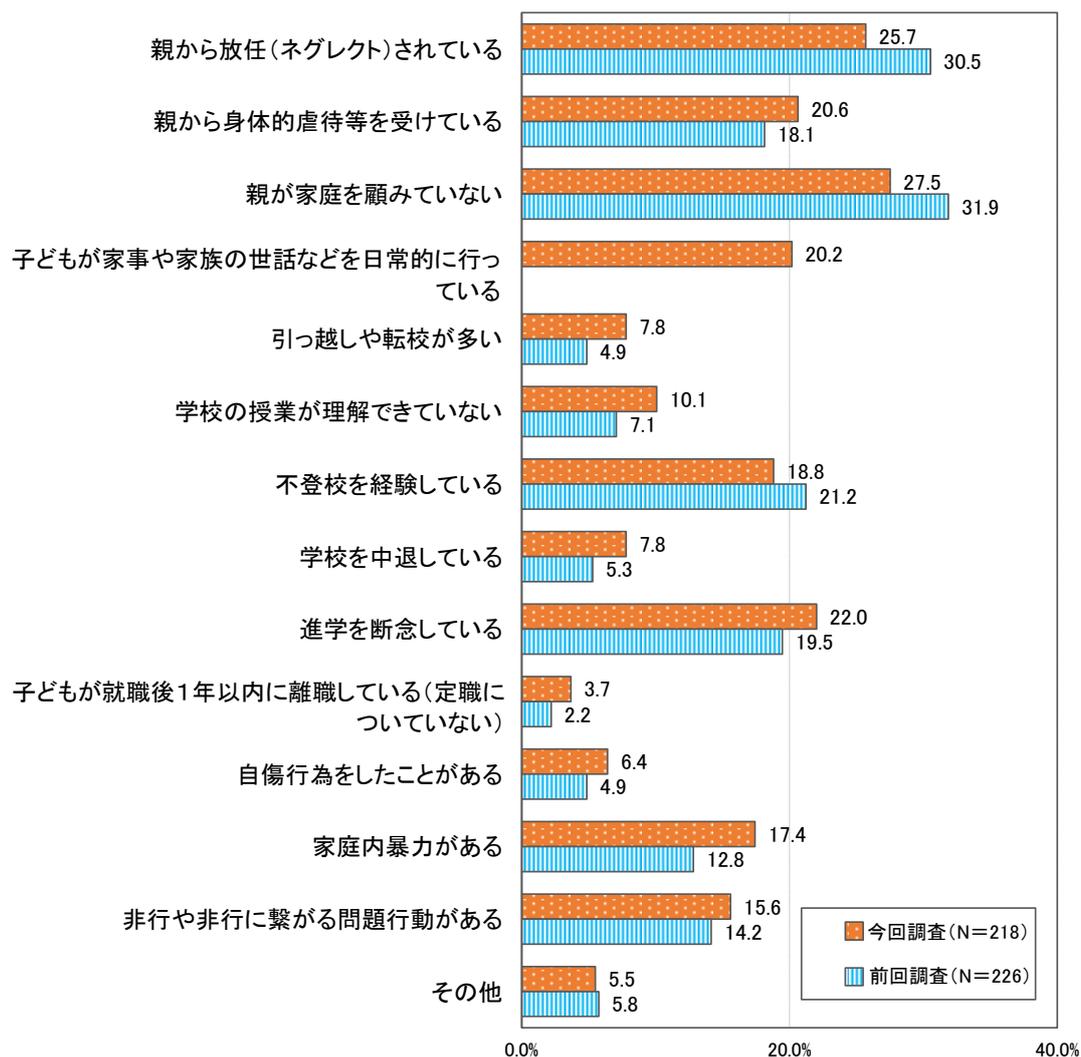
- ・民生委員等では、「衣服・制服・体操服の汚れや傷みがみられる」(33.5%)、「異臭がする」(32.1%)、「家庭的な事情から朝食を食べていない」(30.3%)が上位にあがっています。

【民生委員等】(※次頁へ続く)



※「家庭的な事情から朝食を食べていない」は今回調査より追加した項目

(※前頁からの続き)

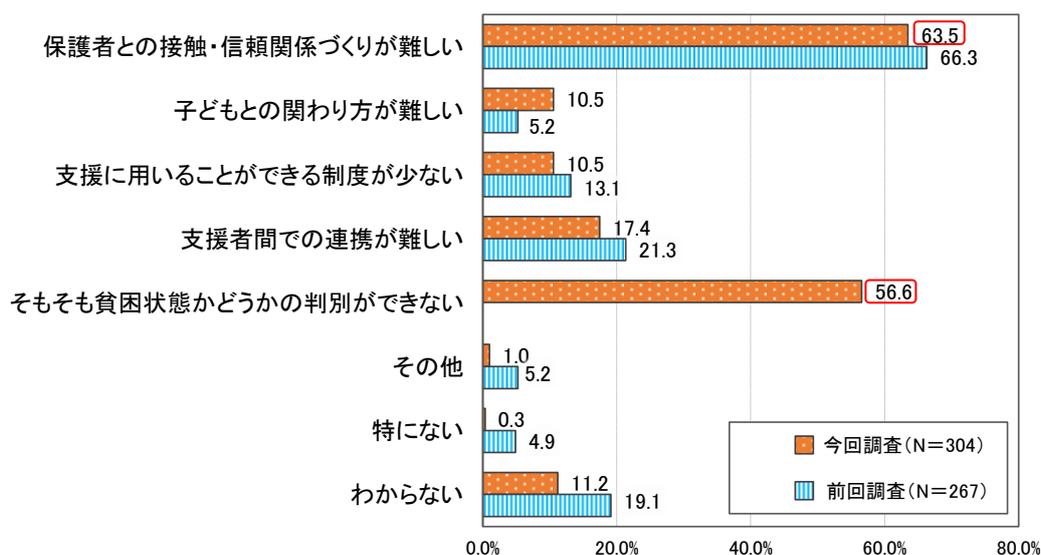


※「子どもが家事や家族の世話などを日常的に行っている」は今回調査より追加した項目

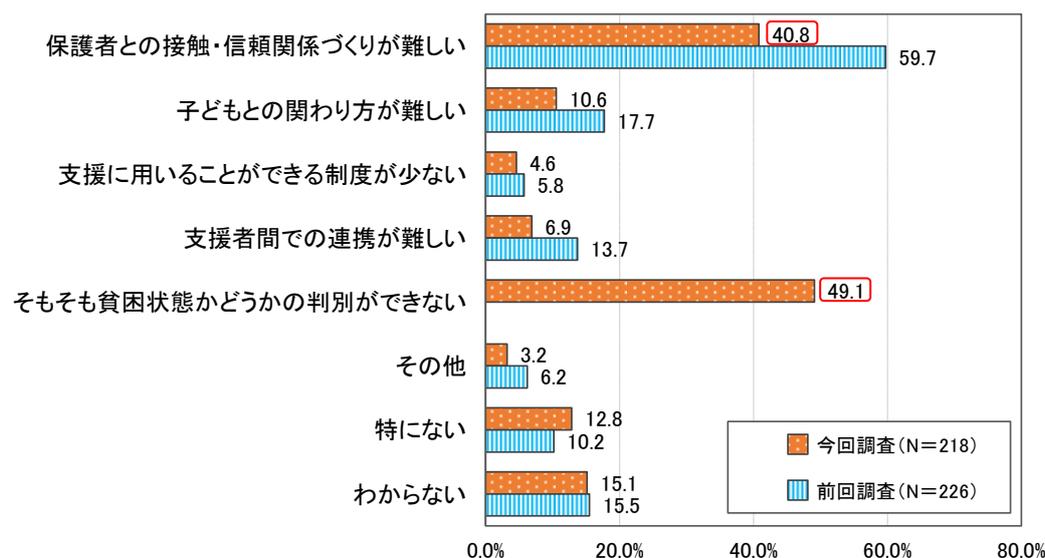
③ 貧困状況にある家庭への支援にあたって困難だと感じること

- ・貧困状況にある家庭への支援にあたって、教職員等では、「保護者との接触・信頼関係づくりが難しい」が63.5%と最も高くなっており、次いで「そもそも貧困状態かどうかの判断ができない」が56.6%となっています。
- ・民生委員等では、「そもそも貧困状態かどうかの判別ができない」が49.1%と最も高くなっており、次いで「保護者との接触・信頼関係づくりが難しい」が40.8%となっています。

【教職員等】



【民生委員等】

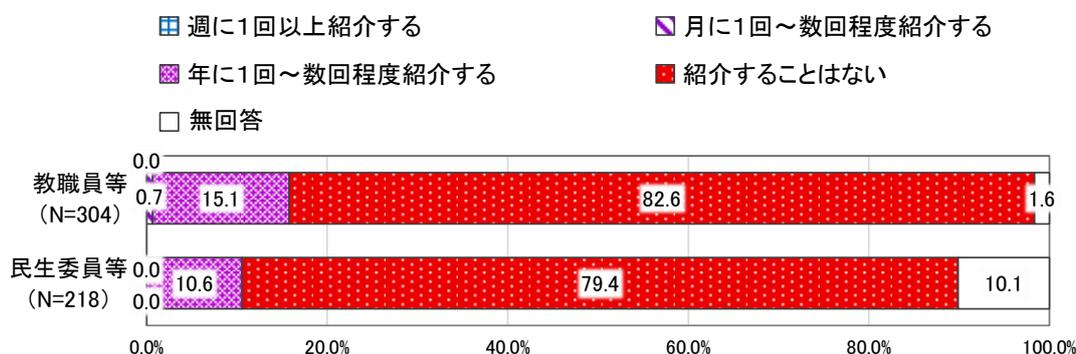


※教職員等、民生委員等ともに「そもそも貧困状態かどうかの判別ができない」は今回調査より追加した項目

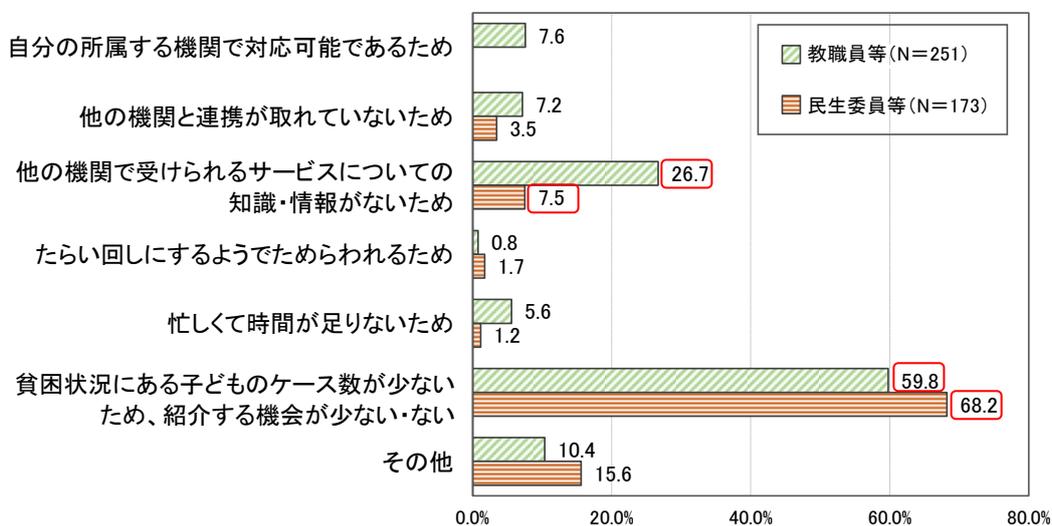
④ 関係機関で受けられるサービスの紹介について

- ・ 貧困状況にある家庭に対する関係機関で受けられるサービスの紹介については、「紹介することはない」が教職員等では 82.6%、民生委員等では 79.4%と最も高くなっています。
- ・ 紹介していない理由については、「貧困状況にある子どものケース数が少ないため、紹介する機会が少ない・ない」が教職員等では 59.8%、民生委員等では 68.2%と最も高くなっています。また、「他の機関で受けられるサービスについての知識・情報が少ないため」が教職員等では 26.7%、民生委員等では 7.5%となっています。

【紹介状況】



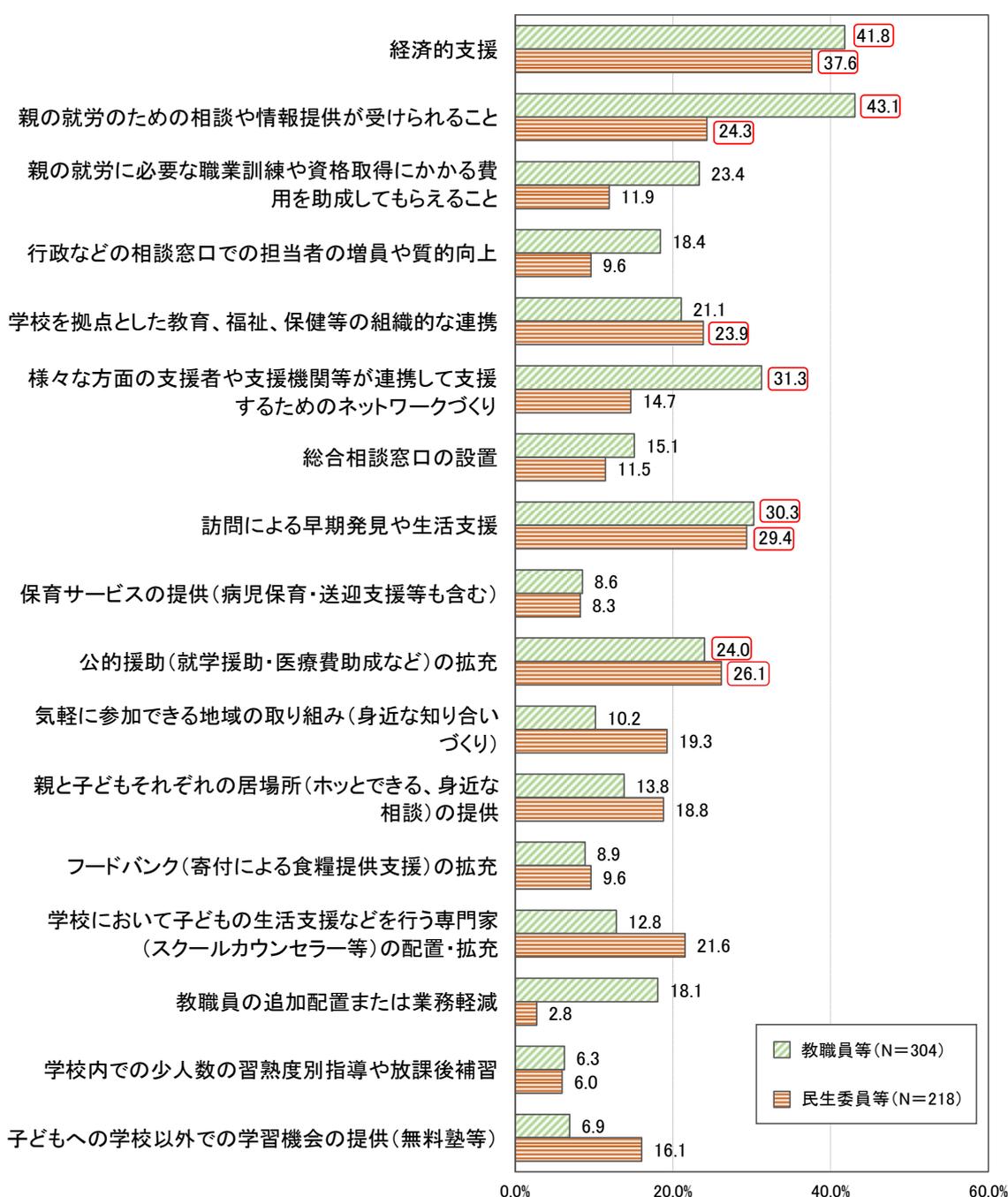
【紹介していない理由】



※「自分の所属する機関で対応可能であるため」は教職員等のみの項目

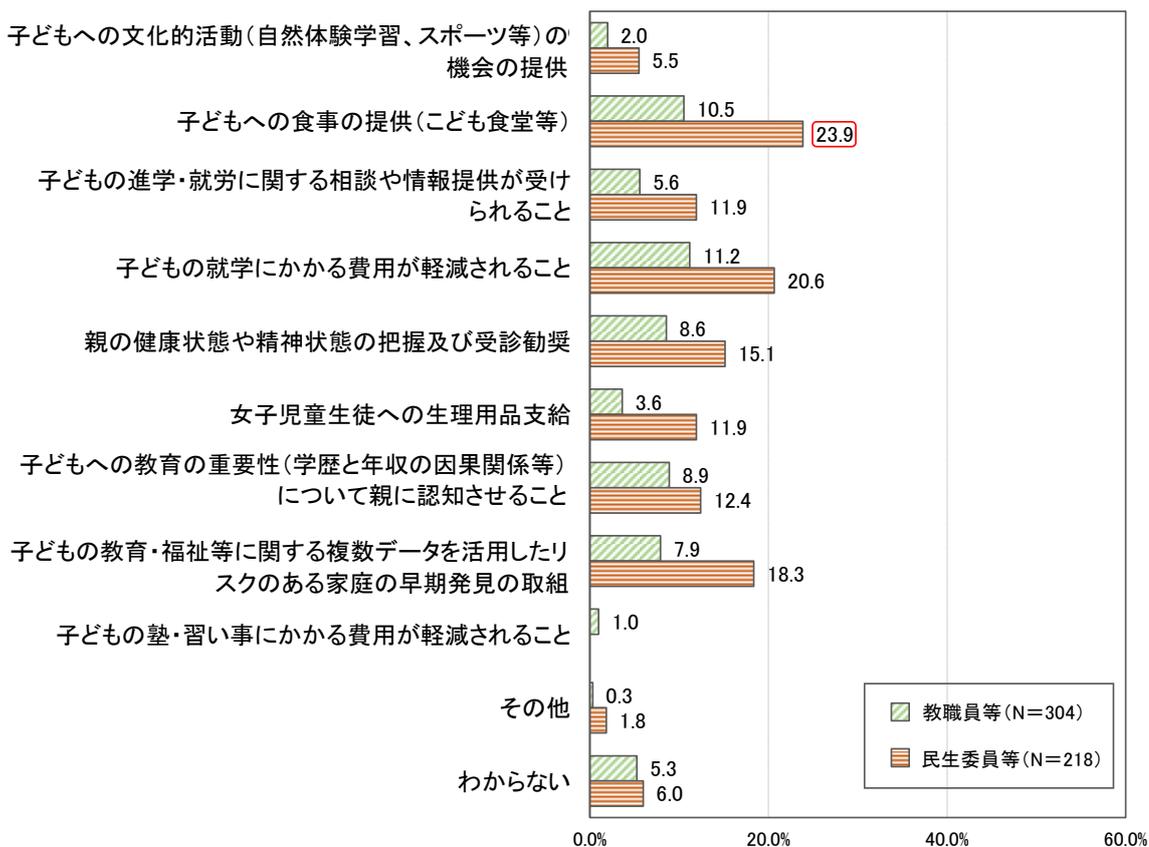
⑤ 貧困状況に置かれた子どもや親に対する必要な支援

- 教職員等では、「親の就労のための相談や情報提供が受けられること」(43.1%)、「経済的支援」(41.8%)、「様々な方面の支援者や支援機関等が連携して支援するためのネットワークづくり」(31.3%)、「訪問による早期発見や生活支援」(30.3%)が上位にあがっています。
  - 民生委員等では、「経済的支援」(37.6%)、「訪問による早期発見や生活支援」(29.4%)、「公的援助(就学援助・医療費助成など)の拡充」(26.1%)、「親の就労のための相談や情報提供が受けられること」(24.3%)、「学校を拠点とした教育、福祉、保健等の組織的な連携」(23.9%)、「子どもへの食事の提供(子ども食堂等)」(23.9%)が上位にあがっています。
- (※次頁へ続く)



■ 第2章 延岡市の子どもを取り巻く現状と課題 ■

(※前頁からの続き)



※「子どもの塾・習い事にかかる費用が軽減されること」は教職員等のみの項目

#### (4) アンケート調査結果からの課題

##### ① 教育について

- ・保護者から、子どもの就学にかかる費用及び習いごと、塾等の費用の軽減が求められています。
- ・児童生徒自身が将来の進学先について、「家庭の経済的な状況から考えて」選択する状況があります。
- ・保護者及び児童生徒から、無料（または低額）で利用できる塾等の子どもの学習支援の場が求められています。

##### ② 生活について

- ・保護者から、子どもの学習用品等及び食品の定期的な支給が求められています。
- ・家事をしたり、障がいや病気の家族の世話や見守りをしたりする等、家族の大人の代わりをしている児童生徒（ヤングケアラー）がいることがわかりました。
- ・教員等及び民生委員等が、保護者との接触・信頼関係づくり及び貧困状態かどうかの判別が困難であること、また、支援への接続が十分になされていない状況があります。

##### ③ 就労・経済状況について

- ・相対的貧困世帯の保護者の就労状況は「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」の割合が高い状況にあります。
- ・保護者から、就労に関する相談及び情報提供や、職業訓練及び資格取得にかかる費用助成が求められています。
- ・教職員等及び民生委員等からも、保護者の就労に関する相談及び情報提供が必要との意見が挙がっています。

##### ④ 制度利用・相談について

- ・保護者から、支援策等の情報提供方法について、学校等を通じたチラシの配布、LINE等のアプリの活用等、様々な媒体の活用が求められています。
- ・保護者から、相談窓口をわかりやすく周知すること、休日及び夜間の対応、LINE等アプリの活用が求められています。

### 3. 資源量調査の結果

公的機関、民間団体等を対象に行った資源量調査において、貧困状況にある子どもや家庭への支援に関する課題が以下のとおり挙げられました。

- ① 関係機関等の連携について
  - ・子どもの貧困は複雑な要因が絡み合っており、支援が困難化してきている。関係機関、相談窓口、支援団体等が連携し、支援につなげる必要がある。(行政機関)(福祉施設)(支援団体)
- ② 貧困家庭の把握について
  - ・個人情報や地域との交流の度合いにより、貧困家庭の発見や情報収集に時間を要することがある。(支援者)
- ③ 貧困家庭への支援について
  - ・世代を超えて連鎖することがないよう、家庭の生活を支え、子どもの成長や自立を支える取組が難しい。(福祉施設)
  - ・福祉サービス等に繋がっていない子ども(貧困、不登校等)への支援の方法について検討が必要である。(障がい者支援機関)
- ④ 教育に関する支援について
  - ・貧困状況にある家庭の場合、子どもに障がい、不登校、ひきこもり等の課題があり、保護者がフルタイムで働けない状況にあることが多い。(福祉機関)
  - ・生活保護世帯及び低所得者に対して、経済的負担(教材費、修学旅行費等)を軽減し、安心して勉強に専念するための支援策(奨学金、就学援助等)の周知徹底が必要である。(教育機関)
- ⑤ 相談について
  - ・困り感を訴えやすいような、敷居の低い窓口が必要である。(障がい者支援機関)
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者間のつながりがますます希薄化し、助けを求めたくても孤立化しているケースがある。(教育機関)
- ⑥ 支援策の周知・理解について
  - ・支援が必要な人に、必要な支援情報が届いていないと感じる。(行政機関)
  - ・行政機関からの情報提供について、支援が必要な人が、十分に内容を理解できていないケースがある。(支援団体)
- ⑦ 民間団体の運営について
  - ・支援をする側の人材育成及び人手不足の課題がある。(支援団体)
  - ・本当に困っている子どもや家庭に情報や支援を届けたいが、十分に伝わっていないと感じる。(支援団体)

## 4. 第1期計画の施策の実施状況・評価

第1期計画に掲載した取組について、関係課室の具体的な取組の実施状況とその評価を踏まえ、基本方針ごとにとりまとめました。（「具体的な取組」の名称は第1期計画より引用。）

[自己評価]

◎：達成できた      ○：概ね達成できた      △：一部達成できた  
 ×：達成できなかった      -：やむを得ない理由で中止になった・評価不能等

### (1) 体系的・効果的な支援事業の実施

#### 重点施策〔1〕教育の支援

具体的な取組	自己評価	実施状況・評価の理由
① 幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額（保育料）軽減	○	利用者の負担軽減を図るため、国基準額の範囲内で利用者負担額を設定しています。また、多子軽減及び副食費免除については、国の基準で実施しています。
② ひとり親家庭等学習支援事業	◎	九州保健福祉大学と連携し、無料で学習支援や調理指導が受けることができる場を提供しています。
③ 生活保護費における教育費の支給	◎	義務教育における教育費（教材費・学校給食費・学習支援費等）、高等学校等への進学が世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、生業扶助として高等学校等就学費を支給しています。
④ 奨学金の相談窓口	◎	延岡市育英会奨学金の受付を行うとともに、延岡市育英会が行う奨学金制度についての情報提供を行っています。
⑤ 私立幼稚園就園奨励費補助事業	-	令和元年度まで実施していましたが、以降は無償化に伴い廃止となっています。
⑥ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用	○	いじめや不登校などの未然防止や早期解決のため、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを活用しています。
⑦ 就学援助・特別支援教育に関する支援	◎	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒及び特別支援学級就学児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行っています。

課題
<ul style="list-style-type: none"><li>• ひとり親家庭等学習支援事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により、学習会や調理指導の開催が困難な状況がありました。感染対策をとりながら、以前の体制へ移行する必要があります。</li><li>• 生活保護世帯では高校進学において、商業高校、工業高校、看護科等の実業系を選択する割合が非常に多くなっています。また、本人に進学の希望があっても、家庭の状況等を考えて遠慮しているケース、保護者が子どもに対し進学を諦めるよう幼少期から話をするため、進学意欲を失ってしまうケースが見受けられます。本人や保護者が、進学の意義（特に高等教育を受けた場合と受けなかった場合とで生じる生涯賃金の差等）について理解できるよう促していくことが必要です。</li><li>• 延岡市育英会奨学金は貸与型であることから返還が必要ですが、貸与を受けている本人が返還できない場合には、保護者等の連帯保証人に返還を求めることになります。しかしながら、連帯保証人の経済状況等を理由として返還が滞る等の課題があります。</li><li>• 不登校、いじめ等、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関等とより一層連携していくことが必要です。</li></ul>

重点施策〔2〕生活の支援

具体的な取組	自己評価	実施状況・評価の理由
① 保育等の確保 (保育利用定員の拡充)	◎	平成 30 年度から令和 3 年度にかけて定員を 220 人増やしています。
② 放課後児童健全育成事業	◎	空き教室の活用や施設整備等により、概ね全校区において児童クラブを整備しています。
③ 子育てサポーター家庭訪問事業	◎	育児期における孤立感の軽減や育児不安の解消、虐待防止等を図るため、子育てサポーターを派遣し、支援を行っています。
④ ファミリー・サポート・センター事業	◎	保育所等が臨時休業時の代替保育の場として、本事業の利用を望む声も多く、会員数は年々増加しています。
⑤ ひとり親家庭等日常生活支援事業	○	病気等で一時的に日常生活に支障を生じたひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育サービスを行っています。
⑥ フードバンク事業	○	中学生までの子どもを養育し、生活に困窮している家庭に対して、月 1 回、食料品を支給する取組を、学校法人順正学園と連携して行っています。
⑦ ひとり親家庭情報交換事業	◎	子育て支援センターおやこの森において、定期的に「シングルカフェ」を設け、ひとり親家庭相互の情報交換と交流支援を行っています。
⑧ 家庭児童相談事業	◎	令和 4 年度に子育て家庭相談・支援カウンターを設置し、相談に対応しており、相談内容に応じ、他課室や多機関と連携をとりながら解決を図っています。
⑨ ひとり親家庭等自立支援事業	○	本事業以外からの給付制度などが創設されたこともあり、相談件数は減っています。
⑩ 要保護児童対策地域協議会運営事業	◎	関係機関等との連携は取れており、迅速かつ適切な支援が行われています。
⑪ インターネットを活用した子育て支援の情報提供	○	マイナンバーを利用した子育てワンストップサービスについてはまだ開始できていませんが、子どもの予防接種管理サービスの「すくすくワクチン」に、イベント情報や入園可能保育施設等の情報提供機能を追加し、アプリ化しています。

■ 第2章 延岡市の子どもを取り巻く現状と課題 ■

具体的な取組	自己評価	実施状況・評価の理由
⑫ のべおか自立相談支援センター事業	◎	社会福祉協議会に委託し、仕事・健康・家族・お金のこと等生活に困っている方の相談の受付と状況に応じた必要な支援を行っています。
⑬ 障がい者相談支援事業	◎	障がい者(児)やその家族が地域で生活していく中で社会資源の活用や専門機関の紹介、福祉サービス利用につなげるための相談支援を行っており、令和3年3月に基幹相談支援センターへ移行しました。
⑭ 乳幼児健診及び母子保健相談事業	◎	健診を保健センターでの集団健診で実施することで、児と保護者の状況を把握しています。
⑮ 母子保健地域活動事業	○	母子保健推進員が生後2ヶ月頃の乳児のいる家庭を訪問し、保護者の育児不安等に対応し、母子保健情報の提供を行っています。また、乳幼児健診の未受診者への受診勧奨の訪問を行っています。
⑯ 養育支援訪問事業	○	妊娠期からの早期支援を必要とする家庭や不適切な養育状況がある等、養育に特に支援が必要となる家庭に、保健師や助産師が訪問することで、出産や養育が適切に行えるよう支援します。
⑰ DV等相談事業	○	DV等の家庭問題等に関する相談に対応し、必要な情報提供を行い、状況に応じた適切な関係機関につなげています。
⑱ 市営住宅等の優先入居	○	ひとり親世帯については優先入居対象世帯として募集を行っており、抽選する際に優遇措置を行っています。
⑲ 放課後子ども教室推進事業	○	市内小規模校6校において、地域と連携しながら、子どもたちが放課後に安心して活動できる居場所を確保しています。
⑳ 青少年に関する相談窓口	○	学校や日常生活で心配事がある人や、悩みを抱える保護者を対象に、専門の相談員が電話・面接での相談に応じています。
<b>課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、安定した事業の開催が難しい場合や活動を縮小している場合があるため、感染対策をとりながら以前の体制へ移行する必要があります。</li> <li>・ひとり親家庭等日常生活支援事業においては、家庭生活支援員と利用希望者のマッチングが困難な場合があるため、家庭生活支援員の登録者を増やすことが課題となっています。</li> </ul>		

課題

- 養育力が乏しい家庭で、児童生徒が自宅にひきこもるケースが多くみられます。教職員等だけでは家庭に対する支援は難しく、ひきこもってしまうと児童生徒本人への支援も難しいため、関係機関等との連携の充実が必要です。
- 障がいのある人や障がいの特性に関して地域社会の理解が十分ではなく、就労機会の減少等による収入の減少や生活のしづらさに影響しています。障がいのある人（児童）やその家族に対する相談支援、就労支援の充実だけではなく、地域住民に対しても障がいに関する理解を促すことが必要です。ハローワークと連携し、企業に対して障がいのある人への理解を深める取組を行っていますが、今後も継続・充実させることが必要です。
- 母子保健地域活動事業及び養育支援訪問事業においては、母子保健推進員の高齢化や人材不足、養育支援訪問指導員の有資格者（保健師等）の人材確保等が課題となっています。
- 子育てサポーター家庭訪問事業においては、保護者の疾患等により養育状況が不安定な家庭、核家族化で身近に頼れる人が少ない家庭等が多く、問題の解決も難しいため、長期的な支援が必要なケースが増加しています。保護者の自立を促しながら、支援をしていくことが今後の課題となっています。
- 相談の中には、離婚したくても経済的に困窮する可能性があるため離婚に踏み切れないケースがあります。また、離婚やDV等で別居したい場合に転居先がなく困っているケースが多くなっており、住宅の確保や生活が安定するまでの経済的な支援、就労支援等が必要です。
- 将来的に虐待につながる可能性のある子育て家庭、不登校等の相談が増えており、児童相談所等とともに、庁内関係課室の連携の充実が必要です。
- 令和4年度より軽度の面前DVや泣き声通告の対応が児童相談所より送致される仕組みとなり、相談件数が増加しています。警察、学校等の関係機関との連携の充実とともに、迅速かつ適切な支援に向けての体制づくりが課題となっています。

重点施策〔3〕保護者の就労支援

具体的な取組	自己評価	実施状況・評価の理由
① ひとり親家庭等自立支援事業（再掲）	—	—
② 高等職業訓練促進給付金等事業	◎	ひとり親家庭の保護者に対して、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減のために給付金を支給しています。
③ 自立支援教育訓練給付金事業	◎	ひとり親家庭の保護者に対して、職業能力開発のため教育訓練等を受ける際の費用の一部助成のために給付金を支給しています。
④ 就労支援員の配置	○	生活福祉課に就労支援員が配属されていたのは平成31年3月末までとなっており、その後ハローワークとの「一体的実施事業」に基づく福祉就労支援コーナーでの就労支援に統合していません。
⑤ のべおか福祉就労支援コーナーの設置	◎	生活保護受給者や児童扶養手当受給者、令和3年度からは生活困窮者自立支援金受給者も対象に就職の斡旋を行っています。
⑥ のべおか自立相談支援センター事業（再掲）	—	—
<b>課題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等職業訓練促進給付金等事業では、これまで准看護師及び看護師の取得希望者が多くなっています。しかし、延岡市内の看護専門学校が准看護師養成課程の募集を中止したため、准看護師取得希望者は日向市にある高等専修学校に行く必要があります。その後、看護師取得希望の場合は、県内他市または県外の養成課程へ進む必要があり、資格取得のハードルがやや高まることが想定されます。</li> <li>・ 自立支援教育訓練給付金事業については、利用希望者が少ないため、ハローワーク等の関係機関との情報共有を図り、事業の周知を進めていくことが課題となっています。</li> <li>・ のべおか福祉就労支援コーナーを設置し、就職の斡旋を行っていますが、一部には、状況により就労につながりにくい人もいます。細やかな配慮のもと、支援を継続する必要があります。</li> <li>・ のべおか自立相談支援センターにおいて、就労意欲が低下している人や社会的な関わりが希薄なため、すぐには一般就労できず、生活に困窮している人を対象に就労に必要な基礎能力の形成を図る就労準備支援を行っています。現状では、対象者が少なく就職につながったケースはありませんが、長期の支援が必要になることが想定されるため、対象者に応じたきめ細やかな支援が必要です。</li> </ul>		

重点施策〔4〕経済的支援

支援事業名	自己評価	実施状況・評価の理由
① 児童手当	◎	中学校までの子どもがいる家庭を対象に手当を支給しています。
② 児童扶養手当	◎	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図るため、18歳未満の児童を養育する保護者に手当を支給しています。
③ 乳幼児等医療費の助成 (令和3年4月から「子ども医療費の助成」に事業名変更)	◎	平成31年4月より、外来歯科診療の医療費助成対象を中学校3年生まで拡大しています。また、医療機関の診療時間内の受診に限り、外来診療費(歯科以外)の助成対象を令和2年4月より小学校6年生まで、令和3年4月より中学校3年生まで拡大しています。
④ ひとり親家庭等医療費の助成	○	子ども医療費助成の拡大に伴い、毎年助成対象者が減り医療費助成申請件数が減っています。
⑤ 実費徴収補足給付事業	◎	対象世帯が属する園に対して補助事業の案内を徹底しています。
⑥ 生活保護費による生活費や住宅費等の支給	◎	生活保護法に沿った適正な運用が行われています。
⑦ 生活困窮者住居確保給付金事業	◎	住居を失ったまたは失う恐れがある人で、離職要件等に該当する場合に原則3ヶ月間、世帯人数に応じた家賃を補助しています。
⑧ 障害児福祉手当・特別障害者手当	◎	障がい者の所得補償制度の一環として、障がい者の自立生活の基盤を確立するため、重度の障がいによって生ずる負担の軽減を図っています。
⑨ 特別児童扶養手当	◎	心身に障がいのある在宅の児童を監護・養育している者を対象に、手当を支給しています。
⑩ 重度心身障がい者医療費助成事業	◎	重度心身障がい者(児)は、本人または介護者に就労の制限があり低所得となる場合が多く、生計に係る医療費負担が大きくなるため、医療費の負担軽減を図っています。
⑪ 消費生活センター事業(多重債務相談)	◎	負債等の状況を聞き取り、解決方法を提示し、必要に応じて司法書士・弁護士等の専門家へつなげています。

課題
<ul style="list-style-type: none"><li>• 少子化や離婚件数の減少に伴い、児童扶養手当の受給者は減少傾向にありますが、本来、受給の資格がある家庭であっても、請求に至っていない場合もあるため、制度の周知徹底が必要です。一方で、不正受給疑い等での通報は増えており、公平性の観点から、不正受給者への調査等を強化する体制づくりが必要です。</li><li>• 離婚が成立していなければ児童扶養手当は受給できないため、何らかの理由で離婚が成立しておらず制度が利用できない家庭に対しても経済的な支援が必要です。</li><li>• ひとり親家庭等医療費助成の利用者からは、入院外受診における現物給付化への要望がありますが、現物給付は県からの財政負担の対象外であることから実現できていないため、県内自治体が一体となり現物化へ向けた取組を進めていきます。</li><li>• 医療的ケアが必要な子どもの保護者は、就労が難しいまたは就労が続かない場合があり、収入が得られない場合も多いため、経済的な支援の充実が必要です。</li></ul>

(2) 支援ネットワークの構築

取組	自己評価	実施状況・評価の理由
① 支援ネットワークの構築	○	延岡市子どもの貧困対策推進委員会を毎年度開催し、構成委員による取組事例の紹介、意見交換等を行っています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による開催となった年度もありました。
② 教育と福祉の連携強化	○	日頃から、必要に応じてスクールカウンセラー等の学校関係者、その他関係機関等と連携し、リスクのある子どもや家庭への対応を行っています。虐待につながるケース、不登校等の相談が増えており、今後、さらに連携の充実が必要です。 また、幼保小連携会議の開催により、子どもたちの義務教育へのスムーズな移行につなげています。
③ 子どもの貧困対策事業の周知啓発	◎	子どもの貧困対策につながる事業も含め、子ども・子育てに関する支援策、相談窓口等をまとめて掲載したガイドブックを製作し、出生の際及び各種窓口で配布を行っています。併せて、市ホームページ、広報誌、公式LINE等のSNS、子育てアプリ、デジタルサイネージ等を活用し、事業の周知を行っています。

(3) 個別支援体制の充実強化

取組	自己評価	実施状況・評価の理由
① 研修制度の充実	○	民生委員等、養護教諭、保育所・幼稚園の職員を対象とした、子どもの貧困やヤングケアラーに関する研修会を開催しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により開催ができない年度もありました。
② 相談窓口の充実強化及び連携強化	◎	なんでも総合相談センター、子育て世代包括支援センター及び子育て家庭相談・支援カウンターを設置し、子ども・子育てに関する包括的な相談体制づくりを行いました。また、相談者に対しては、必要に応じて関係機関につなげる等、切れ目のない支援に努めています。

## 5. 子どもの貧困対策推進における課題

アンケート調査、関係団体等への資源量調査、関係課室へのヒアリング等から、本市における子どもの貧困対策における課題をまとめています。

### 課題1 関係機関の連携体制の充実が必要です。

- ・福祉担当者、学校等の関係機関が連携し支援することが必要です。

### 課題2 教育に関する費用の負担軽減や学習支援の場の充実が必要です。

- ・子ども自身が希望する進学先を諦めることのないよう、奨学金や進学に関する支援策の周知、また、学習支援の場の充実による教育機会の確保が必要です。

### 課題3 食事・食料品・学用品の提供等の支援が必要です。

- ・子どもや家庭の生活や学習環境を支えるための支援の充実が必要です。

### 課題4 子育て世帯やヤングケアラーに対する支援の充実が必要です。

- ・保護者が仕事と両立して子どもを育てられる環境整備が必要です。また、ヤングケアラーの早期発見や、支援へつなぐ取組が必要です。

### 課題5 相談しやすい窓口やその周知が必要です。

- ・子どもから大人まで、より相談しやすい窓口についての検討や、利用方法等の周知が必要です。

### 課題6 保護者の就労支援の充実が必要です。

- ・保護者の安定した就労につながる支援策の周知強化や利用の促進が必要です。

### 課題7 経済的な支援制度の周知と利用の促進が必要です。

- ・支援を必要としている人が適切な支援を受けることができるよう、様々な媒体を活用した、支援制度やその利用方法の周知が必要です。

### 課題8 支援ネットワークの充実が必要です。

- ・行政や関係機関、地域の人々で構成される支援ネットワークの充実が必要です。

### 課題9 支援者の専門性の向上が必要です。

- ・相談窓口や支援者の専門性を向上させる取組の充実が必要です。

### 課題10 能動的なプッシュ型支援を届ける体制の整備が必要です。

- ・必要な支援が行き届くよう情報発信の工夫が必要です。また、リスクのある子どもや家庭を早期に発見し、能動的に関係機関から支援につなげる体制の整備が必要です。

# 第3章

基本理念・基本方針

## 1. 基本理念

全ての子どもたちが、現在から将来にわたり、自らの未来に希望を持ち、自らが望むことに前向きな気持ちで取り組むことができるよう、本市を始めとした行政機関や地域の大人たちが支えていく必要があります。

一方で、貧困の状況にある子どもは、様々な要因により夢や挑戦することを諦めざるを得ない状況にあります。

このため、本計画においては、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの最善の利益を優先考慮する」という観点から、子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要です。

現在、本市では、子どもと子育て家庭を支援する総合的な基本計画として、令和2年4月に「第2期のべおか子ども・子育て支援計画」を策定し、「みんなではぐくむ地域の宝 こどもの笑顔があふれるまちのべおか」を理念として掲げ、子どもが最善の利益を享受できる社会の実現を目指し取組を進めています。

また、第1期計画では、「みんなではぐくむ地域の宝 こどもの笑顔があふれるまちのべおか～こどもの豊かな未来の実現を目指して！～」を理念として定め、全ての子どもが、その生まれや環境によらずに明るい未来を描くことができるよう、様々な取組を進めてきました。

このことから、本計画では引き続き、第1期計画と同様の基本理念を掲げます。

**みんなではぐくむ地域の宝**

**こどもの夢と希望があふれるまちのべおか**

**～こどもの豊かな未来の実現を目指して！～**

## 2. 基本方針

基本理念の実現に向けて、第1期計画の基本方針の趣旨を継続し、さらに、新たな4点目の方針を加えた、以下の4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

- (1) 体系的・効果的な支援事業の実施
- (2) 支援ネットワークの構築
- (3) 個別支援体制の専門性の向上
- (4) 能動的なプッシュ型支援の実施

### (1) 体系的・効果的な支援事業の実施

貧困状態にある子どもの支援については、単に経済的な支援だけでなく、教育面や生活面、就労面の支援が必要であり、各種事業を体系化し効果的に実施していかなければなりません。市では、改正法、新大綱及び県の第2期推進計画を踏まえ、各種支援事業を「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」の4つの分野に体系化し、連携を取りながら事業を進めていきます。

〔1〕教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカー等が機能する体制づくりを進めるとともに、関係団体等と連携し、苦しい状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。</li> <li>・教育の機会均等を確保するため、教育に係る費用等の負担の軽減を図ります。</li> </ul>
〔2〕生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期から、相談支援の充実を図るとともに、居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を行います。</li> </ul>
〔3〕保護者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の収入の確保のため、保護者が就労するための資格や職業訓練等の必要な支援を行うとともに、仕事と両立して子どもを育てられる環境づくりを進めます。</li> </ul>
〔4〕経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが安定した日常生活を送れるよう、金銭の給付や貸与、支援サービスを組み合わせ、家庭生活を下支えすることにより経済的に支援します。</li> </ul>

## (2) 支援ネットワークの構築

子どもの貧困対策を推進するためには、地域を構成する全ての人々、機関及び団体が連携・協力し、様々な困難を抱える子どもや保護者を早期に発見し、支援につなぎ、見守るネットワークを継続して構築することが必要です。

そのため、第1期計画において示された3つのつなぎを踏襲するとともに、新たな分野とのつなぎを構築します。

- 子どもの発達・成長段階に応じた切れ目ない「つなぎ」
- 教育と福祉の「つなぎ」
- 関係機関、地域、NPO、ボランティア、民生委員等の「つなぎ」
- 雇用に関する分野等、福祉以外の分野との新しい「つなぎ」

この「4つのつなぎ」の重要性を十分踏まえ、地域を構成する関係者が情報を共有するとともに、連携・協力し、一体的に取り組むことができる支援ネットワークの構築を図り、きめ細やかなネットワークへと発展・強化させていきます。

また、市民一人ひとりが子どもの貧困問題に対する理解を深め、それぞれの立場からできる取組を行う機運の醸成や、地域、NPO等との協力関係の構築を図ります。

## (3) 個別支援体制の専門性の向上

貧困に陥った子どもや家庭の実態は、外からは見えにくく、捉えづらいという特性があります。このため、早期発見と早期支援が重要となりますが、アンケート調査の結果によると、貧困状態にある家庭への支援にあたって「保護者との接触・信頼関係づくりが難しい」、「そもそも貧困状態かどうかの判別ができない」と感じている支援者側の割合が高い傾向にあります。保護者との信頼関係が築けなかったり、貧困かどうかの判別ができなかったりすれば、必要な支援が届かないことや支援そのものを拒否される事態につながる恐れがあるため、その支援については、支援する側の十分な配慮が必要です。

このため、子どもの貧困対策においては、困難を抱える子どもや家庭に、日常の様々な場面で気づき、見守り、支援につなげていく人や、専門的な支援を担う人等、多くの人が役割分担をしながら支えていくことが求められます。

以上から、支援に携わる人が子どもの貧困に関する共通認識を持ち、必要な地域資源につなげたり、活用したりするといった観点から、子どもの貧困に関する感度や支援のスキルを高めていくことが重要です。そのため研修制度の充実を図るとともに、本市における支援の施策や支援制度等の情報の共有を図ります。

#### (4) 能動的なプッシュ型支援の実施

専門家の配置や相談事業といった従来型の支援だけでは、支援が必要な子どもや家族ほどSOSを発することが困難であること、また、相談支援の情報を知らない若しくは知っていたとしても申請が複雑で難しいなどの課題があります。来ることを待つだけでは、本来支援が必要な全ての子どもや家族にアプローチすることは難しい状況です。

国は、令和5年度に創設が予定されているこども家庭庁に関して、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」を令和3年12月21日に閣議決定し、この中で「住民に身近な地方自治体において、個々のこどもや家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報を分野横断的に連携・集約するデジタル基盤を整備し、情報を分析し、支援の必要なこどもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組みを推進する。」としています。

このため、第2期計画期間において、個人情報保護に十分配慮しながら、支援が必要な子ども本人や家族の状況、支援内容等に関する情報を連携し、能動的に支援していくことを検討・研究します。

### 3. 子どもの貧困に関する指標

#### (1) 子どもの貧困に関する指標

新大綱及び県の第2期推進計画においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、各種施策の実施状況を検証するために、指標を設定しています。以下では、県計画に設定されている指標のうち、本市の状況が把握できる指標について設定しています。

指標	延岡市 (現状値)	全国	宮崎県	備考
○生活保護世帯に属する子ども				
1 高等学校等進学率	100.0%	93.7%	92.1%	国：平成30年4月1日現在 県：平成31年4月1日現在 市：令和4年4月1日現在
2 高等学校等中退率	2.0%	4.1%	5.2%	
3 大学等進学率	7.7%	36.0%	23.1%	
○児童養護施設の子ども				
4 進学率（中学校卒業後）	100.0%	95.8%	100.0%	国・県：平成30年5月1日現在 市：令和3年度
5 進学率（高等学校卒業後）	33.3%	30.8%	34.8%	
○ひとり親家庭の子ども				
6 就園率（保育所・幼稚園）	78.5%	81.7%	88.9%	国：平成28年度現在 県：平成29年度現在 市：平成29年度現在
○全世帯の子ども				
7 高等学校等進学率	98.0%	99.0%	98.6%	国：平成29年度 県：平成30年度 市：令和3年度
○スクールソーシャルワーカー				
8 ソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	要請に応じて 全校に対応	50.9%	46.0%	国・県：平成30年度 （公立学校） 市：令和4年度
9 ソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	要請に応じて 全校に対応	58.4%	65.9%	
○スクールカウンセラー				
10 配置率（小学校）	要請に応じて 全校に対応	67.6%	6.3% ※1	国・県：平成30年度 （公立学校） 市：令和4年度
11 配置率（中学校）	配置校9校 派遣校7校	89.0%	73.4% ※2	
○就学援助制度				
12 就学援助制度に関する周知状況	文書記布・市ホームページ掲載	65.6%	92.3%	国・県：平成29年度 市：令和4年度
13 新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況（小学校）	実施済	47.2%	34.6%	国・県：平成30年度 市：令和4年度
14 新入学児童生徒学用品等の入学前支給の実施状況（中学校）	実施済	56.8%	42.3%	
○ひとり親家庭の就業				
15 親の就業率（母子家庭）	90.0%	80.8%	83.9%	国・県：平成27年 市：平成29年度
16 親の就業率（父子家庭）	95.4%	88.1%	89.7%	
17 親の正規の職員・従業員の割合（母子家庭）	60.2%	44.4%	49.3%	
18 親の正規の職員・従業員の割合（父子家庭）	89.2%	69.4%	67.6%	

※1 要請に応じてすべての小学校に対応した実績  
 ※2 要請に応じてすべての中学校に対応した実績  
 （配置校83校を除く）

※ 指標の出典

指標 1～3	国：厚生労働省社会・援護局保護課調べ 県：県福祉保健課調べ 市：庁内調べ
指標 4・5	国：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 県：県こども家庭課調べ 市：庁内調べ
指標 6	国：全国ひとり親世帯等調査 県：ひとり親世帯生活実態調査 市：県ひとり親世帯生活実態調査を基に算出
指標 7	国・県・市：文部科学省「学校基本調査」を基に算出
指標 8～11	国：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 県：県教育委員会人権同和教育課調べ 市：庁内調べ
指標 12～14	国：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 県：文部科学省「就学援助実施状況調査」 市：庁内調べ
指標 15～18	国・県：国勢調査 市：県ひとり親世帯生活実態調査を基に算出

### ■ 第3章 基本理念・基本方針 ■

#### (2) 本計画の進捗状況の確認・評価のための独自指標

本計画の実効性を担保するため、今回実施したアンケートの調査項目の中から、計画の進捗状況の確認・評価を行う指標を設定し、計画期間中に現状値の改善を目指します。なお、前回調査との比較ができる指標は比較を行っています。

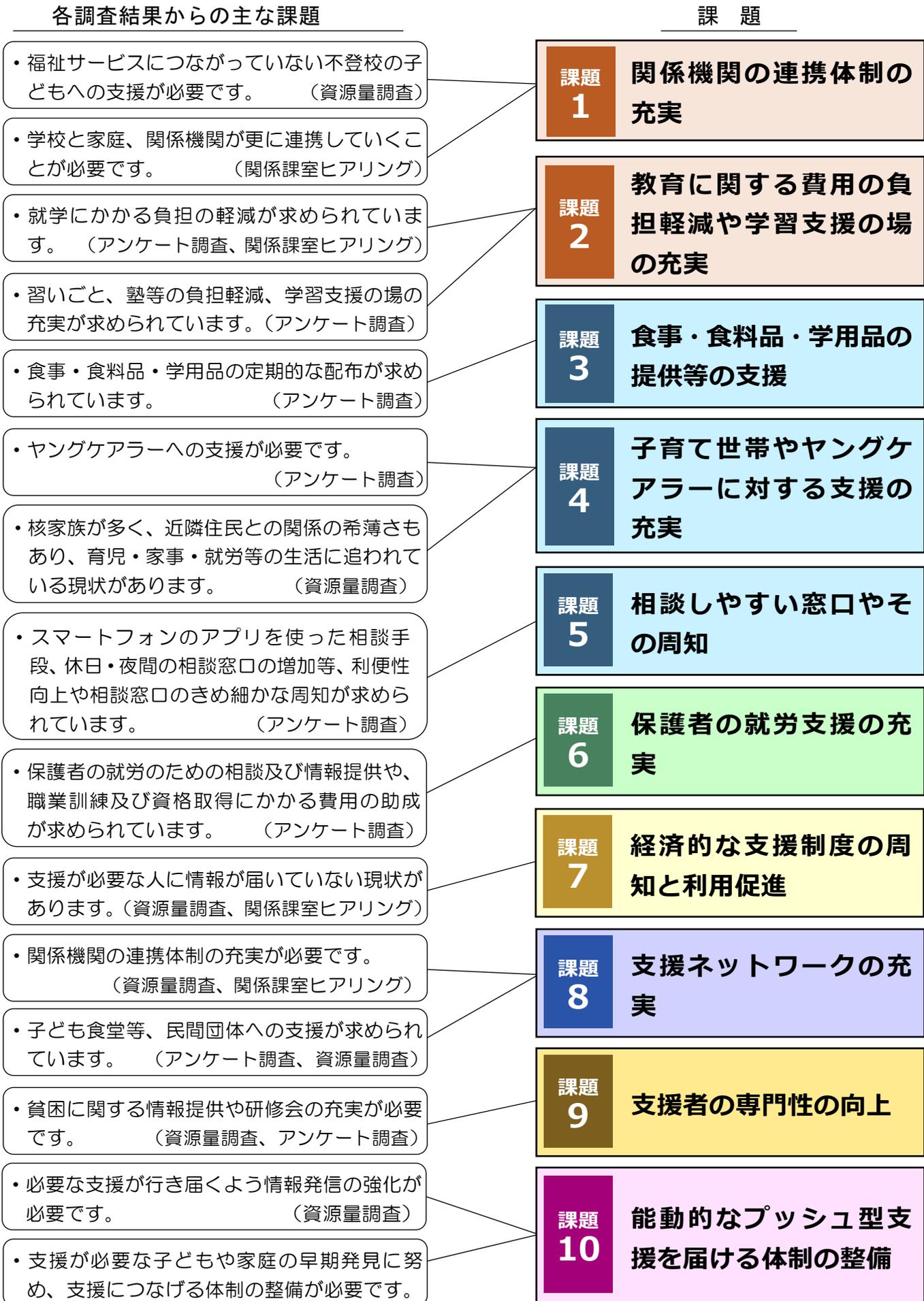
指標		現状値	前回	目標
○子どものための貯蓄の状況（保護者アンケート）				
1	子どもの将来のために貯蓄が「できなかった」割合	77.1%	83.7%	減少
		42.5%	47.5%	減少
○子どもの進学先（保護者アンケート）				
2	現実的に見た子どもの進学先における「高校、専門学校」、「5年制の高等専門学校」、「高校、短大」、「高校（または5年制の高等専門学校）、大学」及び「高校（または5年制の高等専門学校）、大学、大学院」の割合	36.6%	—	増加
		63.6%	—	増加
○支援策の利用状況（保護者アンケート）				
3	就学援助を「利用したことがない」理由が、「利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから」及び「利用したいが、手続きが分からなかったり、利用しにくいから」の割合	12.0%	—	減少
		1.7%	—	減少
4	生活保護を「利用したことがない」理由が、「利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから」及び「利用したいが、手続きが分からなかったり、利用しにくいから」の割合	3.3%	—	減少
		0.0%	—	維持
5	児童扶養手当を「利用したことがない」理由が、「利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから」及び「利用したいが、手続きが分からなかったり、利用しにくいから」の割合	1.6%	—	減少
		0.0%	—	維持
○支援策の利用状況（児童生徒アンケート）				
6	「自分の家や友達の家以外でタごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）」を「利用したことがある」割合	3.5%	—	増加
		6.2%	—	増加
7	「勉強を無料または低額で見られる場所」を「利用したことがある」割合	1.7%	—	増加
		1.6%	—	増加
8	「こども宅食・フードバンク」を「利用したことがある」割合	0.9%	—	増加
		0.2%	—	増加
○相談について（保護者アンケート）				
9	子育てに関する相談で頼れる人における「民生委員・児童委員」及び「相談・支援機関や福祉の人」の割合	9.1%	—	増加
		4.0%	—	増加
○相談について（児童生徒アンケート）				
10	「家や学校以外で何でも相談できる場所（電話やネットの相談を含む）」を「利用したことがある」割合	0.0%	—	増加
		0.6%	—	増加
11	「スクールソーシャルワーカー」を「利用したことがある」割合	2.6%	—	増加
		0.8%	—	増加
○医療機関の受診状況（保護者アンケート）				
12	子どもの健康状態が「どちらかといえば悪い」または「悪い」場合に、「受診を予定していない」理由が、「健康保険に加入しておらず、医療費の支払いができないため」及び「健康保険に加入しているが、医療機関で自己負担金を支払うことができないため」の割合	0.0%	—	維持
		0.0%	—	維持
○支援にあたって困難な点について（教職員等・民生委員等アンケート）				
13	貧困状況にある家庭への支援にあたり困難な点が「そもそも貧困状態かどうかの判別ができない」割合	56.6%	—	減少
		49.1%	—	減少
○関係機関で受けられるサービスの紹介について（教職員等・民生委員等アンケート）				
14	貧困状態にある家庭に対し、関連する機関で受けられるサービスを「紹介することがない」理由が、「他の機関で受けられるサービスについての知識・情報がないため」の割合	26.7%	—	減少
		7.5%	—	減少

※保護者・児童生徒アンケートの数値の上段は相対的貧困世帯、下段は標準世帯  
 ※教職員等・民生委員等アンケートの数値の上段は教職員等、下段は民生委員等

# 第4章

施策の展開

# 延岡市の子どもの貧困対策推進における課題と施策の関連図



重点施策

具体的な取組

体系的・効果的な支援事業の実施

〔1〕  
教育の  
支援

- ① ひとり親家庭等学習支援事業
- ② 生活保護費における教育費の支給
- ③ 保育所・認定こども園の利用者負担額（保育料）軽減
- ④ 教育資金融資事業
- ⑤ 奨学金返還支援による地元企業人材確保支援
- ⑥ 奨学金の相談窓口
- ⑦ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用
- ⑧ 就学援助・特別支援教育に関する支援
- ⑨ インターネット環境の整っていない家庭への学習環境支援
- ⑩ オンラインによる誰一人取り残さない「新たな学びのフィールド」構築
- ⑪ はらはらわくわくふるさと体験事業における参加費免除措置
- ⑫ 地域寺子屋事業

〔2〕  
生活の  
支援

- ① 子育てサポーター家庭訪問事業
- ② ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ③ フードバンク事業
- ④ 家庭・児童に関する相談窓口
- ⑤ ひとり親家庭等自立支援事業
- ⑥ 要保護児童対策地域協議会運営事業
- ⑦ 乳幼児健診及び母子保健相談事業
- ⑧ 母子保健地域活動事業
- ⑨ 養育支援訪問事業
- ⑩ 支援対象児童等見守り強化事業
- ⑪ ヤングケアラー支援地域力向上事業
- ⑫ 医療・介護・福祉・子育て等に関する相談窓口「なんでも総合相談センター」
- ⑬ のべおか自立相談支援センター事業
- ⑭ 放課後児童健全育成事業
- ⑮ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑯ インターネットを活用した子育て支援の情報提供
- ⑰ 地域子育て支援拠点事業
- ⑱ 児童館運営事業
- ⑲ 一時預かり事業
- ⑳ 病児・病後児保育事業
- ㉑ 障がい者（児）に関する相談窓口
- ㉒ 日常生活用具給付事業
- ㉓ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
- ㉔ DV等に関する相談窓口
- ㉕ 市営住宅等の優先入居
- ㉖ 放課後子ども教室推進事業
- ㉗ 青少年に関する相談窓口

〔3〕  
保護者の  
就労  
支援

- ① ひとり親家庭等自立支援事業（再掲）
- ② ひとり親家庭情報交換事業
- ③ 高等職業訓練促進給付金等事業
- ④ 自立支援教育訓練給付金事業
- ⑤ のべおか福祉就労支援コーナーの設置
- ⑥ のべおか自立相談支援センター事業（再掲）
- ⑦ 就労準備支援
- ⑧ 保育利用定員の拡充
- ⑨ 放課後児童健全育成事業（再掲）
- ⑩ ファミリー・サポート・センター事業（再掲）
- ⑪ 延岡ITカレッジ
- ⑫ 延岡地域雇用促進協議会との連携

〔4〕  
経済的  
支援

- ① 児童手当
- ② 児童扶養手当
- ③ 子ども医療費の助成
- ④ ひとり親家庭等医療費の助成
- ⑤ 出産・子育て応援交付金事業
- ⑥ 生活保護費による生活費や住宅費等の支給
- ⑦ 生活困窮者住居確保給付金事業
- ⑧ 保育所・認定こども園の利用者負担額（保育料）軽減（再掲）
- ⑨ 実費徴収補足給付事業
- ⑩ 障害児福祉手当・特別障害者手当
- ⑪ 特別児童扶養手当
- ⑫ 重度心身障がい者医療費助成事業
- ⑬ 補装具給付事業
- ⑭ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
- ⑮ 消費生活センター事業
- ⑯ 移住・子育て住まい支援事業

支援ネットワークの構築

- ① 市を中心としたネットワークの強化及び発展
- ② 民間団体のネットワーク構築
- ③ 教育と福祉の連携強化
- ④ 市民への啓発
- ⑤ 民間団体への支援

個別支援体制の専門性の向上

- ① 子育て家庭に関する相談窓口の機能強化
- ② 子どもの貧困への理解を深める研修制度の充実
- ③ 支援策の周知・共有

能動的なプッシュ型支援の実施

- ① アプリ・SNSを活用した能動的なプッシュ型情報提供
- ② データ連携による能動的なプッシュ型支援

## 1. 体系的・効果的な支援事業の実施

### 〔1〕教育の支援

#### (1) 現状と課題



貧困の連鎖を解消するためには、家庭の経済状況に左右されず、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるようにすることが重要です。しかし、本市においては、子どもたちが自宅で勉強できる環境が整っていないこと、塾等の学校以外での学習の場への参加機会や進路選択の場面において家庭の経済状況の影響を受けている現状があります。

家庭の経済状況によって将来の夢や進学を諦めることがないように、教育に関する支援について周知するとともに、経済的な負担軽減を図ることが必要です。

#### (2) 具体的な取組

具体的な取組	取組の概要	担当課室
① ひとり親家庭等学習支援事業	九州保健福祉大学と連携し、ひとり親家庭の中学生を対象に、均等な学習の機会や活動体験を得るために、無料で学習支援や調理指導を受けることができる場を提供します。	おやこ保健福祉課
② 生活保護費における教育費の支給	義務教育における教育費（教材費、学校給食費、学習支援費等）を支給します。また、高等学校等への進学が世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、生業扶助として高等学校等就学費を支給します。	生活福祉課
③ 保育所・認定こども園の利用者負担額（保育料）軽減	保育所または認定こども園を利用する際の利用者負担軽減を図るため、令和5年度より全面的な料金改定を行い、あわせて、多子軽減の範囲を小学校就学前から中学校就学前まで拡充します。	こども保育課
④ 教育資金融資事業	子どもの教育資金を必要とする市民に対し、九州労働金庫及び延岡信用金庫と提携した低金利の教育資金を融資します。	総務課
⑤ 奨学金返還支援による地元企業人材確保支援	要件を満たす市内の事業所に就職した者を対象に、奨学金の返還額の一部を補助します。	人材政策・移住定住推進室

具体的な取組	取組の概要	担当課室
⑥ 奨学金の相談窓口	延岡市育英会奨学金の受付を行うとともに、各種奨学金制度についての情報提供を行います。	教育委員会 総務課
⑦ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用	いじめ、不登校等の未然防止や早期解決のため、スクールソーシャルワーカー（本市1名）及びスクールカウンセラーを活用します。	学校教育課
⑧ 就学援助・特別支援教育に関する支援	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒及び特別支援学級就学児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	学校教育課
⑨ インターネット環境の整っていない家庭への学習環境支援	インターネット環境の整っていない家庭に無料でモバイルルーターを貸し出し、オンライン学習環境を整備することで、家庭においてもICTを活用した児童生徒の個別最適な学びを実現します。	学校教育課
⑩ オンラインによる誰一人取り残さない「新たな学びのフィールド」構築	多様な背景を持つ不登校等の児童生徒の個々に応じた教育の機会を確保するため、ICTを活用したオンラインによる学習支援等の仕組みを構築します。	学校教育課
⑪ はらはらわくわくふるさと体験事業における参加費免除措置	参加者のうち、就学援助を受けている家庭の児童について、参加費を免除します。	社会教育課
⑫ 地域寺子屋事業	公民館等において、地域のボランティアによる学習支援、地域の人との交流・体験活動等を行う団体に補助を行います。	社会教育課

### （3）計画期間中の検討課題

- ・無料または低額で利用できる学習支援の場の充実等による、家庭学習支援及び教育機会の確保。
- ・日本学生支援機構、日本政策金融公庫、その他の公的団体等が実施する様々な奨学金制度及び支援制度の周知強化による、進学や就学にかかる経済的負担の軽減。

## 〔2〕生活の支援

### (1) 現状と課題



経済的に困窮している世帯の多くは、複合的で多様な問題を抱えている傾向があります。子どもの健やかな成長に影響を与える家庭の環境を安定させるためには、相談窓口の周知及び支援に関する情報提供を充実させるとともに、福祉、教育、地域等の関係機関が密接に連携しながら包括的な支援を行うことが必要です。また、生活に困難を抱える家庭や子育て家庭の状況に応じたきめ細やかな生活支援に努めます。

### (2) 具体的な取組

具体的な取組	取組の概要	担当課室
① 子育てサポーター家庭訪問事業	育児期における孤立感の軽減や育児不安の解消、虐待防止等を図るため、子育てサポーターを派遣し、支援を行います。	おやこ保健福祉課
② ひとり親家庭等日常生活支援事業	病気等で一時的に日常生活に支障を生じたひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育サービスを行います。	おやこ保健福祉課
③ フードバンク事業	中学生までの子どもを養育し、生活に困窮している家庭に対して、月1回、食料品を支給する取組を、学校法人順正学園と連携して行います。	おやこ保健福祉課
④ 家庭・児童に関する相談窓口	「子育て家庭相談・支援カウンター」を設置し、支援の必要な家庭に対し、専門的な相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行ってきました。令和5年度より、子育て世代包括支援センターと統合し、「こども家庭サポートセンター」を設置します。	おやこ保健福祉課
⑤ ひとり親家庭等自立支援事業	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の様々な相談に応じ、関係機関と連携し生活支援や就労支援を行います。	おやこ保健福祉課
⑥ 要保護児童対策地域協議会運営事業	要保護支援児童等に関する情報交換や支援内容等の協議、児童虐待防止に関する広報・啓発に取り組むとともに、関係機関、団体と連携し、要保護支援児童の早期発見や、迅速かつ適切な支援に取り組みます。	おやこ保健福祉課

具体的な取組	取組の概要	担当課室
⑦ 乳幼児健診及び母子保健相談事業	乳幼児の健やかな成長と発達を確認するとともに、育児、その他の不安や困り事への支援を行い、必要なサービスにつなげます。	おやこ保健福祉課
⑧ 母子保健地域活動事業	母子保健推進員が生後2ヶ月頃の乳児のいる家庭を訪問し、保護者の育児不安等に対応し、母子保健情報の提供を行います。また、乳幼児健診の未受診者への受診勧奨の訪問を行います。	おやこ保健福祉課
⑨ 養育支援訪問事業	妊娠期からの早期支援を必要とする家庭や不適切な養育状況がある等、養育に特に支援が必要となる家庭に、保健師や助産師が訪問することで、出産や養育が適切に行えるよう支援します。	おやこ保健福祉課
⑩ 支援対象児童等見守り強化事業	新型コロナウイルス感染症拡大を起因とした見守り機会の減少により児童虐待等のリスクが高まっている家庭に対し、食事、学習用品等を自宅に届けるとともに状況の把握を行う団体に対し補助を行うことで、見守り機能の強化を図ります。	おやこ保健福祉課
⑪ ヤングケアラー支援地域力向上事業	ヤングケアラーについて理解を深めるための研修会を開催するとともに、ヤングケアラーを支援するための体制の構築を行います。	おやこ保健福祉課
⑫ 医療・介護・福祉・子育て等に関する総合相談窓口「なんでも総合相談センター」	医療・介護・福祉と子育て・教育の2つの分野を中心に、専門機関からの助言も得ながら、市民からの各種相談にワンストップで対応している「なんでも総合相談センター」を引き続き運営し、切れ目のない支援をさらに充実していきます。	なんでも総合相談センター
⑬ のべおか自立相談支援センター事業	社会福祉協議会に委託し、仕事・健康・家族・お金のこと等、生活に困っている方の相談の受付とその状況に応じた必要な支援に取り組みます。	生活福祉課
⑭ 放課後児童健全育成事業	放課後に保護者がいない家庭等の小学生の居場所として、放課後児童クラブの拡充に取り組み、小学3年生までの確実な受け入れを可能にします。	こども保育課

■ 第4章 施策の展開 ■

具体的な取組	取組の概要	担当課室
⑮ ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援サービスを行いたい人と受けたい人を会員登録し、会員相互で育児に関する援助活動を行います。	こども保育課
⑯ インターネットを活用した子育て支援の情報提供	市ホームページの子育てポータルサイトやスマートフォンアプリ「のべおかポータル」、「すくすくワクチン」に加え、マイナンバーを利用した Web サービスである子育てワンストップサービスにより、子育て支援に係るサービスの情報提供の充実を図ります。	こども保育課
⑰ 地域子育て支援拠点事業	少子化や核家族化の進展により、子育てへの不安を抱える家庭を支援するため、市内5か所（おやこの森・えんキッズ・宮野浦子育て広場・まちなかキッズホーム・恒富保育所子育て支援室）に拠点施設を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、地域全体で子どもの健やかな育ちを支援します。	こども保育課
⑱ 児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、放課後児童の育成や指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、子育て家庭への相談支援等を行います。	こども保育課
⑲ 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、保育所、幼稚園、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行うことで、安心して子育てができる環境を整えます。	こども保育課
⑳ 病児・病後児保育事業	子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気や紡機の回復期の児童を一時的に保育し、保護者の生活支援や就労支援を行います。	こども保育課
㉑ 障がい者（児）に関する相談窓口	基幹相談支援センター（北部、南部、西部）を設置し、在宅の障がい者（児）やその家族に対し、日常生活における相談に応じるとともに、福祉サービスの利用や社会資源の活用及び生活情報の提供等を行い、自立や社会参加に向けて総合的に支援します。	障がい福祉課

具体的な取組	取組の概要	担当課室
②② 日常生活用具給付事業	在宅の障がい者・児及び難病患者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付し、障がいにより生ずる日常生活上の負担を軽減します。	障がい福祉課
②③ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付し、在宅生活を支援します。	障がい福祉課
②④ DV 等に関する相談窓口	DV 等の家庭問題等に関する相談に対応し必要な情報提供を行い、状況に応じた適切な関係機関につなげます。	男女共同参画推進室
②⑤ 市営住宅等の優先入居	ひとり親世帯については優先入居対象世帯として募集を行い、抽選する際に優遇措置を行います。また、一部の市営住宅については母子世帯に限定して募集を行います。	建築住宅課
②⑥ 放課後子ども教室推進事業	校区内に放課後児童クラブや学童保育がない小学校の余裕教室において、地域と連携しながら、子どもたちが放課後を安心して活動できる居場所を確保します。	社会教育課
②⑦ 青少年に関する相談窓口	不登校、いじめ、勉強、友だち、養育問題等、学校や日常生活で心配事がある人や、悩みを抱える保護者を対象に、専門の相談員が電話・面接での相談に応じます。	社会教育課

### (3) 計画期間中の検討課題

- ・フードバンク、フードドライブ等の推進による、食料品の提供支援の促進。
- ・学習用品や日用品を支給する機会の拡充による、学習や生活に係る負担の軽減。
- ・ヤングケアラーへの支援や、市民や支援者へのヤングケアラーに関する啓発・研修会等の充実。
- ・関係課室が取り組んでいる各種相談窓口の周知強化や、雰囲気づくりによる相談のしやすさ向上。

### 〔3〕 保護者の就労支援

#### (1) 現状と課題



子どもの預け先が確保できない場合や子どもに病気や障がいがあるため、保護者が希望する仕事に就くことができず、低収入となる場合があります。ひとり親世帯に限らず、低所得で生活が困窮している世帯に対しても、就労のための相談や情報提供を行い、世帯の状況に応じたきめ細かな支援を行うことが必要です。そして、保護者の就労機会の確保とともに、家庭の事情に合わせた働き方を選択し、仕事と家庭・子育ての両立ができるよう労働環境を整備することが必要です。

#### (2) 具体的な取組

具体的な取組	取組の概要	担当課室
① ひとり親家庭等自立支援事業（再掲）	母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の様々な相談に応じ、関係機関と連携し生活支援や就労支援を行います。	おやか保健福祉課
② ひとり親家庭情報交換事業	子育て支援センターおやこの森で、ひとり親家庭の生活と自立を図るため、定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けて相談し合う場「シングルカフェ」を設け、ひとり親家庭の相互の情報交換及び交流を深めるための支援を行います。	おやか保健福祉課
③ 高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者に対して、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減のために給付金を支給します。	おやか保健福祉課
④ 自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の保護者に対して、職業能力開発のため教育訓練等を受ける際の費用の一部助成のため、給付金を支給します。	おやか保健福祉課
⑤ のべおか福祉就労支援コーナーの設置	市役所庁舎内にハローワークの出張窓口を設置し、ひとり親家庭、生活保護受給者等を対象に、求人情報の提供を行います。	生活福祉課
⑥ のべおか自立相談支援センター事業（再掲）	社会福祉協議会に委託し、仕事・健康・家族・お金のこと等、生活に困っている方の相談の受付とその状況に応じた必要な支援に取り組みます。	生活福祉課

具体的な取組	取組の概要	担当課室
⑦ 就労準備支援	のべおか自立相談支援センターにおいて、就労意欲が低下している人や社会的な関わりが希薄ですぐに一般就労ができず、生活困窮している人を対象に、就労に必要な基礎能力の形成を図ります。	生活福祉課
⑧ 保育利用定員の拡充	保育を必要とする全ての子どもの受入ができるよう、保育所等の受入可能数の確保を行います。また、要支援家庭、ひとり親家庭等については、優先的に入所できるよう支援を行います。	こども保育課
⑨ 放課後児童健全育成事業（再掲）	放課後に保護者がいない家庭等の小学生の居場所として、放課後児童クラブの拡充に取り組み、小学3年生までの確実な受け入れを可能にします。	こども保育課
⑩ ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て支援サービスを行いたい人と受けたい人を会員登録し、会員相互で育児に関する援助活動を行います。	こども保育課
⑪ 延岡ITカレッジ	デジタル人材の育成に向けた「延岡ITカレッジ」事業を展開し、複数のコースを設け実施しており、求職者向けのコースでは、初心者の方でも就職に役立つITスキルを身に付けることができるプログラムを構築しています。	人材政策・移住定住推進室
⑫ 延岡地域雇用促進協議会との連携	魅力ある雇用の創出と、人材の育成を一体的に実施する「延岡地域雇用促進協議会」においては、ITスキルやパソコン技能、簿記会計等のスキル習得のためのセミナーを開催します。	人材政策・移住定住推進室

### （3）計画期間中の検討課題

- ・就労に必要な知識や技能を習得するための公的機関及び民間機関が実施する講習等の周知強化。
- ・ひとり親家庭向けの就労支援やその他支援策の周知強化。
- ・子育てしやすい環境を実現するための、企業等に対する本市等の取組の理解や制度の周知。

## 〔4〕 経済的支援

### (1) 現状と課題



世帯の状況や所得に応じて、生活保護費や各種手当の支給、必要な資金の貸付等により経済面から世帯の生活基盤を支えます。

### (2) 具体的な取組

具体的な取組	取組の概要	担当課室
① 児童手当	中学校までの子どもがいる家庭を対象に、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に手当を支給します。	おやこ保健福祉課
② 児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図るため、18歳未満の児童を養育する保護者に手当を支給します。	おやこ保健福祉課
③ 子ども医療費の助成	令和5年度より助成額を拡充し、入院費無料等、自己負担限度額の引下を行い、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健福祉の増進を図ります。	おやこ保健福祉課
④ ひとり親家庭等医療費の助成	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭等の子ども及び保護者の医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と健康増進、福祉の向上を図ります。	おやこ保健福祉課
⑤ 出産・子育て応援交付金事業	出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援を行うとともに、出産応援交付金及び子育て応援交付金（各5万円）を支給します。	おやこ保健福祉課
⑥ 生活保護費による生活費や住宅費等の支給	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、最低限度の生活の保障と自立支援を目的として、生活費・住宅費・医療費を支給します。	生活福祉課
⑦ 生活困窮者住居確保給付金事業	住居を失ったまたは失う恐れがある離職者に対し、原則3ヶ月間家賃を支給します。	生活福祉課
⑧ 保育所・認定こども園の利用者負担額（保育料）軽減（再掲）	保育所または認定こども園を利用する際の利用者負担軽減を図るため、令和5年度より全面的な料金改定を行い、あわせて、多子軽減の範囲を小学校就学前から中学校就学前まで拡充します。	こども保育課

具体的な取組	取組の概要	担当課室
⑨ 実費徴収補足給付事業	保育園、認定こども園、幼稚園等が保護者から実費を徴収する、日用品、文房具等の購入費や食事の費用、行事への参加費等について、生活保護世帯を対象にその費用の一部を助成します。	こども保育課
⑩ 障害児福祉手当・特別障害者手当	障がい者の所得補償の一環として、障がい者の自立生活の基盤を確保するため、心身に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護の必要がある場合に、手当を支給します。	障がい福祉課
⑪ 特別児童扶養手当	心身に重度の障がいのある在宅の20歳未満の児童を監護・養育している者を対象に、障がいのある児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。	障がい福祉課
⑫ 重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者（児）の医療費一部負担を軽減します。	障がい福祉課
⑬ 補装具給付事業	身体の失われた機能を補い、日常生活における身体的負担を軽減する補装具の購入・修理するための費用を給付します。	障がい福祉課
⑭ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器購入費等の一部を助成することにより、言語の習得やコミュニケーション能力の向上等を図り、健全な発達を支援します。	障がい福祉課
⑮ 消費生活センター事業（多重債務相談）	負債等の状況を聞き取り、解決方法を提示し、必要に応じて専門家（司法書士・弁護士）へつなげます。	男女共同参画推進室
⑯ 移住・子育て住まい支援事業	市内への移住世帯のほか、中古物件を取得した18歳以下の子が同居する子育て世帯に対し、住宅取得費用の一部を補助します。	建築指導課

### （3）計画期間中の検討課題

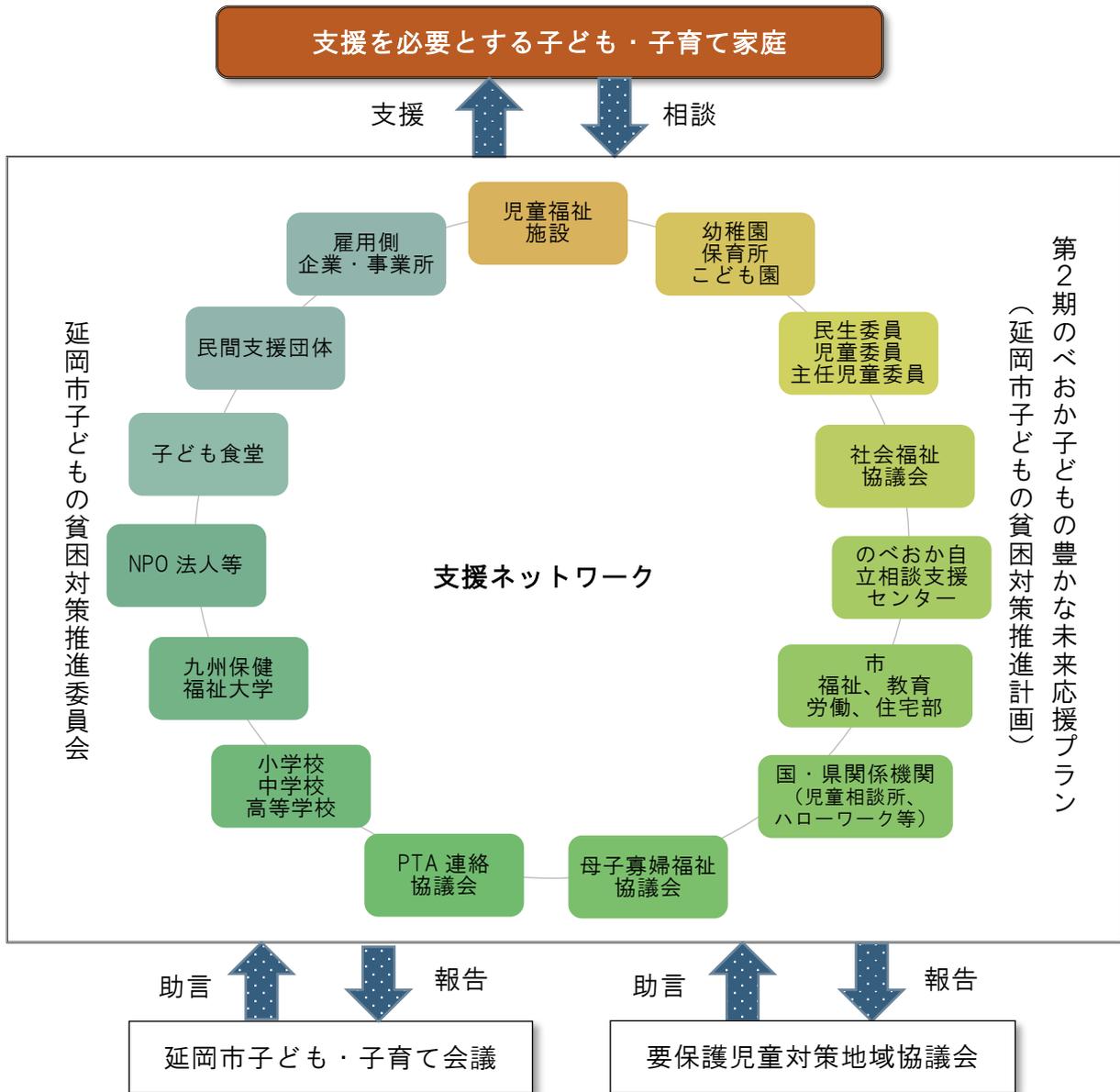
- ・本市、その他関係機関等が支給する各種手当や貸付制度等、また、その利用方法についての周知強化。
- ・養育費の支払いが適切に行われるよう、関係機関と連携した相談体制の構築。

## 2. 支援ネットワークの構築

様々な問題を抱えている子どもやその保護者が、社会から孤立することなく、地域の中で安心して暮らすことができるよう、子供の発達・成長段階に応じた切れ目のない支援、教育と福祉の連携並びに関係機関、地域、NPO、ボランティア、民生委員等の連携が必要です。そのため、様々な視点からの支援ネットワークを構築するとともに、市民への啓発、民間団体への支援等に取り組みます。

取組	取組の概要
① 市を中心としたネットワークの強化及び発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市と、子どもや子育て家庭への支援を行っている団体とのネットワークの更なる強化に取り組みます。</li> <li>また、雇用環境を始めとする様々な分野とのネットワークも構築することとし、きめ細やかなネットワークへ発展できるよう取り組みます。</li> </ul>
② 民間団体のネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや子育て家庭への支援を行っている民間団体が相互に活動を理解し、連携・協力して子どもの貧困対策に取り組むことを促進します。</li> </ul>
③ 教育と福祉の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困問題において、早期に子どもや子育て家庭の状況把握を行い、様々な資源が活用できるよう、学校が貧困家庭の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげられる体制づくりや、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、要保護児童対策地域協議会等の連携を強化し、教育分野と福祉分野の連携に努めます。</li> </ul>
④ 市民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民一人ひとりが子どもの貧困に関して理解を深め、地域の人々が協力して子どもたちを見守り支援するような機運を高める啓発に努めます。</li> <li>子ども食堂、その他の民間団体等の取組を市民に向けて発信することで、活動に対する理解を促します。</li> </ul>
⑤ 民間団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体に対し、国、県、市、その他公的団体の助成金等に関する情報提供や、市が実施するクラウドファンディング連携事業の取組を紹介する等、活動を持続化させるための資金調達の後押しを行います。</li> <li>子ども食堂、その他の民間団体等への食料品の寄付、ボランティアの参加を市民に呼びかける等、必要な物資及び人材の確保を支援します。</li> <li>民間団体の支援内容、活動日等の情報が、支援を必要とする子どもや家庭に届くよう、市の子育てアプリ、ホームページ等の媒体を使用し積極的に発信します。</li> </ul>

■ 支援ネットワークのイメージ



### 3. 個別支援体制の専門性の向上

各種相談窓口、民生委員等の支援者は、様々な問題を抱える家庭を適切な支援につなぐために、本市の支援制度だけでなく、関係機関、民間団体、地域で行われている支援策等に関する知識が必要となります。そのため、支援者に対して、各種支援策に関する周知を図るとともに、貧困に関する情報提供や研修を充実させ、専門性の向上に努めます。

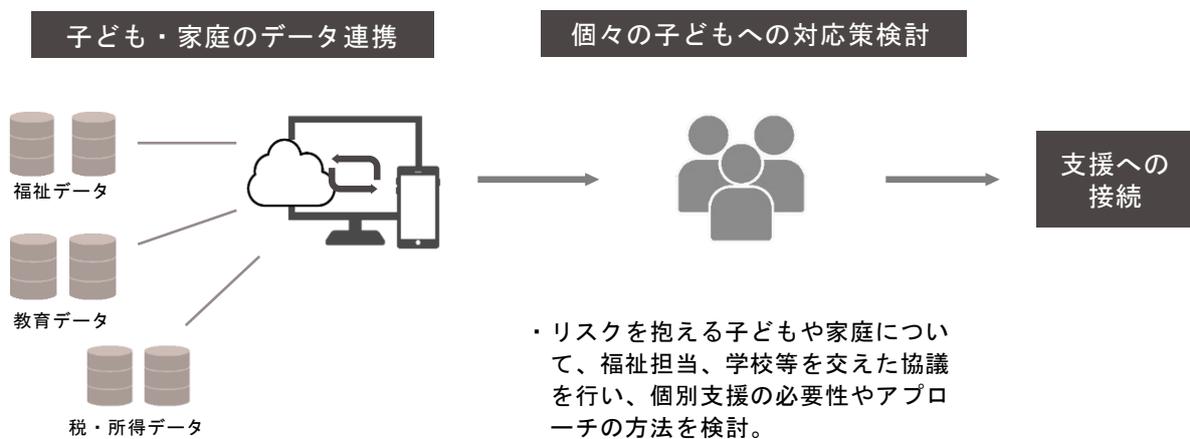
取組	取組の概要
① 子育て家庭に関する相談窓口の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て家庭に関する相談や支援は、問題の複雑化・多様化に対応する必要があることから、これまでも、「子育て世代包括支援センター」や「子育て家庭相談・支援カウンター」を設置し、専門性の向上に努めてきました。</li> <li>令和5年度より、このふたつの窓口を統合し「こども家庭サポートセンター」を設置することで、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対する一体的な相談支援を行うための機能強化を図ります。</li> </ul>
② 子どもの貧困への理解を深める研修制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な問題を抱える子どもや保護者を早期に発見し支援につなげるためには、日常的に子どもに関わる機会の多い支援者が子どもの貧困についての関心を高め、共通認識のもと支援に取り組むことが必要であるため、研修会を開催します。</li> <li>子どもの貧困に関する視点、具体的な支援方法、相談窓口等をまとめたチェックリストの作成について検討を行っていきます。</li> </ul>
③ 支援者に対する支援策の周知・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援の必要な家庭の早期発見及び支援サービスへの接続のため、市民と関わる機会の多い関係機関の相談窓口や民生委員等の支援者に、正しい理解を持って対応ができるように啓発を行います。</li> <li>民間団体や民生委員等の支援者に対し、行政機関やその他の民間団体等が実施する支援制度や支援機関の周知を行います。</li> </ul>

## 4. 能動的なプッシュ型支援の実施

必要な支援の情報が届いていない家庭に対して、能動的な情報の発信に努めます。また、行政機関が把握できていないリスクを抱えた子どもや家庭を早期に発見することが必要です。

取組	取組の概要
① アプリ・SNSを活用した能動的なプッシュ型情報提供	・本市の公式アプリ「すくすくワクチン」、「のべおかポータル」、SNS等を活用し、子育て世代に届きやすい方法で子育て家庭に役立つ情報を積極的に発信します。
② データ連携による能動的なプッシュ型支援	・支援が必要なリスクを抱える子どもや家庭を早期に発見し、能動的に関係機関の支援につなげる取組に関して、その方法や仕組みの検討・研究を行います。

### ■ ②データ連携による能動的なプッシュ型支援のイメージ



- ・関係課室、学校等が保有する子どもや家庭に関する様々なデータを個人情報保護に留意しつつ連携・分析。
- ・貧困等の表面化しにくいリスクを抱える子どもや家庭を早期発見。

## 延岡市内の社会資源・相談窓口

子どもの貧困対策を推進するために公的機関及び民間団体等が地域で支援に取り組んでいます。各機関等の支援策について、重点施策の分野ごとにまとめています。

また、本市では、様々な相談に対応できるよう「なんでも総合相談センター」や各種専門相談窓口を開設しています。（95、96 ページに掲載）

### （1）公的機関の社会資源

#### 重点施策〔1〕教育の支援

機関名	事業名等	事業内容
宮崎県	高校生等奨学給付金制度	向学心に富み、優れた素質を有する学生等で、経済的な支援を必要とする者に対して、授業料以外の教材費等に充てるための給付金を支給しています。
	高等教育の機会を保障する奨学金制度等	意欲と能力のある学生等が経済的状況にかかわらず、大学等への就学の機会を得られるよう奨学金や各種資金の貸付等を行っています。
宮崎県教育委員会	スクールカウンセラー	不登校となっている児童生徒等へのカウンセリング等を行う臨床心理士等の有資格者等を配置しています。
	スクールソーシャルワーカー	様々な悩みを抱えている児童生徒の相談に応じる社会福祉士等を配置しています。

#### 重点施策〔2〕生活の支援

機関名	事業名等	事業内容
延岡児童相談所	相談等業務	障がいのある児童を含む全ての児童の様々な問題について、家庭、学校等からの相談に応じ、養育環境等の調査や子どもの性格・能力等の心理判定等に基づき、必要な助言、指導等を行っています。
	一時保護業務	家出、遺棄等による緊急保護や、援助方針を定めるための行動観察等を目的に一時保護を行い、子どもの安全を確保しています。

機関名	事業名等	事業内容
延岡児童相談所	福祉施設への入所措置	保護者の疾病または離婚、虐待等により、家庭での養育が困難となった子どもについて、児童養護施設等への入所措置、里親への委託について調整しています。
延岡保健所	母子保健対策	本市が行う母子保健に関する事業の実施に関し、技術的な助言や援助を行っています。
	精神保健福祉対策	精神疾患等疾病により生活に支障が生じている家庭に対して、関係機関と連携の上、適切な医療等が受けられるための支援を行っています。
	小児医療援護	小児慢性特定疾病に関する医療費の助成や関係機関との支援の調整を行っています。

重点施策〔3〕保護者の就労支援

機関名	事業名等	事業内容
公共職業安定所 (ハローワーク 延岡)	のべおか福祉就労支援コーナー	市役所庁舎内にハローワークの出張窓口を設置し、ひとり親家庭や生活保護受給者などを対象に就労支援を行っています。
	ハローワーク延岡マザーズコーナー	仕事と子育ての両立を希望する方のため、就労の支援と、子育て支援を総合的に行っています。

(2) 民間資源・地域資源

重点施策〔1〕教育の支援

施設・団体等	事業名等	事業内容
学校法人順正学園 九州保健福祉大学	順正ジョイフルキッズ クラブ（JKC） （ひとり親家庭等学習 支援事業）	ひとり親家庭の中学生を対象に、均等 な教育の機会が得られるよう、大学の 施設を利用して、学習支援や調理実習 等を実施しています。
社会福祉法人宮崎県 社会福祉事業団	障害児・者支援施設ひか り学園「ゆるまーれ」	共生型福祉サービスとして、誰でも集 える居場所づくりを行っています。子 どもたちには、学校帰りの居場所とし て世代間交流や、学習支援を行ってい ます。
のびのびフリースペ ース&わえん	居場所づくり、相談支援	不登校、ひきこもり等、生きづらさを感じ る子どもの居場所として、また、保護 者や関係者とも相談・交流ができる場 所として、支援活動等を行っています。
NPO法人学校支援 のべおかはげまし隊	学習支援	旭化成延岡OB会等を中心に結成され、 子どもに早い段階から数学や理科 等の基礎力を身に付けさせるため、市 内の全中学校において授業の補助を行 っています。
子どもネットワーク のべおか	コワーキングカレッジ おるたな	不登校等の子どもを支援するために、 好きなことに取り組める環境提供や調 理活動等を通して、居場所づくりを実 施しています。
	夏休み学習支援教室「て らこや」	小学生を対象に、高校生が先生役とな り宿題を教える等、夏休みの学習支援 を行っています。
NPO法人陽の環	サタースクールヒノ ワ	学校に息苦しさを感している子ども及 び特別な支援を必要とする子どもを対 象として、定期的にフリースクールを 開催しています。

重点施策〔2〕生活の支援

施設・団体等	事業名等	事業内容
学校法人順正学園	順正デリシャスフード キッズクラブ（DFK ク ラブ） （フードバンク事業）	中学生以下の子どもを養育する世帯 で、生活が困窮している家庭に対し、 その自立を支援するために食料品を月 1回、定期的に提供しています。
社会福祉法人延岡市 社会福祉協議会	フードバンク事業	食料品の寄付を募り、支援が必要な状 態にある生活困窮者に食料支援を行っ ています。
	のべおか自立相談支援 センター	仕事、健康、家族、金銭面等の生活に困 っている方の相談を受け、状況に応じ た必要な支援を行っています。
延岡市子育て支援セ ンターおやこの森	子育てサポーター家庭 訪問事業	子育てサポーターを派遣して、育児期 における孤立感の軽減、育児不安の解 消、虐待防止等を図るため、主に育児 に悩みのある保護者の話の傾聴を行っ ています。
	ファミリー・サポート・ センター事業	子育て支援サービスの援助を行いたい 人及び育児の援助を受けたい人を会員 登録し、会員相互で育児に関する援助 活動を行い、地域の子育てを支援して います。
	病後児保育事業	乳児・幼児または小学校に就学してい る児童を対象に、保護者が就労してい る場合等において、病気の回復期の子 どもを一時的に保育します。
	児童福祉サービス利用 者支援事業	全ての子どもが健やかに成長すること ができる地域社会の実現に寄与するた め、子どもやその保護者、また、妊娠し ている方等が、様々なサービスを円滑 に受けられるよう支援を行っています。
	子育て支援センター事 業	ベビーカー、チャイルドシート等、子 育てに必要な用品のレンタルを行って います。

■ 第4章 施策の展開 ■

施設・団体等	事業名等	事業内容
延岡市子育て支援センターおやこの森	支援対象児童等見守り強化事業	新型コロナウイルス感染症の影響による長期間の外出自粛等により子どもの見守り機会が減少し、貧困、虐待等のリスクが高まっていることから、家庭訪問及び支援拠点における見守りを実施しています。
	多胎妊産婦等支援事業	育児負担の大きい多胎妊産婦等に対して「多胎ピアサポート（双子の会）」や「多胎妊産婦サポーター事業」、「育児用品等支援」を実施しています。
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行っています。
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を預かり、必要な保護を行うことで、安心して子育てができる環境を整えます。
	食料品、衣類、生活必需品等の配付	ミルク、おむつ、子ども服、生活必需品等、不要になった人から寄付されたものを、必要とする生活困窮世帯等に配付しています。
延岡市子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行っています。
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を預かり、必要な保護を行うことで、安心して子育てができる環境を整えています。
	病後児保育事業	幼稚園や保育園に通っている子が病気の回復期にあっても体力的にまだ登園できない状態の時に、専用のスペースで看護師・保育士が子どもの預かりを行っています。

施設・団体等	事業名等	事業内容
延岡市子育て交流広場「まちなかキッズホーム」	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を預かり、必要な保護を行うことで、安心して子育てができる環境を整えています。
	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行っています。
恒富保育所子育て支援室	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行っています。
宮野浦子育て広場	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行っています。
トトロこどもクリニック 病児保育室さんぼ	病児保育事業	子どもの急な発熱等で集団生活が困難な場合、医師の診断結果に基づいて、個々に合わせた看護・保育を保護者に代わって行っています。
延岡共立病院 病児保育室いちご	病児保育事業	子どもの急な発熱等で集団生活が困難な場合、医師の診断結果に基づいて、個々に合わせた看護・保育を保護者に代わって行っています。
児童養護施設みどり学園	児童養護施設	保護者のいない児童（乳児含む。）、虐待されている児童、その他環境上擁護を要する児童を入所させて、これを擁護し、あわせて、その自立支援を行っています。
	ショートステイ事業	保護者が疾病や出産等の社会的理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合等に、養育保護を行っています。
	トワイライトステイ事業	保護者が、仕事等の理由により、恒常的に夜間に帰宅する場合、または休日に不在の場合等で児童に対する生活や食事の世話等が困難な場合に、児童に対する支援を行っています。

■ 第4章 施策の展開 ■

施設・団体等	事業名等	事業内容
児童養護施設みどり学園	里親支援専門相談	里親支援専門相談員を配置し、地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図っています。
延岡市母子寡婦福祉協議会	ひとり親等日常生活支援事業	病気等で一時的に日常生活に支障を生じたひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育サービスを行っています。
こども食堂のべおか今山	こども食堂のべおか今山	毎月第1～3・5金曜日の夕、第4土曜日の昼に、大人も子どもも利用できる食堂を開いています。大人は200円、高校生以下は無料で食事を提供しています。
延岡地区更生保護女性会	ととろ食堂 (子ども食堂)	毎月第2・4土曜日の昼に大人も子どもも利用できる食堂を開いています。無料で食事を提供しています。
子ども食堂 恒富	子ども食堂 恒富	毎月第3土曜日の昼に大人も子どもも利用できる食堂を開いています。無料で食事を提供しています。
ふれあい食堂にこにこキッチン	ふれあい食堂にこにこキッチン (子ども食堂)	毎月第4土曜日の昼に大人も子どもも利用できる食堂を開いています。子どもは無料、大人は300円～の寄付で食事を提供しています。
みんなの食堂♡牧	みんなの食堂♡牧 (子ども食堂)	毎月第3土曜日の昼に大人も子どもも利用できる食堂を開いています。子どもは無料、大人は寄付で食事を提供しています。
子どもネットワークのべおか	子ども食堂 土曜給食	毎月第3土曜日の昼に大人も子どもも利用できる食堂を開いています。子どもは無料、大人は100円～の寄付で食事を提供しています。

施設・団体等	事業名等	事業内容
子どもネットワーク のべおか	のべおかこども宅食 (支援対象児童等見守り強化事業)	新型コロナウイルス感染症の影響による長期間の外出自粛等により子どもの見守り機会が減少し、貧困、虐待等のリスクが高まっていることから、家庭訪問を行い、お米や食料品、日用品、生理用ナプキン、お菓子等を提供しながら見守りを実施しています。
	moonBOX プロジェクト	生理の貧困に関心のある団体や個人が参画し、ワークショップ、セミナー、講演会を企画・実施しています。
	フードドライブ事業	生活困窮家庭へ向けた食品支援活動として、各家庭で余った食品や日用品等の寄付を募っています。
NPO法人陽の環	のんびりヒノワ (支援対象児童等見守り強化事業)	新型コロナウイルス感染症の影響による長期間の外出自粛等により子どもの見守り機会が減少し、貧困、虐待等のリスクが高まっていることから、家庭訪問及び支援拠点における見守りを実施しています。

重点施策〔3〕保護者の就労支援

施設・団体等	事業名等	事業内容
延岡市子育て支援センターおやこの森	ひとり親家庭情報交換事業	ひとり親家庭の保護者の精神的な不安等の軽減を図るため、お互いの悩みを打ち明け、相談し合う場「シングルカフェ」を定期的に関催しています。
延岡市母子寡婦福祉協議会	母子家庭等就業・自立支援センター(県)	ひとり親家庭の父母や寡婦の方を対象に就業相談、就業支援講習会、自立支援プログラムの策定等を行っています。
	ひとり親家庭を対象とした研修会やイベントの開催	ひとり親家庭の父母や寡婦の方の福祉の増進を図るための研修会や親子で楽しめるイベント等を開催しています。

重点施策〔4〕経済的支援

施設・団体等	事業名等	事業内容
社会福祉法人延岡市 社会福祉協議会	助け合い資金の貸付事業	その日の生活に困窮している低所得者世帯に対して生活資金の貸付を行っています。
社会福祉法人宮崎県 社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付事業	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、経済的自立や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的に貸付を行っています。
	みやざき安心セーフティネット事業	生活困窮者の自立支援のため、その趣旨に賛同する社会福祉法人を募り、生活困窮者からの相談等に連携して対応するとともに逼迫した状況にある場合には、現物給付を行う等の支援を行っています。
	高等職業訓練促進資金の貸付事業	高等職業訓練促進給付金を受給しているひとり親を対象に、養成機関の入学準備金及び養成機関修了後の就職準備金の貸付を行っています。
	住宅支援資金の貸付事業	ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的に、1年間、住宅支援金の貸付を行っています。貸付開始から1年以内に就職又はより高い所得が見込まれる転職をし、1年以上就業した場合は返還免除となります。

(3) 子ども・子育て等に関する相談窓口

子ども・子育て等に関して、以下の相談窓口があります。

種類	名称	内容	開設時間	電話番号	備考
家庭・学校	子育て家庭相談・支援カウンター（※）	家庭相談員が、家庭や児童福祉に関する相談のうち、児童の生活習慣、学校生活、非行、学校関係、虐待等の相談に応じています。	平日 8:30～ 17:15	20-7250	市役所保健センター内
家庭・学校	延岡児童相談所	発達や子育て、非行・不登校、保護者の病気や死亡で子どもを育てられなくなった等の相談に応じています。	平日 8:30～ 17:15	35-1700	宮崎県北部福祉子どもセンター内
学校	青少年育成センター	不登校、いじめ、勉強、ともだち、養育問題等、学校や日常生活で心配事がある人や、悩みを抱える保護者を対象に、専門の相談員が相談に応じています。	平日 9:00～ 16:00	0120-783-904 32-4840	社会教育課内
子ども相談	チャイルドライン	18歳までの子どもを対象として、家庭や学校に関する悩みごとや相談、伝えたいことに電話で対応します。	月～土曜日 16:00～ 21:00	0120-99-7777 (18歳まで通話無料)	
妊産婦・乳幼児	子育て世代包括支援センター（※）	妊産婦、乳幼児及びその家族を対象に、子育て等の相談に応じています。	平日 8:30～ 17:15	20-7174	市役所保健センター内
障がい児	基幹相談支援センター	障がい者や障がい児、その家族及び地域の方達の相談ごとや困りごとに対して、社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員等が専門的な指導、助言等を行います。（市内に3ヶ所設置。）	平日 8:30～ 17:15	北部 20-2710 西部 20-0717 南部 29-2720	

※令和5年度より、「子育て家庭相談・支援カウンター」及び「子育て世代包括支援センター」を統合し、「こども家庭サポートセンター」を設置。

■ 第4章 施策の展開 ■

種類	名称	内容	開設時間	電話番号	備考
母子・父子家庭	母子父子寡婦相談	母子父子自立支援員が、母子・父子家庭、寡婦の相談に応じます。また、経済的自立を図るための資金貸付の相談にも応じます。	平日 8:30～ 16:00	20-7202	おやこ保健福祉課内
困窮	のべおか自立相談支援センター	生活保護受給者以外で生活に困っている方を対象に、仕事、住まい、借金、家計のやりくり等の相談を相談支援員・家計改善支援員・就労準備支援員が行います。	平日 9:00～ 16:30	20-6111	延岡市社会福祉センター内
就労	のべおか福祉就労支援コーナー	市役所内に設置されたハローワークの出張窓口であり、ひとり親家庭、生活保護受給者等を対象に、就職支援ナビゲーターが求人情報の提供を行います。	平日 8:30～ 17:15	28-2947	市役所内
若者就労	みやざき若者サポートステーション／サポステ・プラス「サテライト延岡」	若者（15～49歳）の職業的自立に向けた総合的なサポートを実施するとともに、若者の就職・就労に関する悩み相談に応じています。	平日 9:00～ 16:00	37-1190	延岡市職業訓練支援センター内
消費生活	消費生活センター	借金、架空請求等の消費生活に関する悩みの相談に対応し、必要に応じて司法書士、弁護士等の専門家につなげています。	平日 8:30～ 17:15	26-0111	男女共同参画推進室内
DV	DV等相談	配偶者からの暴力等、家庭問題の相談に対応し、状況に応じて関係機関につなげています。	平日 8:30～ 17:15	22-7056	男女共同参画推進室内
全般	なんでも総合相談センター	病気や介護、認知症のこと、育児、不登校、いじめ、その他生活上の不安や、どこに相談すればよいかわからないことの相談に応じ、必要に応じて関係課室及び関係機関につなげています。	年中無休 9:00～ 16:00	20-7105	市役所内

# 第5章

計画の推進に向けて

## 1. 計画の推進体制

### (1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、広く市民へ計画内容の周知を図るとともに、取組をより効果的なものにするために、関係者がそれぞれの役割や特徴を理解し、連携を図っていくことが重要です。

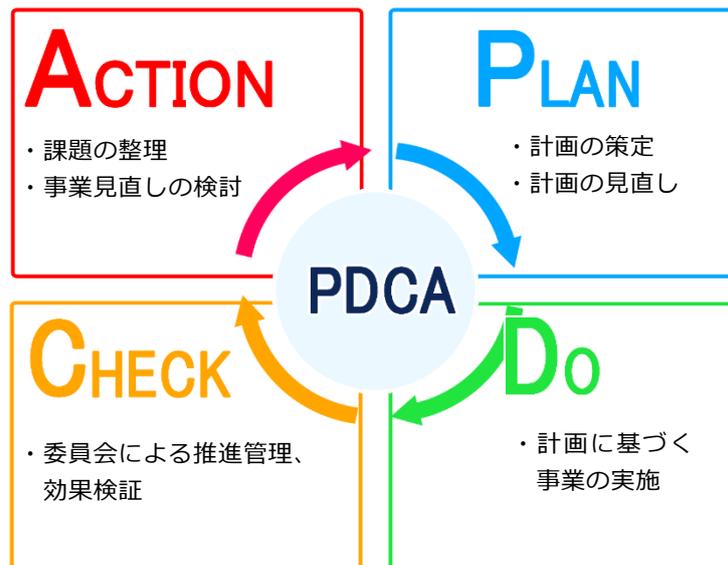
### (2) 関係者の役割

関係者	役割
① 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の関連施策に関する情報を共有し、関係課室が連携し各種施策の推進に努めます。</li> <li>・ 支援を必要とする子どもや家庭の実態及び支援ニーズの把握に努めます。</li> <li>・ 支援を必要とする人に対しての情報提供の充実に努め、相談窓口、各種支援策、民間団体の取組等の周知徹底を図ります。</li> <li>・ 現在取り組んでいない新たな施策に関して、各種データ、アンケート調査の結果等を分析し、具体的な取組の実施について検討を行います。</li> </ul>
② 市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市、関係機関等が実施する各種施策に協力します。</li> <li>・ 民間団体等が必要とする物資の寄付、ボランティア参加等を行うことで、活動への協力を行います。</li> <li>・ 地域において子どもやその保護者の様子が気になった場合には、本市、児童相談所、学校、民生委員・児童委員等へ連絡を行います。</li> </ul>
③ 民間団体・支援者・公的団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市、関係機関等が実施する各種施策に協力します。</li> <li>・ 各種民間団体等が取組を行う際に、必要に応じて連携した取組を行います。</li> <li>・ 地域において子どもやその保護者の様子が気になった場合には、本市、児童相談所、学校、民生委員・児童委員等へ連絡を行います。</li> <li>・ 本市等が開催する研修会等に参加し、啓発の取組に協力するとともに、子どもの貧困に関する理解を深めます。</li> </ul>
④ 延岡市子どもの貧困対策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本計画の進捗状況の確認や改善についての検証を行います。</li> <li>・ 本市が行う新たな施策の検討に対して、助言を行います。</li> <li>・ 本市等が開催する研修会等に委員が参加し、啓発の取組に協力します。</li> </ul>

## 2. 計画の進捗管理と計画の見直し

本計画の推進のため、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルを確立し、毎年度、「延岡市子どもの貧困対策推進委員会」において、計画の進捗状況の確認や改善についての検証を行います。

また、国や県の動向を踏まえて、必要に応じて見直し・改善を図ります。





# 資料編

## 1. 延岡市子どもの貧困対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)及び子どもの貧困対策に関する大綱(平成 26 年8月閣議決定)の趣旨をふまえ、子どもの貧困対策を推進するため、延岡市子どもの貧困対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 子どもの貧困対策に関する基本的な方針に関すること
- (2) 子どもの貧困対策に関し、重点的に講ずべき施策に関すること
- (3) その他子どもの貧困対策推進計画に係る必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 児童福祉等に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は、会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の構成員及び構成員であったものは、委員会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部おやこ保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 2. 延岡市子どもの貧困対策推進委員会名簿

区分	所属	役職	氏名
識見	九州保健福祉大学	臨床福祉学科講師	日田 剛
関係団体	延岡市養護教諭部会	部長	渡邊 富美子
	延岡市PTA連絡協議会	副会長	河野 望美
	延岡市保育協議会	理事	首藤 郁子
	延岡市社会福祉協議会	のべおか自立相談支援センター 主任相談支援員	興 梶 航
	延岡市民生委員児童委員協議会	副会長	姫田 芳子
	延岡地区更生保護女性会	会長	富山 友子
	延岡市母子寡婦福祉協議会	会長	鬼塚 幸代
	子どもネットワークのべおか	理事	堀之内 タミ
児童福祉 等事業者	児童福祉施設	施設長	大樂 隆志
	子育て支援センター	施設長	小澤 のり子
	のびのびフリースペース	主宰者	喜多 裕二
関係行政 機関	延岡児童相談所	所長	松田 正宏
	延岡公共職業安定所	就職支援ナビゲーター	三橋 玲子
	延岡市教育委員会学校教育課	課長	瀬之口 博行
	延岡市健康福祉部おやこ保健福祉課	課長	児玉 欣也
庁内オブ ザーバー	延岡市企画部男女共同参画推進室	室長	阿部 洋子
	延岡市健康福祉部なんでも総合相談センター	センター長	山田 隆則
	延岡市健康福祉部生活福祉課	課長	池田 元洋
	延岡市健康福祉部こども保育課	課長	富岡 忠伸
	延岡市健康福祉部障がい福祉課	課長	吉田 尚良
	延岡市商工観光文化部人材政策・移住定住推進室	室長	志道 政彦
	延岡市教育委員会社会教育課	課長	志道 里香

### 3. 計画策定の経過

期日	事項
令和4年7月～8月	公的機関、民間団体等の資源量調査
9月20日	第1回延岡市子どもの貧困対策推進委員会
10月	子どもや子育て家庭の生活ニーズに関するアンケート調査
12月16日	延岡市子どもの貧困対策推進計画策定庁内ワーキング会議
12月23日	第2回延岡市子どもの貧困対策推進委員会
令和5年1月30日 ～2月20日	パブリックコメント
2月28日	第3回延岡市子どもの貧困対策推進委員会

■ 延岡市子どもの貧困対策推進計画策定庁内ワーキング会議の構成課室

男女共同参画推進室、なんでも総合相談センター、生活福祉課、こども保育課、障がい福祉課、人材政策・移住定住推進室、学校教育課、社会教育課、おやこ保健福祉課（事務局）





**編集・発行 延岡市 健康福祉部 おやこ保健福祉課**

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1

TEL 0982-20-7202 FAX 0982-22-1347

E-mail [oyako@city.nobeoka.miyazaki.jp](mailto:oyako@city.nobeoka.miyazaki.jp)

<https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp>